

平成 23 年 第 4 回

南関町議会 6 月定例会会議録

平成 23 年 6 月 16 日開会

平成 23 年 6 月 21 日閉会

6 月 1 6 日 (木)

(第 1 日 目)

平成23年第4回南関町議会定例会（第1号）

平成23年6月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

1番 井下 忠俊 君

2番 境田 敏高 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 請願の委員会付託等について

日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について（南関町一般会計）

日程第6 報告第2号 繰越明許費の繰越報告について（南関町公共下水道事業特別会計）

日程第7 議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第8 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成22年度南関町一般会計補正予算（第9号））

日程第9 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成22年度南関町老人保健特別会計補正予算（第3号））

日程第10 議案第45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成22年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））

日程第11 議案第46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成22年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号））

日程第12 議案第47号 平成23年度南関町一般会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第48号 平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

日程第14 議案第49号 平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

日程第15 議案第50号 平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

日程第16 議案第51号 平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算
(第1号)について

日程第17 議案第52号 平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
(第1号)について

日程第18 議案第53号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について

日程第19 議員提出議案第4号 議員派遣について

日程第20 一般質問について(4名)

6番議員 8番議員 4番議員
3番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 井下 忠俊 君	2番 境 田 敏高 君
3番 打越 潤一 君	4番 鶴 地 仁 君
5番 田 口 浩 君	6番 島 崎 英樹 君
7番 大 木 幹夫 君	8番 山 口 純子 君
9番 橋 永 芳政 君	10番 唐 杉 純夫 君
11番 酒 見 喬 君	12番 本 田 眞二 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

町 長 上 田 数吉 君	会 計 課 長 北 原 耕治 君
副 町 長 堀 幹也 君	福 祉 課 長 高 橋 稔 君
教 育 長 大 里 耕守 君	建 設 課 長 堀 賢司 君
総 務 課 長 柳 田 陽一 君	教 育 課 長 大 石 和幸 君
経 済 課 長 雪 野 栄二 君	住 民 課 長 木 村 浩二 君
まちづくり推進課長 佐藤安彦 君	住 民 課 審 議 員 菅 原 力 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 松本寛 君 書記 橋本恵 君

開会 午前10時00分

議長（本田眞二君） おはようございます。

ただ今から平成23年第4回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（本田眞二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番議員、2番議員を指名します。

日程第2 会期決定について

議長（本田眞二君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、本日から6月21日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日から6月21日までの6日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告について

議長（本田眞二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、第36回町村議会議長・副議長研修会についてであります。本研修会は、去る5月17日から18日まで、東京メルパルクホールで開催されました。研修では、「地域力創造と地域おこしのヒント」を演題とした講演や、「町村議会だからできる」との演題での基調講演、各県の町議会議長4人をパネリストに迎えてのシンポジウム等が開催されました。詳細については、多数の資料があり、議会事務局に備え付けましたので省略します。

報告の第2点は、平成23年度町村議会議長研修会についてであります。本研修会は、去る5月23日、熊本市の熊本県市町村自治会館で開催されました。毎日新聞論説副委員長との与良正男氏を講師に迎え、「これからの政局・政治展望」という演題で講演がありました。東日本大震災の復旧や原発事故の終息対応という非常重要で困難な政治課題がある中で、各政党の抱える内情や思惑を講師の新聞記者としての取材経験と私見を交えて解説されました。

報告の第3点は、例月出納検査等報告についてです。本件については、南関町監査委

員に関する条例第10条の規定によって、監査委員井上康幸君、島崎英樹君より、平成22年度2月分、3月分、平成22年度、平成23年4月分、そして平成23年度4月分の出納検査結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第4点は、委員会報告についてです。産業厚生常任委員会委員長より、委員会研修について報告書が提出されていますので報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

産業厚生常任委員長（山口純子君） 委員会研修報告書。南関町議長、本田眞二様。産業厚生常任委員会委員長、山口純子。

研修日時、平成23年4月22日金曜から23日土曜まで。場所。財団法人エコサイクル高知731 2153、高知県高岡郡日高村本郷200 7。出席者、山口議員、酒見議員（副議長）、橋永議員、大木議員、田口議員、打越議員。随行者、松本議会議務局長、木村住民課長、菅原審議員、堀建設課長、寺本審議員、熊本県環境局、山本局長、公共関与推進課、梅川補佐、岩井参事。

研修日程、1日目、22日、うから館集合6時30分、福岡空港9時10分、高知龍馬空港、マイクロバス10時20分、市内昼食、財団法人エコサイクル高知で研修視察13時から16時30分、高知ホテル5時、帰路、2日目、23日、ホテル9時30分、桂浜10時、高知龍馬空港13時30分、福岡空港15時、南関町5時着。

研修目的及び経過、蒲島知事が昨年11月に来町し、住民説明会を行い、究極の技術を要して建設する県公共関与型産廃処分場クローズド型無放流の施設の先進地視察と建設までの経緯と、高知県日高村に対する高知県地域振興策の施策を研修し、今後の産業厚生常任委員会として「町づくり」の参考に資するため。

エコサイクル高知研修視察レポート。熊本県環境生活部環境局長及び同局内の公共関与推進課員2名の案内により、国道と並行し蛇行して流れる仁淀川を挟んで位置しているエコサイクルセンター高知を車窓から初めて見た感想は、ものすごく高い崖に建っている要塞のように見えた。現場の財団事務所に着き、財団法人専務理事、宮地様ほか4名の方々からこれまでの建設に関わる主な概要と経緯の説明を受けた。平成元年9月の知事表明から23年9月の完成を目指しての工事が進められているの聞き驚きを感じた。

最初の予定地、日高村柱谷地区から地元反対者の建設予定地の「立ち木トラスト」運動があり、用地の3割を押えられて建設断念。しかし、隣の本村地区の砕石場跡地の建設を県に要望。賛成2,466、反対1,621の住民投票の推進派が勝利し、建設決定。反対派も結果を尊重し、受け入れた。資料は参照でございます。

地域振興策の実施状況についての中でも関心を引いたのは、JR小村駅新設、ケーブルテレビ（全村ブロードバンド化）、学童保育、保育料助成など、14項目で62億円。資料参照をお願いします。監視委員会などの組織状況及び協定書の締結など（環境保

全や地域の要望等) 資料参照です。漁協との協定は4項目、仁淀川に年に1,000キロの稚アユ放流ぐらいで、漁協補償料などはないとのことだった。そのほか産廃施設の建設を起因とする四国電力のダム2カ所にかかる共同警報無線設置の電波受信障害が発生した場合の対策、運営に伴う地元雇用の確保、5名でございました。これは供用開始後、採算性を見通して、固定資産の見込みは約2,000万円ほどでございます。工事着工後の問題点、3点は資料の記載どおりでございます。

次のページが、建屋の中に入り、驚きました。1万2,000平方メートルの広大な建屋の中、全面にベントナイトの層が敷かれ、その上に浸出水の集積パイプや遮水シートが二重に張られていた。高低差約22メートル、勾配率7.3%、幅40メートル、長さ300メートル、深さ10メートルの12万の立方メートル埋立容量、その上に屋根の空間があり、まるで大きな競技場を感じさせる施設でした。外では管理棟240平方メートル、医療廃棄物処理施設451平方メートルが建設中でした。

まとめといたしまして、今までの施設研修と違い、町当局、議会が県関与型処分場建設を容認しての視察研修は実に各議員の自覚、それと随行職員の意欲、奮起を今まで以上に感じ得ました。行政視察研修で知り得たことをこれから建設予定の地元の相談、県への要望、交渉に生かし、まちづくりに町、執行部と議会と一緒に取り組みたいと再認識した研修でした。以上、報告いたします。

議長(本田眞二君) 日程第4、請願の委員会付託等についてです。本日まで受理しました請願等は。

(「議長、今の報告について質問があるんだけど、質問項目はなかですか。」という声あり)

議長(本田眞二君) いえ、報告だけです、ここは。

(「質問があります。質問しよったでしょ、報告のときは。」という声あり)

議長(本田眞二君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時20分

議長(本田眞二君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。10番議員。

10番議員(唐杉純夫君) いくらでん質問しようと思わんのだけど、第一、何のために行ったかということをもまず一番に質問します。それから、ここの中で読みよるけど、住民が安全が一番気にしとる。その安全ということをね、一言も書いてなか。環境保全の協定とかいうようなことで、地域の要望等ということで、そういうことで書いてあるけど、安全をどういように感じたとか、そんかこつは一言でも書いてなか。何のために行ったかということやん、結局。それがまず第一の質問。答えてください。

議長(本田眞二君) 産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長(山口純子君) 副委員長が答えます。

議長（本田眞二君） 産業厚生常任委員会副委員長。

産業厚生常任副委員長（橋永芳政君） 第1点の唐杉議員の質問に対しての第1点目、研修目的及び経過というようなことで、ここに記載しておるとおりでございます。以上です。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 何のために行ったかて、書いてあるとおれば読んで俺が何のためおかしか、安全はどげん書いとるかというこつば聞きよるわけだけん、ここに書いてある以外のことが何か説明のでけんならいかんわけたい。書いてあるとおりでそげん言うたっちゃ。

議長（本田眞二君） 産業厚生常任委員会副委員長。

産業厚生常任副委員長（橋永芳政君） 安心・安全というのは、町民がここに書いておりますような形で、地域の住民は建設の容認に対して投票を行っとると。賛否の投票を行っておって、その賛成多数で建設が容認されたということにつきましては、各議員がその中で感じたことは安心・安全な施設というようなことで容認をされたというような受け取り方をしておるわけでございます。そして、あえてここに記載はしておりませんが、熊本県の公共関与型最終処分場の予定地の、米田地区の建設に伴う安心・安全の担保については、熊本県知事がいつも申しておりますような形で、未来永劫にわたって補償するというふうなことで担保しておるわけでございますので、そのへん南関地区における産業廃棄物最終処分場については、そういうことで安心をしておるわけでございますので、あえてここには記載をしておりません。以上です。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 答えになっとらん。何のために行ったか、何の目的で委員会としてね、研修してきたか。南関町民の金を使うて、そしてやっとなだけん、何のために行ったかということについての理由になっとらんけん。熊本県知事がどうのこうのじゃなか。あんた方の建設委員会がどういう感じで、目的で行ったかということ質問しよっとだから。

議長（本田眞二君） 議論がこれ以上進まない可能性が大きいと思いますので、これ以降は全協に回して取り扱いたいと思います。

最後に、産業厚生常任委員会副委員長。

産業厚生常任副委員長（橋永芳政君） その件については、今、唐杉議員の質問については、議員の見解の相違というような私たちの産業厚生常任委員会との見解の相違というようなことで私たちは受け取っとるわけでございますので、この件はこれで打ち切りたいと思います。以上です。

議長（本田眞二君） ほかにありますか。

（「議長、ならもういっちょあるよ、そんなら。はい。よか。許可する。」という声あり）

議長（本田眞二君） 10番議員、もう1回だけ、なら。

10番議員（唐杉純夫君） 全協に切り替えたらね、記録に残らなたい。これを全協に切り替えてもね、記録として残して、住民に公開できるようなシステムをする、そしたらいいよ。そう約束するかい。どうですか。今までそうされとらん。

議長（本田眞二君） 10番議員。今の質問はそれですか。

10番議員（唐杉純夫君） そうよ。

議長（本田眞二君） 現行ではそうはなっておりません。それで、このことについては、また改めて別問題でありますので、取り扱わなければならないことだと思っておりますが、本研修報告についての質問ではもうないと思っておりますので、このことについては議事進行上。

10番議員（唐杉純夫君） いっぱいあります。あるけれども、時間の関係ででけんて言うけん、全協に取り替えるて言うけん、全協も議会並みで記録もちゃんと残して、全部住民に開示できるようなシステムになるんだらうなて聞きよるわけたい、俺は。その答えをしてよ。

議長（本田眞二君） 10番議員。このことについてはですね、全協でも議事録はちゃんと取っております。だた、それを開示することについては、当然、南関町の情報公開条例に沿って公開をしなければならないと考えております。その判断は議運並びに私に任せていただいていると思っておりますので、このことについては後日取り扱いたいと思っております。

それでは、この件につきましては、これで打ち切りたいと思っております。よろしいですか。

10番議員。質問があるときは手を挙げてお願いします。このことについては、これで打ち切りたいと思っております。終わりにします。

日程第4 請願の委員会付託等について

議長（本田眞二君） それでは、日程第4、請願の委員会付託等についてです。

本日まで受理しました請願等は、お手元に配りました請願文書の写しのとおり、所管の常任委員会に付託し、陳情書は配付としましたので報告します。

ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

町長（上田数吉君） おはようございます。

大雨洪水報が警報されておりまして、災害の方が心配ではございますけれども、平成23年度の定例議会を開催いたしましたところ、一言ご挨拶を申し上げます。

国内観測史上最大のマグニチュード9.0の東日本大震災から3カ月を経過いたしました。未だに避難生活を送る被災者は8万人を超え、福島原発から放射能は漏れ続けている状況にあります。このような中であって、政治の迅速な対応が必要であります。内閣不信任案提出や次期総理大臣の問題などで政局は混乱を極めて、政治への不信感は深くなっている状況であります。復興財源の問題、さらには福島原発の放射能対策など、早急な対応をしなければ、東北地方ばかりではなく、日本全体が低迷

することにもなりかねないと思っております。一日も早い政治体制を確立し、復興にあたっていただきたいと思っておりますのでございます。

さて、4月6日から14日間にわたりまして、まちづくり懇談会を開催をいたしました。住民の皆様から様々なご意見・ご要望をお伺いし、意見を交換できましたことは、町の姿勢を示す上でもよい機会であったと思っております。また、南関町の重要課題であります公共関与型産業廃棄物処理施設建設問題につきましても、このまちづくり懇談会において、熊本県から産業廃棄物処理の状況や施設概要などを説明していただきました。熊本県や南関町に対し、多くのご意見も出されました。私自身、本年3月の定例議会において、建設容認を表明をいたしましたので、それに対する質問も多かったこともありますが、今後も建設に対する皆さんの声を聞き、熊本県に対しては十分な説明責任を果たしていけるよう要望するものでございます。また、建設に対して、地域振興策につきましては、坂下地区を中心に支援策を検討し、特に産業廃棄物が運搬される県道の改良や、玉名パーキングから自動車が乗り入れできるスマートインターチェンジも考えているところでございます。いずれにいたしましても、地域振興策につきましては、町議会をはじめ、地域住民の意見を伺いながら決定し、熊本県に対し要望していく所存でございますので、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。今回提案いたします案件は、繰越明許の報告について、一般会計、繰越明許費の繰越報告について、公共下水道特別会計、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成22年度南関町一般会計補正予算の専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成22年度南関町老人保健特別会計補正予算の専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成22年度南関町公共下水道特別会計補正予算の専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成22年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算の専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成23年度南関町一般会計補正予算について、6,986万4,000円、平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算について、25万7,000円、平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算について、45万7,000円の減額、平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算について、19万3,000円、平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算について、3,525万6,000円、平成23年度南関町浄化槽整備促進事業特別会計補正予算について、6,000円の減額、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてをご提案申し上げております。説明につきましては、担当課長よりそれぞれ行いますので、ご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越報告について（南関町一般会計）

日程第 6 報告第 2号 繰越明許費の繰越報告について（南関町公共下水道事業特

別会計)

- 日程第 7 議案第 4 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議案第 4 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成 2 2 年度南関町一般会計補正予算(第 9 号))
- 日程第 9 議案第 4 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成 2 2 年度南関町老人保健特別会計補正予算(第 3 号))
- 日程第 1 0 議案第 4 5 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成 2 2 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第 5 号))
- 日程第 1 1 議案第 4 6 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成 2 2 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第 4 号))
- 日程第 1 2 議案第 4 7 号 平成 2 3 年度南関町一般会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 1 3 議案第 4 8 号 平成 2 3 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 1 4 議案第 4 9 号 平成 2 3 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 1 5 議案第 5 0 号 平成 2 3 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号 平成 2 3 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 1 7 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 1 8 議案第 5 3 号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 日程第 1 9 議員提出議案第 4 号 議員派遣について

議長(本田眞二君) お諮りします。日程第 5、報告第 1 号から日程第 1 9、議員提出議案第 4 号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。したがって、日程第 5、報告第 1 号から日程第 1 9、議員提出議案第 4 号までの議案を一括上程することに決定しました。

議案はお手元に配付してあります。議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。

議会事務局(松本 寛君) [議案名朗読]

議長(本田眞二君) 配付漏れなどありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただ今から提案理由の説明を求めます。担当職員は、順次説明をしてください。総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 報告第1号議案、繰越明許費の繰越報告についてご説明いたします。

平成22年度南関町一般会計歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたします。

繰越計算書により事業名と繰越額についてご説明いたします。まず、テレビ共同受信施設増設工事といたしまして1,420万円を繰り越しております。これは地デジ化に伴います共同受信施設への加入工事でございます。6月末完了を目途にして特例をいたしておるところでございます。それから、光ファイバー整備事業といたしまして1億3,700万円を繰り越しております。坂下局の整備事業でございます。来月のサービス開始を予定をいたしております。それから、県営南関西地区換地業務委託といたしまして348万8,000円を繰り越しております。これは謝礼並びに委託料でございます。それから、農業高度化事業費補助金といたしまして171万円を繰り越しております。パソコンの購入費など、きめ細かな交付金事業分でございます。

続きまして、共同農機具等購入補助金といたしまして29万2,000円を繰り越しております。大豆脱粒機購入補助金でございます。これもきめ細かな交付金分でございます。それから、水田の暗きょ排水事業費補助金といたしまして140万円を繰り越しております。25件分でございます。これもきめ細かな交付金分でございます。

続きまして、新幹線湧水対策受託事業といたしまして7億5,364万4,000円を繰り越しております。三池トンネル関係のため池新設工事費などでございます。

それから、間伐等森林整備促進対策事業といたしまして280万円を繰り越しております。工事費並びに委託料でございます。それから、古小代の里公園整備事業といたしまして868万4,000円を繰り越しております。休憩所等のトイレ改修などでございまして、きめ細かな交付金分でございます。それから、道路新設改良事業といたしまして700万円を繰り越しております。尾田高久野線分でございます。それから、町道強化舗装事業といたしまして2,000万円を繰り越しております。きめ細かな交付金分でございます。それから、公営住宅施設改修事業といたしまして543万9,000円を繰り越しております。小原団地の地デジ環境整備事業でございます。これもきめ細かな交付金分でございます。それから、小学校耐震改修事業といたしまして1億8,214万1,000円を繰り越しております。四小屋体分でございます。それから、中学校エレベーター設置事業といたしまして4,144万3,000円を繰り越しております。管理費並びに工事費でございます。以上、ご報告いたします。

議長（本田眞二君） 建設課長。

建設課長（堀 賢司君） 報告第2号、繰越明許費の繰越報告についてご説明いたします。地方自治法施行令第146条第1項の規定により、歳出予算の経費を繰り越しま

したので、同条第2項の規定により、これを報告いたします。平成22年度南関町公共事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。公共下水道の建設事業費でございます。3,955万8,000円を繰り越すものでございます。この繰越事業につきましては、関下の中山地区の管渠工事の繰越分でございます。以上、よろしく願い申し上げます。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） 第42号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて。南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、普通地方公共団体の長は次の会議においてこれを報告し、承認を求めなければならぬとなっておりますので、提案するものでございます。専決第5号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由及び内容の説明をいたします。地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が、平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日より施行されました。これに伴いましたの本条例を改正するものでございます。それでは、条例案によって説明をいたします。議案書を2枚お開きください。第2条第2項但し書き中の国民健康保険税、これは基礎課税額の課税限度額でございますけれども、50万円から51万円に改め、第3項但し書き中の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を13万円から14万円に改めるものです。また、第4項但し書き中の介護納付金課税額の課税限度額を10万円から12万円に改めるものです。第23条は、国民健康保険税の減額の規定ですが、その中の50万円を51万円に、13万円を14万円に改め、また10万円を12万円に改めるものです。次に、附則といたしまして、第1項は施行期日ですが、この条例は平成23年4月1日から施行するものです。第2項は適用区分ですが、これは平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の令とするものであります。以上で、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 第43号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明をいたします。専決第1号は、平成22年度南関町一般会計補正予算（第9号）としまして、平成23年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、ご承認を求めます。予算書の1ページをお開きください。今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,209万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,003万5,000円としますとともに、地方債の補正を行ったものでございます。歳入の主なもの、地方交付税7,407万2,000円の増額、

歳出の主なものは、財政調整基金積立金7,200万円の増額などでございます。それでは、2ページをお開きください。歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款の地方譲与税からずうっと下りまして11款交通安全対策特別交付金までは、交付額確定によるものでございます。中でも10款地方交付税でございますが、7,407万2,000円を専決いたしております。これは主に特別交付税の増でございます。それから、一番下の21款町債、今回440万円を減額専決いたしております。事業の確定によるものでございます。歳入合計といたしまして、7,209万8,000円を追加し、65億3,003万5,000円としたものでございます。続きまして、3ページをお願いいたします。歳出の補正でございます。2款1項総務管理費7,200万円を追加いたしております。財政調整基金積立金でございます。それから、3款民生費からずうっといきまして10款災害復旧費まで、これにつきましては、地方債等の補正によりますところの財源の組み換えというものでございます。歳出合計といたしまして7,209万8,000円を追加し、65億3,003万5,000円としたものでございます。4ページをお願いします。繰越明許費の補正の変更でございます。農業高度化事業補助金104万1,000円を66万9,000円追加いたしまして171万円としたものでございます。また、その下の欄ですが、新幹線湧水対策受託事業7億5,443万8,000円を79万4,000円減額しまして7億5,364万4,000円としたものでございます。これが変更でございます。その次が廃止でございます。樹木伐採業務委託199万9,000円を廃止いたしております。理由といたしましては、大津山山頂の樹木伐採業務が年度内に完了いたしましたので、廃止するというものでございます。次のページをお願いします。地方債の補正でございます。いずれも事業の確定によりまして、地方債の補正を行ったものでございます。1、農免道路制度事業40万円を追加しまして690万円としたものでございます。それから、2、圃場整備事業30万円を減額しまして420万円としたものでございます。それから、4、道路橋梁整備事業110万円を追加しまして1億1,800万円としたものでございます。相谷菊水線など4件分でございます。それから、5、消防防災設備整備事業230万円を減額しまして1,270万円としたものでございます。防火水槽建設分でございます。それから、7、過疎対策ソフト事業280万円を減額しまして3,220万円としたものでございます。8、災害復旧事業40万円を減額しまして550万円としたものでございます。それから、9、教育設備整備事業10万円を減額しまして1億4,920万円としたものでございます。四小屋体分でございます。(以下、予算書により説明)

議長(本田眞二君) 福祉課長。

福祉課長(高橋 稔君) 第44号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについての平成22年度南関町老人保健特別会計補正予算(第3号)についての提案理由及び専決の内容の説明をいたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づきまし

て、平成22年度南関町老人保健特別会計補正予算（第3号）を専決いたしましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、承認を求めます。専決処分につきましては、平成20年3月31日をもって廃止されています老人保健法では、その保険医療事務の残務処理につきましては、平成22年度まで行うようになっているところでございますので、老人保健特別会計の関連いたします調剤薬局の調剤報酬請求の過誤によります返納金につきましては、平成23年3月31日付けで1万5,488円が歳入となりましたので、諸収入として1万6,000円を増額し、支出も1万6,000円を増加し、一般会計へ繰り出すための予算を調整するものであります。このことによりまして、平成23年3月31日をもって専決いたしましたので、今回の定例議会へ報告するものであります。補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出それぞれ1万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142万3,000円とするものであります。2ページをお開きください。歳入、6款3項雑入で1万6,000円を追加し、雑入91万5,000円とするものであります。3ページをお開きください。歳出、3款2項繰出金といたしまして1万6,000円を増額し、94万6,000円とするものであります。6ページをお開きください。歳入、6款3項2目返納金といたしまして1万6,000円を追加するものであります。7ページをお開きください。歳出につきましては、3款2項1目の一般会計繰出金といたしまして1万6,000円を追加して、90万6,000円とするものであります。以上で説明を終わります。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（本田眞二君） 建設課長。

建設課長（堀 賢司君） 第45号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。南関町専決第3号、平成22年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算について。平成22年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり調整することとする。予算書をお開きください。専決第3号、平成22年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。金額の補正はありませんが、事業費の確定によって財源の組み換え等を行ったものでございます。2ページをお開きください。歳入でございます。繰入金を20万円増額しまして、1億2,152万6,000円とするものでございます。それから、町債につきましては、20万円減額して5,500万円とするものでございます。補正後の額としまして2億5,702万7,000円でございます。次に、歳出でございます。事業費については補正はありません。次に、4ページをお開きください。繰越明許費の補正でございます。補正前の額が3,847万5,000円を3,955万8,000円にするものでございます。5ページにつきましては、公共下水道事業について補正前の額が5,520万円を5,500万円とするものでございます。次に、8ページをお開きください。8ページの歳入

でございます。一般会計繰入金20万円を補正しまして、1億2,152万6,000円とします。それから、町債につきましては、20万円を減額して5,500万円とするものでございます。6ページの歳出でございます。これは公共下水道建設費の財源の組み換えでございます。以上、よろしくお願い申し上げます。次に、第46号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によってこれを報告し、承認を求めるものでございます。南関町専決第4号でございます。予算書をお開きください。専決第4号、平成22年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第4号)でございます。補正の金額はありませんが、今回は事業の確定によって町債の額を変更するものでございます。次に、2ページをお開きください。歳入でございます。30万円を減額して1,416万1,000円とするものでございます。町債につきましては、30万円を増額して1,830万円とするものでございます。3ページの歳出につきましては、補正はありません。次に、4ページの地方債の補正でございます。公共下水道事業で1,800万円を1,830万円とするものでございます。次に、5ページの総括表でございますけど、繰入金、町債、それぞれ30万円減額と30万円増額ということで調整しております。次に、6ページの歳入につきまして、財源の組み換えでございます。以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(本田眞二君) 説明の途中でありますが、暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

議長(本田眞二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。説明の途中でありましたので、これを続行します。総務課長。

総務課長(柳田陽一君) 第47号議案、平成23年度南関町一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,986万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,587万7,000円とするものでございます。また、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。歳出予算の主なものとして、東日本大震災に伴います人的支援費271万6,000円、それから総合文化福祉センター工事費703万6,000円、それから介護基盤緊急整備特別対策事業補助金9,000万円、これは同額の歳入がございます。それから、住宅用の太陽光発電設置補助金105万円、水田暗きょ排水事業補助金140万円などがございます。また、4月の人事異動に伴いまして、各所属ごとの人件費の組み換えを行っておりますので、これにつきましては説明資料をご覧いただきたいというふうに思いま

す。予算書の2ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正、歳入でございます。14款2項の国庫補助金12万3,000円を追加するものでございます。これは働く世代大腸ガン検診推進事業補助金でございます。それから、15款の2項県補助金9,000万円を追加するものでございます。介護基盤緊急整備特別対策事業補助金でございます。それから、3項の県委託金334万2,000円を減額するものでございますが、これは県議選の委託金でございます。それから、20款4項の雑入1,311万7,000円を減額するものでございます。これはスポーツ振興くじ地域スポーツ施設整備助成金の減でございます。いわゆるt o t oの補助金の減ということでございます。それから、21款1項の町債でございます。380万円を減額するものでございます。圃場整備及び農村広場整備分でございます。合計といたしまして、6,986万4,000円を追加いたしまして、47億4,587万7,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款の1項議会費172万1,000円を減額するものでございます。それから、2款1項総務管理費2,816万2,000円を減額するものでございます。財政調整基金積立金の減額あるいは東日本大震災に伴いますところの人的支援費などを計上いたしております。2項の徴税費593万3,000円を追加するものでございます。主に人件費でございます。3項の戸籍住民基本台帳費714万9,000円を減額するものでございます。これも主に人件費でございます。それから、4項の選挙費365万9,000円を減額するものでございます。ご存知のとおり、県議選の無投票によるものでございます。それから、5項の統計調査費3万8,000円を追加するものでございます。続きまして、3款1項社会福祉費9,971万2,000円を追加するものでございます。介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、それから総合文化福祉センター営繕工事費などでございます。同じく2項の児童福祉費1,975万6,000円を減額するものでございます。主に人件費でございます。それから、4款1項保健衛生費1,221万2,000円を追加するものでございます。住宅用の太陽光発電設置補助金などを計上いたしております。それから、5款の1項農業費1,760万2,000円を追加するものでございます。水田暗きょ排水事業補助金などを計上いたしております。6款1項商工費619万7,000円を追加するものでございます。主に人件費でございます。7款1項土木管理費1,059万8,000円を減額するものでございます。主に人件費でございます。それから、5項の下水道費45万7,000円を減額するものでございます。繰出金でございます。6項の浄化槽整備推進事業費40万2,000円を減額するものでございます。繰出金でございます。それから、8款1項消防費26万7,000円を追加するものでございます。続きまして、9款1項教育総務費13万1,000円を減額するものでございます。同じく4項の社会教育費16万円を追加するものでございます。次のページをお願いいたします。5項の保健体育費18万2,000円を追加するものでございます。歳出合計といたしまして6,986万4,000円を追加いたしまして、47

億4,587万7,000円とするものでございます。次のページ、5ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。追加といたしまして、南町民センター事務機器賃借料41万8,000円とするものでございます。また、8公務支援ネットワーク運用管理委託料237万6,000円とするものでございます。公務支援ネットワークと申しますのは、各学校と教育委員会をネットワーク化するものでございます。それから、変更でございますが、1、医療機器賃借料186万円とするものでございます。これはAED分でございます。それから、公務支援ネットワーク機器賃借料、これを年度追加いたしまして、金額を148万5,000円とするものでございます。それから、5、小中学校事務機器賃借料、同じくこれも394万3,000円に変更するというものでございます。次、6ページをお願いします。地方債の補正でございます、1の圃場整備事業270万円を減額いたしまして、790万円とするものでございます。事業量の変更によるものでございます。それから、4、社会教育施設整備事業110万円を減額しまして、4,560万円とするものでございます。これは農村広場改修分でございます。(以下、予算書により説明)

議長(本田眞二君) 福祉課長。

福祉課長(高橋 稔君) 第48号議案の平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。予算書の5ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,267万3,000円とするものであります。2ページをお開きください。歳入、3款2項国庫補助金といたしまして25万7,000円を追加し、1億4,173万5,000円とするものであります。3ページをお開きください。歳出につきましては、8款2項保健事業費として35万9,000円を追加するものであります。12款1項の予備費といたしまして、予算調整により10万2,000円を減額し、歳入の総額を14億4,267万3,000円とするものであります。(以下、予算書により説明)

議長(本田眞二君) 建設課長。

建設課長(堀 賢司君) 第49号議案、平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ45万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億868万円とするものでございます。今回の補正は、4月1日の人事異動に伴って人件費を減額するものでございます。2ページをお開きください。歳入でございます。繰入金、一般会計からの繰入金を45万7,000円減額し、1億271万3,000円とし、歳入総額を2億868万円とするものでございます。3ページの歳出でございます。事業費の公共下水道事業費でございます。45万7,000円を減額し、8,335万9,000円とし、歳出総額2億868万円とするものでございます。(以下、予算書により説明)

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 第50号議案の平成23年度南関町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算総額をそれぞれ19万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億8,847万円とするものでございます。2ページをお開きください。歳入、7款1項一般会計繰入金といたしまして19万3,000円を追加するものでございます。3ページ、歳出、1款3項介護保険審査費用に18万3,000円を追加するものでございます。それから、4款2項包括的支援事業費といたしまして1万円を追加するものでございます。4ページをお開きください。第2表の債務負担行為補正ということで事務機賃借料の変更をするものでございます。補正前が24年度か27年度まで金額を394万円を、補正後24年度から28年度377万円とするものでございます。これは事務機の賃借料等でございます。7ページをお開きください。歳入、7款1項4目の一般会計繰入金といたしまして19万3,000円を繰り入れるものでございます。8ページをお開きください。歳出、1款3項2目認定調査費等といたしまして、こちらにつきましては2名おる調査員の方が1名病気療養中ということで調査ができないために、報酬等で組んでおりましたけれども、一部委託の方に調査が遅れますので、回しているために予算を追加するものでございます。委託料として18万3,000円を追加するものでございます。4款2項1目の介護予防ケアマネジメント事業費といたしまして、これは地域支援事業のシステム保守委託料といたしまして、これは4月1日から新しく導入する予定でありましたけれども、東日本大震災によりまして部品の供給が遅れまして、導入が7月1日ということになりますので、こちらにつきましては委託料が旧委託料ということで、若干割高になっておりますので、4月から6月までの委託料の不足分等を補正するものでございます。7月1日から新たに新システムで導入するための委託料の1万円の追加でございます。以上で、補正予算等の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（本田眞二君） 引き続きお願いします。

総務課長（柳田陽一君） 続きまして、第51号議案の平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出それぞれ3,525万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,235万2,000円とするものでございます。2ページをお開きください。歳入、9款1項繰越金といたしまして3,525万6,000円を追加するものでございます。3ページをお開きください。1款1項につきましては、施設管理費といたしまして33万4,000万円を減額するものでございます。4款1項予備費といたしまして3,559万円を追加するものでございます。4ページをお開きください。債務負担行為補正ということで、まず追加といたしまして医

療機器賃借料といたしまして、これはA E Dですけれども、期間を24年度から平成28年度の限度額を14万4,000円を追加するものでございます。それから、変更といたしまして、パソコンの事務機賃借料といたしまして、現在の24年度から27年度、555万5,000円を、補正後、平成24年度から平成28年度、562万9,000円とするものでございます。(以下、予算書により説明)

議長(本田眞二君) 建設課長。

建設課長(堀 賢司君) 第52号議案、平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8,656万6,000円とするものでございます。今回の補正の主なものとしまして、国庫補助金、この国庫補助金が入示がありまして、611万3,000円を減額することが主な補正の内容でございます。2ページをお開きください。歳入でございます。国庫補助金611万3,000円を減額し、900万7,000円とするものでございます。一般会計繰入金として40万2,000円を減額し、1,570万5,000円とするものでございます。繰越金としまして430万9,000円を増額し、431万円とするものでございます。これは平成22年度からの純繰越金でございます。町債につきましては、220万円を増額し、2,720万円とするものでございます。歳入総額8,656万6,000円とするものでございます。次に、3ページの歳出でございます。事業費、1、浄化槽整備推進事業費6,000円を減額し4,725万7,000円とし、総額8,656万6,000円とするものでございます。次に、4ページをお開きください。地方債の補正でございます。補正前の額は2,500万円、これを220万円増額しまして2,720万円とするものでございます。(以下、予算書により説明)

議長(本田眞二君) 総務課長。

総務課長(柳田陽一君) 第53号議案、熊本県市町村総合事務組規約の一部変更についてご説明をいたします。一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定によりまして、関係団体の議会の議決を経る必要がありますのでご提案申し上げます。改正内容についてご説明いたします。規約の別表第1及び別表第2の中で、玉名市・玉東町病院組合を平成23年4月1日から公立玉名中央病院企業団に、また球磨郡公立多良木病院組合を平成22年4月1日から球磨郡公立多良木病院企業団に改めるものでございます。なお、別表第1と申しますのは組合を組織する団体名、それから別表2と申しますのは共同で処理する事務を掲げているものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(本田眞二君) 事務局長。

議会事務局長(松本 寛君) 議員提出議案第4号、平成23年6月16日、南関町議会議長、本田眞二様。提出者、南関町議会議員、山口純子。賛成者、南関町議会議員、橋永芳政、賛成者、南関町議会議員、酒見喬、賛成者、南関町議会議員、大木幹夫、

賛成者、南関町議会議員、田口浩、賛成者、南関町議会議員、打越潤一。平成23年度南関町議員派遣について。上記の件を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。議員派遣の件、本議会は地方自治法第100条第13項及び会議規則第121条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。1、産業厚生常任委員会研修。(1)目的、施設の(安心・安全)対策や施設建設に伴う地域振興施策の内容等を視察研修することで今後の(まちづくり)に役立てるため。(2)派遣場所、佐賀県唐津市鎮西町、財団法人佐賀県環境クリーン財団、クリーンパークさが。(3)期間、平成23年7月5日、火曜。(4)派遣議員、橋永芳政議員、酒見喬議員、大木幹夫議員、田口浩議員、打越潤一議員、山口純子議員、以上6名。ただし、期日等については、天災地変等やむを得ない場合は変更することがある。以上であります。

議長(本田眞二君) 以上で、提案理由の説明を終了します。

日程第20 一般質問について

議長(本田眞二君) 日程第20、一般質問を行います。発言の通告があつておりますので、順次質問を許します。6番議員の質問を許します。

6番議員(島崎英樹君) こんにちは。6番の島崎です。雨の方が心配されるわけですが、今回は2つの項目で一般質問を行います。まず、この春3月、日本を襲いました未曾有の東日本大震災、3カ月経っておりますけれども、厳しい状況、変わりないように思います。原発、また被災地の状況、目に余るものでございます。平穩にいつもと変わらず暮らせることの有難さ、また命の大切さ、また家族、周りを支え合つての自分であるという絆のことをです、考えさせられるものでございます。さて、国政におきましては、町長のご挨拶の中でもありましたが、菅首相の曖昧な退陣表明というようなことで2週間が経過して、まだまだ混乱が続いておるようでございます。千年に一度といわれますこの震災の克服に向けて、与野党協力して一つになって取り組んでいただきたい、復興に努めてほしいと願うものであります。また、私たちも南関町から義援金を送ったり、人的支援も職員の方っております。この被災地を見続けていきたい、いかなければならないというふうに思うものでございます。そういう中で一つ紹介をしたい新聞記事のコラムがございましたので上げておきたいと思ひます。「命がけ」ということで書いてございました。産経新聞の3月17日のコラムでございますが、趣旨だけですが、ちょっと述べたいと思ひます。「命がけ」という言葉を国政から聞きますが、今この命がけの仕事をしているのは、福島第一原発の現場で事態収拾にあたっている人たちではなからうか。命がけという言葉は軽々しく使えないものである。現場の方々にはどうか何よりも命を大切に、困難な務めを果たしていただきたい、こういう趣旨でありました。自我を捨ててこそ自分が生きるというふうな言葉もございしますが、なかなか難しいことではございますが、そういう思いで日々の務めにあたらなければならないと思ひます。さて、今回の質問は2つ、

まちづくり懇談会のまとめと公立保育園の存続ということでございます。4月に14日間の日程で、4月6日から27日まででしたが、開かれましたまちづくり懇談会は、町民の方から多方面にわたる意見や提言が出され、町の課題が整理されるとともに、その希望も見えてくる機会であったかと思えます。そこで、執行部としてのまとめを求めたいと思います。また、いろいろ要望がありましたけれども、その中でも多く感じましたのが、道路整備など安全対策、交通関係でございました。この今後の対応を尋ねたいと思います。これにつきましては、6月号の広報なんかんにも事が書いてありましたので、それも触れながら進めていきたいと思えます。次に、公立保育園の存続ということでございますが、統合保育園がスタートしております。そういう中で町内に公立保育園を一つは残してほしいという保護者の方からの声を聞くところでございます。そこでお尋ねですが、保護者に選択の余地を与え、統合保育園を残してはどうかというようなことでお尋ねをしていきたいと思えます。この質問につきましては、私がちょうど1年前、平成22年の6月議会でございましたが、9月開園の統合保育園の関連質問としてお尋ねをしておりました。質問としましては、保護者が園を選べるという意味から、第一保育園を残す考えはないかということでありました。町長の答弁としては、第一保育園も近いうちには統合保育園に合併しなければならない、それが基本構想というふうなことでお答えがっております。状況等いろいろ総合的にご判断をされて、このことについてお考えをお示しいただければと思えます。以上2点であります、執行部におかれましては、簡潔また前向きな答弁をお願いしたいと思います。あとは自席にて進めていきます。

議長（本田眞二君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました、6番島崎議員の質問にお答えいたします。4月に14日間の日程で開催されましたまちづくり懇談会は、住民から多岐にわたる意見や提言が出され、町の課題が整理されたとともに、希望の見えてくる機会であったと思う。そこで、執行部としてまとめを求めます。また、要望が多かったことを感じた道路整備など、今後の対応を尋ねるという質問でございます。4月の6日から27日まで、町内14カ所で住民説明会が行われ、提案をいただくまちづくり懇談会を開催したところでございます。参加者といたしましては、422名の出席がありました。また、県が当町に建設を計画している産業廃棄物の公共関与管理型最終処分場についての県からの説明も懇談会の中で行われたところでございます。懇談会におきましては、現在、当町が重点施策として取り組んでいるまちづくり推進プロジェクト事業や産業の振興、さらには交通・通信基盤の整備、住民福祉、環境保全、教育振興、安全なまちづくり、さらには行財政運営などについて、住民の皆様から多くの貴重な意見をいただいたところでございます。主なものにつきましては、広報6号に、質問者からも言われましたように、記載しているところでございますが、ご意見や要望を真摯に受け止め、今後のまちづくりに生かしていく所存でございます。また、総合振

興計画にも掲げているように、協働のまちづくり実現のために開催方法などの検討を踏まえた上で、今後も懇談会を開催したいと考えております。質問の後段にあります道路整備についてでございますが、意見が多かったのは、通学道路ではないかと思えます。特に坂下地区の県道、小原地区の国道は交通量も多く、危険であることから、これまでも再三にわたり県に対し働きかけを行っているところでございますが、今後もより一層の働きかけを行うと考えておるところでございます。通学道路ではなかったと思えます。特に坂下地区の県道、小原地区の国道は交通量も多く危険であることから、これまで再三にわたり県に働きかけをしているところでございますが、今後共一層の働きかけをしてまいります。大変申し訳ございません、重複をいたしました。また、懇談会の中で、国道・県道の歩道が未整備のため、通学する子どもたちなどが危険であり、早急な改良をお願いしたいというご意見・ご要望が数多く寄せられました。町道も改良する箇所も多くあると思えますが、今回の懇談会では国道443号を含め、県道5路線の、国道未整備のご意見、さらには要望が集中したところでございます。質問は要望が多かった道路整備の今後の対応を尋ねるでございますが、町ではこれまで毎年、熊本県に要望している国道・県道の改良を含め、玉名振興局に5月の17日に私と建設課長で土木部長を訪れまして、懇談会での意見・要望を伝え、改良の必要性を強く要望したところでございます。玉名土木部長は、要望箇所の道路改良を町で優先順位を決めて県に要望していただきたいとの回答をいただいたところでございますが、本町としては要望の箇所ばかりではなく、国・県道の歩道未整備の箇所がすべて熊本県に要望していくことにしております。質問事項2番として、公立保育園の存続についての質問でございます。として、統合保育園がスタートしているが、町内に公立保育園を一つは残してほしいとの声を聞く。保護者に選択の余地を与えてはどうかという質問でございます。ご質問のように、保育園は平成22年9月1日からスタートし、現在、公立保育園は第一保育園の一つであります。保育園の統合につきましては、質問者からもございましたように、平成18年3月策定の第3次南関町行政改革大綱におきまして、保育園の管理運営について、児童数の減少、延長保育や一時預かり等の多様化する保育ニーズ及び運営コスト削減に対するため、4園の統合保育や民間委託の導入を図りますと位置付けて、保育園民営化検討委員会の意見を聞き、議会の議決を得て、3園の統合を行っているところでございます。南関町総合振興計画の後期計画につきましては、保育の充実を推進するため、保育料負担の軽減を図り、一層の保育サービスの充実に努めるとともに、保護者のニーズが高い一時保育等の特別保育の充実に努めていくとともに、平成23年3月策定の第4次南関町行政改革大綱におきましても、保育園の管理運営につきましては、延長保育や一時預かりと多様化する保育ニーズへの対応強化に努めるとともに、第一保育園のこどもが丘保育園の統合を推進すると位置付けております。そういうことで推進しておりますけれども、行政改革大綱に沿って、今後も私は考えてまいりたいと思っておりますので、

ご理解をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

議長（本田眞二君） それでは、質問の途中ですが、昼食のため1時まで休憩したいと思います。休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時59分

議長（本田眞二君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。6番議員の一般質問の途中でありましたので、これを続行します。6番議員。

6番議員（島崎英樹君） 今、午前の方に町長の方から答弁をいただいたところでした。まちづくり懇談会につきましては、町長の方から422人の町民の方の参加があって、県の産廃のこともお話があった。それから、町の重点施策、まちづくりプロジェクト、このことの説明があって、多くの貴重な町民の方からの意見が寄せられたという話がありました。そして、真摯にこれらを受け止めて、今後に活かしていくという答弁だったと思います。そこで、町長の答弁の中にありました開催の方法を、今後考えたいということをおっしゃっていただきました。場所のことかなとちょっと思ったんですが、1年に1回なりですね、開催ということで、考えていただきたいと思うんですが、じゃあ副町長にちょっとお尋ねしたいと思いますが。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 私の方からお答えをさせていただきます。先ほど町長の方から今後の懇談会のことについてもお話があったと思います。島崎議員の方もこの懇談会につきましてはですね、日頃から注視をしていただいております。開催のあり方についてのお尋ねだったと私は思います。今回のまちづくり懇談会では、ご承知のように、14カ所で懇談会を開いたわけでございます。というのは、懸案の公共関与による産業廃棄物施設の問題でございまして、全住民にという思いの中で14カ所選定し、そして懇談がございました。次回以降、どういうふうな懇談会がベターなのかということをお尋ねいたしますと、各地域における住民の皆様の参加人数等々については総数442名ということで町長からお話があったとおりでございます。しかし、各地域地域を見ますと、非常に特定されたところもございまして、寂しい地区もあったということをお尋ねしております。今後のあり方については、14カ所とはいきませんけれども、そういう校区ごと等々について今後は検討をしていきたいと、まだ今度のあり方、進め方については、検討している段階でございますけれども、懇談会は住民の皆様のお声をしっかり生かす貴重な機会でございますので、そして町の施策等々についてのご報告もできますので、非常にいい機会だと私自身思っておりますので、ご指摘のように懇談会は今度も開催をしていきたいと思っております。

でございます。以上です。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） ありがとうございます。大事な機会ということで、今後もしていきたいということでした。これはもう私の記憶ですが、どちらかの地区のところで副町長の方が答弁されましたが、1年に1回ですね、開催するつもりでということであったものですから、そういう思いで進んでいただきたいと思います。そこでですね、私も14日間のうち1日欠席をいたしました。13日出席をさせていただきました。途中、停電とかもありましたけれども、それぞれ本当、課長の皆さん方も、関係の皆様方も本当に遅くまでですね、大変だったろうと思いますが、いろいろと得るものですね、あったろうと思います。それぞれまたまとめてあるだろうと思います。広報なんかの方にもそれぞれの要望・意見がまとめてありますので、それぞれの課で整理をして、今後に生かしていただきたいと思うものでございますが、そこでちょっとまたお尋ねしたいんですが、職員さんの参加ということで、私が前から言っておりました。課長方、また若い職員さん方にも、町民の方と直に接して意見を聞くということはとても大事なことだろうと思います。先ほど申しましたが、前半と後半で見ますと、前半の方が非常に職員の方の参加が少なかったかなと思います。ほとんどおられなかったように記憶しています。ところが、後半に大分増えたような印象をもつんですが、このあたりどういうふうなことがあったのかなあということでもちょっとお尋ねいたします。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 島崎議員におかれましてはですね、住民懇談会、1日欠席というだけで、そのほかすべて参加していただきました。本当に感謝を申し上げます。先ほどご指摘の前半の部分は非常に職員の参加が少なかったという状況でありました。そして、後半に非常に職員の参加も多くなったということについてのご質問でございました。そのことに関しましてですね、非常に私も最初の段階、非常な危惧をいたしました。課長会議におきまして、職員の参加を是非検討してくださいということで、職員の参加が多くなったように私は思います。というのは、島崎議員もご承知のようにですね、いろんな住民の皆様の声聞くということは、我々職員一人一人がですね、自覚をするということにおきまして、非常に大切な機会でございますので、そういう機会の中で真摯に受け止める。課長以下、職員も受け止める。そして、どういうお話がなされているのかということをご直接聞くというのは、非常に大切な機会でございますので、是非参加していただきたいということをお願いを申し上げた結果だと、私は認識をしておりますし、それ以上に職員がこの諸々の問題について真剣に向かい合ったんだということだと認識をしているところでございます。以上です。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） はい、わかりました。今、副町長の方からありましたとおり

で、職員さんにはですね、是非こうして、現に出席をしていただいて、話を聞いていただきたい、そういう思いでございました。それで、各課の方ですね、総務課だったと思いますけれども、これは広報なんかんですが、まちづくり懇談会のことがまとめてございました。そこでお尋ねですが、各課の方で担当分野、福祉なら福祉、教育なら教育、建設なら建設ということで、この総括というか、まとめをされたかどうか、まあフィードバックですね、住民説明会でこういう意見が出て、自分たちの所管する仕事ではこういうのが出てきたという循環ですね。リンクをされたかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。これは総務課になるんですかね。いかがでしょうか。副町長でしょうか。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 各課で意見の共有を図ったかというご質問かというふうに思います。それにつきましては、総務課だけじゃなくて、各課長にもそういうふうな話をしてですね、各課で図られているというふうに思います。ただ、今後の具体的にですね、どのようにしていくかというところまではいっていないかと思いますが、意見のこういうのがあった、こういう要望が出たというところは、それぞれ各課で共有はできているというふうに思っております。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） わかりました。是非ですね、そのあたりのことは、循環、リンクをさせていただいて、町長が冒頭言われましたように、意見を真摯に受け止めて、反映をしていただきたいと思います。そのような中で、まちづくり懇談会の中でいろいろ出てきておりました。その中でいくつかちょっとお尋ねしていきたいと思いますが、まず産廃の話でございます。大部分、2つのことがありましたね。まちづくりプロジェクトのものと産廃のものとありましたが、その産廃のことでちょっとお尋ねしたいと思うんですが、町長の冒頭のご挨拶の中でも、建設に対する町民の皆さんの声を聞いて、県には説明責任をしっかりと願いたいということでございました。そこで、お尋ねでございますが、県からまちづくり懇談会を終えての感想、お尋ねされておりますでしょうか。町長の方ですかね、お尋ねしたいと思います。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） それにつきましてはですね、まず県からの言葉として、大変ご苦労さまでしたということでございました。これからの地域、いわゆる地元に対しましては、県としても積極的に説明責任を果たしていくという言葉がございました。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） わかりました。そして、ちょっと後先になったかもしれませんが、町長も今回、苦渋の決断ということで、2月に受入容認をされたわけですが、この産廃、まちづくり懇談会を終えて、産廃のことを考えるというような意見を受けて考えたいということと言われておりましたので、町長の感想がちょっとな

かったものですから、お尋ねできればと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 私の感想ということでございますけれども、今回は14日間にわたりますので、説明会をしたものですから、県としては十分な説明ができたと思っておりますし、さらにこの地域の方に大変ご心配をかけておりますけれども、坂下地区を中心としてですね、今後はまちづくりにいかしてまいりたいと思っております。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） わかりました。ちょっと今、最後のところで坂下地区のですね、振興的なところがあったと思いますが、そこはちょっとまた後で置いて、お尋ねしていきたいと思っております。そこで、まちづくりプロジェクトということで、まちづくり推進課長にお尋ねしたいと思うんですが、今回の、ちょっと後先になってすみませんが、まちづくりの8つのプロジェクト、いろいろ事業が説明がなされましたが、パンフレットの配布を作成をして全戸に配布されるということでありましたけれども、それはどうなっておりますでしょうか。

議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（佐藤安彦君） パンフレットの作成につきましては、平成23年度の予算で計上しております、既にまちづくり推進プロジェクト事業、うちの課の関連分とそのほかの課の関連分、それと併せましてですね、これまでそういった関連性がある事業をしていたものを含めて、もう打合せを始めておまして、まとめ次第ということでお話しておりますけれども、秋口というかですね、早めにやりたいということで、印刷あたりもですね、業者選定をしてやりたいということで進めております。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） はい、わかりました。できるならばですね、そのパンフレット、一番いいのはチラシで事前に配布はありましたけれども、パンフレットを住民の方も見ながら、そして実際の受け答え、意見交換ができれば、これはベストだったろうと思います。また、次回開かれるまちづくり懇談会、1年先かわかりませんが、そのあたりにはそうした事前の情報の提供、共有というのも図っていただきたいと思っております。それでは、ちょっと進みますけれども、産廃の話でございますが、実はですね、ちょっと耳にしたところがありまして、お尋ねしたいと思っております。まちづくり懇談会にはですね、大人の方がほとんど参加ございました。例えば、子どもさんの参加はないと。しかし、この産廃の問題というのは、10年、20年、供用開始、そしてそれが終了、30年、40年、50年と続くものでございます。このことを考えますと、将来を担う子どもたちのことを考えるとですね、子どもたちにもそういうまちづくり像、将来像というのを考えてほしいなあとというふうに思います。そして、

私がちょっと耳にしたのが、保護者の方から耳にしましたのが、南関町が産廃によってごみ捨て場になると、マイナスイメージをもってるお子さんがおるようでございます。また、恐いと、そういうふうな声を聞くようでございます。一部の偏った情報、偏見というか、そういうのは非常に危ないところだろうと思います。例えばですね、そういうことで例えば中学校なり、小学校高学年かと思いますが、授業の中、若しくは学校の中ですね、産廃について考える時間というのを設けてはどうかなあと思います。そこでお尋ねしたいんですが、その設けることについてちょっとお尋ねしたいと思いますが、広報なんかのですね、人権について考える、もっと幸せを求めてですかね、正しいことを理解をということで今月号には書いてございました。正しい理解をということで、要は福島あの事故によって、福島の方々が例えばホテルに泊まるときに拒否をされたり、近寄るなど言われたり、そういうような例があったということでございます。もちろん産廃と原発とではこれは違いがあると思いますが、大きな違いがありますが、そういうような偏見というのは、小さなうちからですね、除いておく必要があるかと思えます。そのようなことでですね、学校について、学校で子どもたちに一緒に考える、町の大事な問題でありますから、こういう授業的なものを県の方とご相談されたらどうかなと思えますものですから、ちょっとそのあたり、住民課ですかね、それとも教育長にお尋ねすればいいんでしょうか、お尋ねしたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（本田眞二君） 教育長。

教育長（大里耕守君） 私自身にはまだその情報というか、入ったことはなかったんですが、今、いわゆる人権コーナーの記事からですね、今月号6月号ですかね、正しい理解を求めてということで、風評被害のないいわゆる偏見をもたされていくということで、やっぱり真実を知ることの大事さというのは、常に学校教育の中の特に人権の視点からですね、指導はされているわけで、それを教材化する考えはということでございますけれども、それについては今後具体的にはもっと練ってからですね、考えていかなければなりませんけれども、そういう動きを作る一つの手段としては、リポートという議会もやられているような賛成・反対という、それを自分の考えをきちんともって、メリットとデメリットをお互いに意見を交換し合う討論会、こういう学習方法は小学校のうちから進んで取り組まれる学校もあるわけですね。そういうことで、社会科の学習、あるいは国語科での言語活動、そういった場面の中にテーマとして考えられるのは考えられます。ですから、そのためには指導する先生がやはり正しい情報をまずは勉強してもらって、その上で指導をもしるとすればですね、ということで今後検討していかせてもらおうなと思います。以上です。

議長（本田眞二君） 教育課長。

教育課長（大石和幸君） 今、島崎議員の方ですね、お話があったんですけども、実際、学校では教科学習以外で、3本柱として平和教育、人権教育、環境教育という

ことでやっております。特に水俣病のですね、発症のところで、人権教育と環境教育、いわゆる水銀が垂れ流されたところの見学とか、環境センターの見学、そういったところの、それと水俣病のことで偏見で中学生が差別を受けると。そういったことで、非常に水俣へ人権教育と環境教育で行くというところは、熊本県内、非常に増えております。このことはですね、実際、3本柱の2本をやっていくと。また、平和教育においては長崎の方に行くと。そういったことで、熊本県内、こういったのが今一層ですね、推進されているのをちょっと補足させていただきます。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 島崎議員についてお答えをいたします。先ほどの環境の部分での教育はどうかということでお話をいただきました。これは全然別な観点から申し上げますと、先日、長洲町の町長が私の方に面会に見えましてですね、ご承知のように、長洲町はメガソーラーが来ております。その一環としてですね、環境学習ということで、是非小学生あるいは中学生等々を長洲町で学習というか、クリーンパークの方でしてるから、是非お願いしたいというお話をいただいておりますので、そういう意味におきましてですね、環境教育というのは非常に重要な部門だと思っておりますので、いずれの形にしても、教育委員会ともお話ししながらですね、この問題にあたっていきたいなと思っております。やはり風評被害という、子どもたちがそういうマイナスのイメージをもつということはですね、非常に行政の方といたしましても、非常に残念なことでございます。やはり情報をしっかりと、正確な情報を知るということは、とても大事な基本になると思いますので、そういう機会をもてればなと、そういうふうに思います。以上です。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） 町長の方は手を挙げられましたけど、よろしかったでしょうか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） それぞれ教育長、それから担当課長、副町長の方から答えがございましたけれども、私も県の方にも働きかけて、そういう場を設けたいと思います。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） はい。是非お願いいたします。風評の被害、またこういうのが出てきますと、子どもたちにとってもですね、よろしくないと思いますし、今後にとってもよろしくない。そしてまた、そういうふうに大人の責任としてですね、務めていかなきゃならないというふうに思います。県の方もですね、説明責任がある。そして、その説明責任を果たしていくというふうに言われております。大人だけでなく、本当に関わりのある30年後、50年後、関わりのある子どもたちにもですね、説明責任を果たしていただきたいと思います。是非、町長の方からありましたが、県の方にそういう話をされて、是非勉強の時間をもってきていただければと思います。

子どもたちにですね、なかなかもうまちづくり懇談会の中で示されたパンフレット、絵だけではですね、わからないところがあると思います。例えば、模型を使ったり、目で訴えたり、実際に来ていただいて、詳しくモデル、おもちゃ的なものを使いながら、勉強していくということは大事だと思いますので、是非ですね、検討して県の方に言っていただきたいというふうに思います。大事なことだと思います。それでは、その産廃の中の地域振興ということでお尋ねをしていきたいと思います。町長が登壇されて、冒頭でご挨拶の中で地域振興について、いくつかのことを言われたように記憶しております。まず、坂下のことですね。この実際。現場の安全確保ということで県道歩道等々の整備、そしてまたスマートインターチェンジ等を考えているというようにも言われたかと思います。このほかですね、何か地域振興的なことを考えられているか、どういうことを想像されておるかお示し、考えがあればお尋ねしたいと思います。ちょっと県道とスマートインターチェンジですから、主に建設関係になると思うんですけども、そのほか何かソフト面とか、教育関係とか、福祉の方とかありましたら、お尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 先ほど申し上げたとおりでございますけれども、そのほかということでございますけれども、まだ定かではございませんけれども、言うならば工業団地を造りたいということでございます、そのことについてスマートインターが出来れば便利になるということで申し上げたところでございます。そしてまた、それぞれ地域の方々の思いを叶えるような町道の整備、そしてまた県道の整備も是非県の方に申入れをしてまいりたいと思っているところでございます。そしてまた、そのときには地元の意見も聞きながら、ほかにも地元としての要望もあるかと思っておりますので、そのことを十分聞いて、できるものはできる、しっかりできるようにし、そしてまたできないものにつきましてもですね、是非できるように努力してまいりたいと思います。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） はい、わかりました。そういうふうに、しっかりですね、力強く言っていただきますと、私の次に書いておりました県道、道路環境の整備というのもですね、是非力をいただきたいと思います。また、冒頭ありましたように、もう再三にわたって毎年ですね、県の方に要望されている事項だと思いますので、さらに県の方に働きかけを強めていただきたいというふうに思います。このあたりで次の質問に移りたいと思います。次は、公立保育園の存続ということでお尋ねしておりました。町長の方からですね、この第一保育園については、行政改革の中で第3次の中で、こどもの丘の方に統合するというようなことでご説明がありました。その背景としては、子どもたちの数の減少、児童数の減少、そして多様化している保育ニーズへの対応というようなことで、民間活力を導入するというような話であったと思います。そして、統合推進していくということで、第一保育園も統合するというところで、大綱に沿って

いくということで、それを理解をお願いしたいということでございましたが、そこでちょっとお尋ねをしていきたいと思います。まず、この第3次の行革のときに、数年を目途にということで、第一保育園を統合するというお考えを示されておりました。まず確認でございますが、当時から考えてのこの数年目途、5年ぐらいかなと思っただけですが、そうなりますと、この統合の時期というのはいつ頃の考えであるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 確かにですね、私が検討委員会があっている時期に申し上げましたのは、5年後を目途として統合したいということをお願いしました。その中でも保育園の代表の方もおられまして、その方もそういうことであればやむを得ないということの答えをいただいております。それからしますと、もう既に3年も経っておりますので、この2年のうちには統合保育園に、こどもの丘の方に統合したいと、私の考えとしては思っております。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） あと2年といいますと、今23年、24、25年の春、4月頃ということでしょうか。どうでしょうか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 25年の4月に統合を是非したいと考えております。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） はい、わかりました。この統合のお話というのも、ニーズに対応する、また子どもたちが減っていく中での対応ということで理解をいたします。しかしながら、ふとちょっと考えますと、まちづくり推進ということで、今、南関町が頑張っておりますのは、定住促進ですね、それで頑張っております。若い方々に、また子どもたちに、子どもたちの声の響く南関町を実現したいということであろうと思うんですが、その子どもの数を増やそうと努力をしております中ですね、保護者の方々にとっての保育ということで、まずもっての園を選べるという、この選択肢、相反するところもあるんじゃないかなという気もするんですが、子どもの数を増やす、そして統合する、保育ニーズに選択肢を与える、それがちょっと私も整理がつかないところがあるものですから、お尋ねしたいと思うんですが、逆行する取組みじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 私の考え方はですね、一言で申しますと、逆行する形ではないと思います。言うならば、島崎議員も保育園の運動会で、その運動会のあり方、そしてまた先生方の意気込み、そういうことも感じられたと思います。私も既に以前から保育園につきましてはですね、ひまわり保育園にずっと行っておりましたので、感じておったところでございます。そうした元気のある先生方、そしてまた子どもたちが、

それに沿って活動する場が必要であると思います。そういうことで、私は是非、こどもの丘保育園に統合したいと思っております。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） なるほどですね。それでは、ちょっと細かいところを福祉課長の方にお尋ねをしていきたいと思っております。あと2年で統合するというお話でございました。町長の方からございましたが、こどもの丘の保育園の定員、そして現在の子どもたちの数をちょっと示していただければと思います。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） まず、現在の定員につきましては180名です。それから、現在のこどもの丘保育園につきましては180名、今、通園しております。うち南関町のこの6月1日現在で、町内の園児数が161名です。町外、管外からが19名の園児が通園している状況であります。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） はい、わかりました。ちょうど定員と現数ですね、入園の子どもたちが一緒という状況ですね。わかりました。そしてまた、続けてお尋ねしたいと思っております。第一保育園はこれは定員が何人で、今何人おられたのでしょうか。お願いします。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 第一保育園の定員につきましては、今現在100名です。園児数につきましては、6月1日で59名です。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） この数字、単純にですね、足しますと、こどもの丘が第一保育園を吸収すると、統合されますと、こどもの丘では定員数をオーバーすることになりますけれども、このあたりはどう考えるといいでしょうか。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 現在のこどもの丘保育園については、当初の定員数を一応200名と想定された設計等がなされております。定員が200名だとですね、法的上プラス20%はですね、その入園させることは可能ということですので、仮に200で定数を増やすことになればですね、240名は入所は可能ということになります。しかし、いろんな保育士とかいろんな等が、保育士の数が配備されれば、それだけ可能ということで、現段階でいたすれば、240名の園児であればですね、どうにか通園は可能だと判断しているところでございます。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） 子どもたちの数がどんどん増えていく、まあどんどんということはないかもしれませんが、10人、20人、想定より増えていくということも考えられると思います。定員ぎりぎり子どもたちを保育するということになると、少

し保護者の方から言わせると心配もあるのかなあとと思いますが、定員数180、200、そして20%のオーバーで可能で240というふうなことを考えますと、何かぎゅうぎゅうの中に子どもたちが押し込まれるようなイメージをもつんですが、そのあたりいかがでしょうか。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 設計上ですね、一応定数を200でしてあればですね、その20%の園児が増えるということ、それだけ施設的には余裕をもって設計されていますので、ぎゅうぎゅうにはならないかと判断しています。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） 財政的にはいかがでしょうか。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 園児数が増えればですね、保育単価等は下がりますけれども、非常に財政的な面等も出てくるかと思えますけれども、そこにつきましては、その財政面等は詳しくはちょっと検討したことはありませんけれども、結局、国の基準自体もですね、赤字が出るようなですね、保育単価等は数値的に示されないと思えますので、経営的には成り立つかと判断しております。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） わかりました。それで、ちょっと話を変えますが、この5年ぐらいのですね、5年後ぐらいの子どもたちの推移をどう考えられておるか。実数ということで出ると思えます。それからまた加えてですね、まちづくり推進が効果的にどンドンなっていたかかないといけませんけれども、子どもたちの数が増えてくるということで、まずその実数、将来5年間ぐらいの子どもたちの推移を、まあ入園ですね、小学校入学前でございますが、どういうふうな数字の推移がなされるかお尋ねしたいと思えますが、総務課長になるでしょうか。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 申し訳ございません。5年後の子ども数ということでお答えする資料がございません。ただ、振興計画、あるいはまちづくり計画等で、人口増を図っておるということでございますので、考え方としては減りはしないと、増えていくということを念頭におくべきということは確かだと思いますが、すみません、実数的にことは算出しておりませんのでご理解いただきたいと思えます。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） はい、わかりました。増えていくということでですね、考えていけないといけないと思えます。特に若い方の定住、今努めて頑張ってくださいしております。転入を図っていく上で、やはり公立の保育園がある、そしてまた統合園もあるということで、保護者にとってはですね、やっぱり教育方針、保育方針、選べるというのが、今回私は強調しておきたいと思えます。その選べるということがですね、

2つある選択肢、1つしかない選択肢、これはですね、入居の中で南関町に住みたいと思う方々の中で、大きなウエイトだろうと思います。特に、人の異動ということをお考えますと、高齢な方が例えば70になって、80になって、南関町が良さそうだから移転するということは、なかなか少ないだろう。30代、40代の方が、例えば福岡の方とか、熊本市内の方とか、異動の力をもってあるだろうと思います。30代、40代の方ということになりますと、子育ての方々でございます。保育をされている、また中学生をもっておられる、そういうふうな話でございますので、そういう方々へのアプローチ、まちづくり推進、少子化、定住化を進める中でのアプローチの30代、40代の方への、やっぱり効果が私はあるんじゃないかと思います。そういう面からですね、まちづくり推進課長、お尋ねしたいと思うんですが、そのあたり、いかがでしょうか。保育園が2つあるということは、私は、今、町長からはですね、統合していくということがありましたけれども、そういうアプローチも必要じゃないかなあと、思います。保育園がある、公立保育園があるということは、町にとって財産じゃないかなと思います。いかがでしょうか。

議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 島崎議員のご質問のとおり、公立と民間の保育園が両方ある、そしてそれを選択できるということは、やはり選択する方から見れば、素晴らしいことじゃないかと思えますけれども、やはり町長の答弁にもありましたとおり、民間の保育園でも、やはりサービスがですね、公立以上、それと同等のですね、サービスがあるということであれば、やはり後はそういった民間の保育園に通うということであっても、まちづくり推進課で行っておりますプロジェクト事業で、やはりその町全体のほかの素晴らしさを訴えて転入いただくということで、そういった民間の保育園に通っていただくということでも可能ではないかと思えます。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） わかりました。担当課長としては、そのあたりだろうと思います。この問題ですね、私はやっぱりいろんなことですが、公共の仕事として選択肢を与える、2つあるうちの1つを選ぶ、3つのうちから1つを選ぶ、1つしかないのに1つに行く、大変大きな差になるだろうと思います。このあたり十分ですね、保護者の方々、いろんな意見があるだろうと思いますので、しっかりと耳を傾けていただきまして、この問題あたっていただきたいと思えます。25年の春ということで、統合ということで、町長の方からお示しがありましたので、そのあたりまだまだ少し時間がありますので、関係のする方々、お話をしたいと思っています。そこで、さらにお尋ねでございますが、職員配置ということで、第一保育園の存続、一緒に統合というのはなかったわけですが、この職員配置のことでちょっとお尋ねしたいんですが、旧第二保育園、第三保育園から何人の方が本町におよそ来られたか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、福祉課におきましては、やっぱり一

番多い課であろうと思います。保健センターもありますし、延寿荘もですね、まあ別ですけれども、ありますし、地域包括支援センターもございます。そのへんで何人の方が本町に戻ってこられたか、およそで結構です。10人か、15人か、20人か、いかがでしょうか。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 職員は、ちょっと資料を持ってくればよかったですけど、まず2保、3保、それぞれ4、4で8人ということで、1人は違うかもしれませんが、8人だとお答えいたします。

議長（本田眞二君） 6番議員。

6番議員（島崎英樹君） 私も確かそれぐらいの数だなあと、職員さんの配置図を見ながら思ったところです。実際ですね、職員採用におきましては、保育士という資格を持っておられる方おります。そして、採用になられているだろうと思います。そういうキャリア、経験をですね、是非ですね、町の保育園で生かしていただきたい、そういう思いもあります。そういうことも含めてですね、この公立保育園の存続というのを要望して、この2番目は閉じたいと思います。私が冒頭申し上げました、自我を捨ててこそ自分が生きるという言葉を上げました。これは松下幸之助さんのお話でございました。日々の言葉という中で見つけたものであります。心に残っておりますので紹介をしました。説明書きにはですね、頑迷に自分の見方、考え方にこだわっていたために失敗を招くことがあると、これは自我に捕われた姿であり、そうってはどんな知識や才能があっても生かされない。素直な心を養って、真に自らが生かされる道を求めたいというような説明でございました。まちづくり懇談会の皆さんの声、町民の方々の声、さらには子どもたちの声も聞きたいということでございました。産廃の問題でございましたが、子どもたちの声も聞いて、そういう真摯な姿勢でこれからの南関町を考えていきたい。そして、さらにはそうして、そういう南関町を目指すことによって、子どもたちの声がずっと響くような南関になるんじゃないかなあというふうに思います。以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（本田眞二君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。続いて、8番議員の質問を許します。8番議員。

8番議員（山口純子君） こんにちは。8番の山口です。ただ今より一般質問を行わせていただきます。食育についてでございます。6月は食育月間でありますし、現在、様々な形で食生活が多様化しております。しかし、カロリー過多や必須アミノ酸、ミネラル不足などで問題も抱えています。行政におきましては、この食育の問題を学校教育を含め、どう考えられておりますか。お尋ねいたします。それで、食育基本法は子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるために、何よりも食が重要である。今、改めて食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基本となるべきものと位置付けられております。様々な経験を通して、食に関する知識と食

を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育をすることとなっておりますので、そこで福祉課長、教育長、教育課長、それぞれに関連していると思いますので、お尋ねいたします。後の質問は自席にて行わせていただきます。

議長（本田眞二君） 8番議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

教育長（大里耕守君） それでは、8番の山口議員の質問に対してお答えしたいと思います。まずもって、学校教育、新年度を迎えて2カ月半が経ちましたけれども、中学校、小学校それぞれ学校教育活動、スムーズに動き出して、既に小学校3校、中学校は体育大会、運動会も無事に終わることができました。議員さん方、大変お世話になりましたけれども、8番議員のお尋ねの食育ということですが、学校教育あるいは教育の課題というのは、今、本当に多岐にわたっております。先ほどの島崎議員のですね、人権あるいは環境の問題についても、やっぱり教育の課題ということで、重点の一つになっておるわけですが、この食育に関しては議員からご指摘のように、平成17年につくられました食育基本法というものでですね、国民生活の中での食生活の乱れ、これをやはり子どもから大人まで、もう一度国民的課題として取り組んでいかなければならないということで、実は今年の3月に、食育推進会議というところが第2次の食育の推進基本計画というのを発表しております。それによりますと、もちろんこの6月を食育月間と設けることも大前提にしてあるわけですが、内閣府あるいは消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農水省、そして都道府県も市町村もということで取り組む必要があるという呼びかけでございます。その重点としてですね、食育月間に国民運動としてどういったことを考えてもらうかということですけど、食事というのを食べ物というだけでなく、食を通じてのコミュニケーション、食事を通じた家族団らんだとかですね。昨日ちょっとテレビ見てまして、子どもの番組見てたところ、高校生が答えてたんですが、一番自分が安心するホッとする時間というのは家族団らんの食事の時間がもてたときということですね。今、一人食べるという個食の問題、あるいは何でもかんでも食べないというですね、もう朝からパンと牛乳だけとか、そういうことで食事の問題についても、あるいは食べ方についても、いろんな課題があるということです。それから、もちろん食事の内容、そしてこれはもう学校教育の中でずっと最近強調されてますが、生活習慣にこの食事が非常に影響するというので、早寝・早起き・朝ご飯国民運動、これがずっと学校ではもう今重点として取り組まれております。それから、食べることを大事にするということで、小学校から、あるいは保育園の段階かもしれませんが、いただきますとごちそうさまの本当の意味は何なのかというのをきちんと指導すること、これも一つの大事な食育ということですね。そして、食品の安全、こういった5点の重点項目をもとに食育を国民全体で考え直していくということでの具体化が基本計画として、今進められております。幸いなことに南関町、学校給食センターにですね、今年異動で、今までは管理栄養士

という方が献立を作っておりましたけれども、今年は県の方から栄養教諭という先生を配置してもらいまして、各学校に栄養をしっかりと、食育を推進するための教諭が配置されておりますので、今後はさらに充実がなされていくものだというふうに思います。それでは、具体的なものにつきましては、教育課長の方がお答えをさせてもらおうかと思えます。以上、まずは今後の質問に対しましては自席からお答えさせていただきます。

議長（本田眞二君） 教育課長。

教育課長（大石和幸君） 今、教育長の方からですね、総論といいますか、大きな枠で食育ということでお話がありましたので、私の方では具体的なですね、学校教育並びに社会教育で食育の教育をどうしているか、ちょっと何例か例をとってお話をさせていただきます。まずですね、小学校ではですね、食育の時間として、1年生で2時間、2年生で4時間、3年生で3時間、4年生で2時間、5年生で2時間、6年生で3時間、それから中学校になりますとですね、家庭科、社会、理科、保健体育、学活等ですね、1年生が28時間、2年生が20時間、3年生が27時間というような形で食育に関連したですね、時間等が設けられているところでございます。それから、先ほどありましたように、今年から栄養教諭ということで2005年からですね、国の方でも管理栄養士じゃなくて、管理栄養士の免許を持った教員を配置して、実際ですね、この栄養教諭は学校給食を生きた教材として活用し、実際に食べるという行為を通じた効果的な食に関する指導を行うとかですね、偏食傾向のある子どもたちへの指導とか、相談とか、食物アレルギーとかですね、そういった相談、カウンセラー、そういうことをですね、するような食の内容を栄養教諭はもっております。そういう中でですね、国としてもそういった食育の大切さの中で管理栄養士から栄養教諭を配置するというような形になっております。具体的にちょっと言いますと、小学校においてもやはり実際、食物の大切さやこういったものが栄養があるか、給食の献立表でいきますと、ちょっとちなみにですけども、力のもとになるものということで炭水化物、まあ米とかですね、脂質、油類、それから血や肉と骨になるもの、タンパク質、脂質、それから体の調子を整える、これがいわゆる今日の山口議員がおっしゃるビタミン、ミネラルということで、これはですね、水とかですね、野菜、海草とか塩分、塩ですね、こういったものから取れる、ミネラルとは直訳すると鉱物なんですけれども、微量な無機質なものであります。こういったものがですね、人間の体には是非必要だということで、給食にはですね、バランスよく取られております。本日はですね、給食センター、ちなみにご飯と焼き海苔、じゃがいものうま煮とか、酢の味噌和え、納豆とかですね、こういうのを入れてあります。こういう中で、ニンジンとかインゲン、ゴボウ、キュウリとかですね、こういったミネラルを取るような材料になっているわけでございます。こういう中で、やはり給食においてもですね、かなりバランスのとれたものを取られておりますし、給食センターの見学もですね、今年、1年生が

保護者ですね、4校とも保護者で行って、栄養の話を聞いて試食をするという行事も設けております。また、社会教育の分野では、通学合宿をしながら、子どもたちですね、必ず野菜料理と魚料理と味噌汁を作るということも行っております。いわゆる自分たちで作るという力も付けているところでございます。そういった一例でございますけれども、食育については、非常に最近関心が集まって、具体的な行動もですね、実践もやられるところでございます。以上でございます。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 福祉課の方から、まず先ほど教育長の方からもありましたように、食育基本法が一応基本になっておりますので、それに基づきまして、今年の3月に南関町食育推進計画というのを策定しております。この推進計画につきましては、食育基本法の第18条ですね、市町村においてはその計画を策定する必要があるということで位置付けがなされているところであります。この南関町の住民が子どもから大人までのライフステージごとに、食に関する正しい知識や望ましい習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深め、豊かな人間性を育む食育を推進する計画ということで策定をしているところであります。この中にですね、策定している中で、策定するにあたりましてアンケート調査も実施しております。この中で、最近、朝食を摂らない事が多いということなんですけれども、アンケートの調査の結果の中ではですね、約80%の人は朝食を摂っているということで、20%の人が朝食を摂っていないという結果が出ておるところであります。こういうことに基づきまして、結局、栄養のバランスとか何かいろいろありますけれども、福祉サイドとしては保健センターと包括支援センター、子育てセンターとも一体としてですね、いろんな食育についての活動を行っているところであります。まず、介護予防事業ではありませんけれども、食生活改善推進委員等があります。こちらにつきましてはですね、各地域においてのいろんな伝達講習等が4回あって、講習会を行っております。肥猪、鬼王、久重北、さつき会ということで、さつき会につきましては、関町を中心としたグループです。こういう様々なグループがですね、ふれあいサロンということで社協が推進しています。そういうサロンとも協力をいたしましてですね、高齢者に対して食事会という形でですね、協力して今進めているところであります。それから、今度は子どもを対象にしたクッキング料理教室も昨年行っております。昨年は2回、夏休みを利用して行って、このときの参加者が52名ということで参加をしております。それから、子育て支援センターではですね、年に3回ほど、子育て中の母親を対象にした料理教室等も行いましてですね、食育関係のですね、重要性をちょっと今行っているところであります。こういうことに基づきまして、南関町にはあと一つですね、発足して60年という食生活改善グループというのがありますので、こういうグループ活動も利用してですね、南関町の食生活の改善ということで食生活関係の改善、特に偏食や塩分嗜好ということで、糖尿病対策とかいろんな点を進めて、食育のあり

方を中心に行っているところであります。それから、あと一つはですね、今後こういう基本計画をですね、各町内にはPRをしていきたいということで、今検討しているところであります。以上です。

議長（本田眞二君） 8番議員。

8番議員（山口純子君） 順を追って、教育長にはいろいろお答えいただきましたけど、なぜ私がこれを聞くかといいますと、食というのは非常に今考えていかなければならない時期に来ていると思います。今、食料の輸入依存、食料自給率の低さ、外食や調理済みの食品利用の拡大、飽食、個食、個食はもう一つはそれぞれ好きな物を食べる、脂質の過剰摂取、栄養バランスの偏り、生活習慣病の若年化、いろいろと問題になっておりますけど、食育の推進は健全な生活を実施することができ、人間を育てていき、力や心を育てることが重要でありますので、この食育というのは非常に奥深く、私もいっぱい言うことがありますけれども、本当時間は5分と限られてますけど、ちょっとまだまだ言います。力や心とは、食品の安全性については、自分の判断できる力、やっぱり地域の物産を食べることが一番いいと思いますので、地産地消ですね、そして食事の大切な問題を考えて、いろんな雑誌を今日は乗らんほど持ってきております。先ほど課長が言いました食事バランスガイドですね、あれは厚生労働省が発行してありますけど、私がこの前勉強に行ったところの弁当を皆さんが食べたら、非常にカロリーが高くて、食堂のは安くて栄養バランスが悪そうなメニューもたくさんありますけどですね、そこのエリート独身官僚は94%で心身を害しているそうです。本にこれは載っております。この食事バランスガイドを一応、このくるくる巻いた状態、これは私たちが正直に言いますと、いろんなところで食育で学びますけど、これを考える必要があるということをおっしゃった先生がおります。なぜかという、これで先ほど言いましたように、栄養過多、それでですね、次の事例を述べます。次の例は、食物の影響がすべてではないと思いますが、食と精神的な部分に関係があると思いますので言います。東名高速でいつかバスジャックがございましたね。14歳のA君、小学校卒業文集によりますと、好きな食べ物は焼肉カルビと書いてあったそうです。また、就寝中の母親を殺害した高校3年生のB君の祖母によりますと、好きな食べ物は何かといいますと、元気が出るからといって、よく肉を食べさせたということがわかっております。肉食に偏った食事が子どもの自尊心を破壊して、そのような彼らの前頭葉の働きが非常に麻痺して、物事を考えたり、判断したり、学ぶ意欲を高めたり、人とのコミュニケーションをとる、この大切な働きを前頭葉の能力がその食事のせいで低下しているということだったんです。それで、今の、途中でちょっとお聞きしますけど、子どもたちはやはり肉食が好きですね。課長、給食ではどういうバランスをとっておりますかね。

議長（本田眞二君） 答弁の途中でありますが、暫時休憩します。

- - - - -

休憩 午後 1 時 5 9 分

再開 午後 2 時 0 8 分

議長(本田眞二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。答弁の途中でありましたので、これを続行します。教育課長。

教育課長(大石和幸君) 学校給食につきましてはですね、私、昨年の9月まで学校給食センターの所長を兼務しておりました。約1年半ですね、様々な会議等に出ておりますけれども、学校給食の大切さというか、今の現代社会の中で、家庭の中で非常に食についてですね、厳しい家庭が多いと。それは家庭訪問等もしながらですね、学校の先生からの報告等で、やはり夜、カップラーメンだけを食べている子もいるし、朝、パンだけとかですね、食べてこないとか、そういった食育で厳しいという家庭が多くなったと。カップラーメンを与えることがいわゆるネグレクト、育児放棄になるかという、いわゆる法的にはならないだろうと。ただ、食育、今議員が心配されていますように、いわゆるそのインスタント食品がどうなのかという、非常に厳しいということですね。そういう中で給食が占める割合というのは非常に大きいというふうに考えております。今、南関町の給食ではですね、小学校が平均700カロリーと、中学校が850カロリーをですね、昼食で摂っているわけですが、これにつきましてはいろいろバランスのとれたですね、メニューは出来ております。必ずですね、どんな不登校とか途中から来る子とかいる子どもでも、必ず給食は摂ってもらうようなですね、努力を学校でもしてもらっているところでございます。そういう中で、給食につきましては、非常にバランスのとれたですね、野菜や牛乳は毎日摂りますし、そういったカルシウム、ミネラルもそこには摂れますし、やはり大豆類とかですね、非常に植物性のタンパク質、肉だけに頼らない、そういったバランスになっているところです。6月の献立表を見ましても、非常にバランスがとれていますし、納豆とかですね、そういうのもかなり入れてありますし、そういった中で議員が考えて問題視されていらっしゃることもですね、多少なりとも学校給食でカバーできないかということではですね、常々所長とも話しているところでございます。

議長(本田眞二君) 8番議員。

8番議員(山口純子君) そうですね。今、非常にコンビニ食とか、菓子、パン、ジュースで、そればかりじゃさっきの事件じゃありませんけど、非行や教師への暴力を起こす武器力であるそうでございます。という、カルシウム、ミネラル、マグネシウム、ビタミン類の摂取がとれてないということですね。それで、血の巡りがなくなって、前頭葉の発達が悪くなって、人とのコミュニケーションもとれずに、カッとなったり、いろんな事件を起こします。それで、やはり魚や野菜に、給食も取り入れて、まず家庭からとは本当に思いますけどですね、やはり先ほど課長がおっしゃったように、忙しか、何やとってから、コンビニ食が多くなると思いますけど、この立派な

本が出来ておりますね。300とおっしゃいましたけど、やはり地産地消の推進ということもここに掲げております。ファストフードやレストラン利用などの外食化、調理済み食品の依存などで、生産者と消費者が非常に希薄化して、食の大切さが農業に対しても理解が薄れてきているので、地元の食材を積極的に給食には取り入れましてね、先ほど課長が言われたように、やっぱり食文化の伝承、食改善がこの前、私たちに試食会、PR会をされましたけど、ああいうのは給食等には食文化は取り入れられてますかね。揚げ巻き寿司とか、例えば。

議長（本田眞二君） 教育課長。

教育課長（大石和幸君） 今、ちょっと余談になりますけど、公民館の事業で郷土料理教室を開いていますけどですね、これは7、8年になりますけど、非常に好評で参加人数が多いところでございます。これにつきましては、揚げ巻き寿司とかですね、がめ煮、筑前煮とかですね、そういった和食ということを中心に行っているところでございます。学校給食センターにおいてもですね、特に普通のご飯でもですね、梅ご飯とかですね、ひじきご飯とか、豆ご飯とかですね、そういうふうには和を取り入れた、いわゆる食材をですね、普通にご飯だけじゃなくて、そういった食物からミネラルが入るような工夫はされているところでございます。そういった揚げ巻き寿司等のああいう手の要ることは多分ちょっと難しいんですけども、そういった一つのご飯の中に何かミネラルを含めるようなですね、ひじきとか豆とか梅とかですね、いりごとか、そういったことは工夫されているところでございます。

議長（本田眞二君） 8番議員。

8番議員（山口純子君） 私たちもですね、私の子どもの小学校の頃ですね、四小で取り組んだ授業がありまして、いりこタイムとってですね、子どもたちのカルシウム不足、ミネラル不足を補うために、父兄が1週間に1回来て、いりこ炒りをして、子どもたちに10匹ずつぐらい食べさせて、そういう授業を私たちPTAでした経験もございますけど、やはりそのときもミネラルとか、あまり私たちは関心になかったんですけどね、この頃、やはり切れる大人、切れる子どもがいますのでね、ああ何だろうといったときに、このミネラル不足かなということ先だって勉強いたしました。それでですね、この食育推進計画になりますけど、課長、これはこれから今度どのような、このアンケートの結果はどのように活用されますかね。お願いします。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 先ほど説明をいたしましたんですけども、南関町食育推進計画につきましては、これをすべての家庭に配布すると、非常に経費等がかかりますので、23年度におきましてですね、一応概要版ですね、要旨をまとめた部分等を製本いたしまして、各家庭に配布をいたしまして、啓発に努めていきたいと考えているところです。

議長（本田眞二君） 8番議員。

8番議員（山口純子君） 絵に描いた餅にならないようにね、十分に活用されて、委員もこの中にたくさん推進策定委員さんは委員長が堀副町長になり、いろいろ課長たちがここに名簿を掲げていらっしゃると思いますので、どうぞこれが本当に活用されますように、そして将来を担う子どもたち、本当に私たちの孫でもありますけど、日本の宝、南関町を支えていかれる子どもたちですね、切れなくて、本当に楽しく、南関町づくりをされるように、健やかに元気で成長されることを祈りまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（本田眞二君） 以上で、8番議員の一般質問は終了しました。続いて、4番議員の質問を許します。4番議員。

4番議員（鶴地 仁君） 4番議員の鶴地でございます。私からは、2点質問をさせていただきます。まず1点目ですけれども、鷹ノ原城跡から大津山山頂までの総合的な整備についてということで、これは去年の6月に一般質問でしておりますけれども、今回はその進捗状況と、それからさらなる整備についてということで質問をしたいと思います。2点目として、NIEに対する取組みについて、これは町内学校でどういう取組みを今されているか、それから今後の計画についてということでお尋ねしたいと思います。まず、1点目の鷹ノ原城跡からの総合的な整備については、先ほど言いましたように、ちょうど1年前に質問しておりますけれども、今回は国指定史跡化計画の進捗状況と大津山公園のさらなる整備ということで質問をさせていただきます。南関町の総合振興計画では、ゆとりある住環境のまちづくりの中で、公園、緑地等の整備として、安全な遊び場やくつろぐことのできる空間は、優れた住環境にとって欠かすことのできないものであるとっております。既設の公園については、施設の充実を図るとして、主要施設の中では大津山公園が真っ先に掲げられております。振興計画に掲げる以上ですね、私としてはもっと具体的な形、行動で実現・充実を図るべきではないかと思っております。特に桜からツツジの季節にかけてはですね、県外からの車も多く、遊具のスライダーは子どもたちの利用で賑わい、親子連れの後景にはほのぼのとしたものを感じさせられます。犯罪と緑の多さは反比例するといわれております。親子連れで遊んだ体験が、子どもの情操を育み、引いては南関町の住民が犯罪被害に遭わないという効果につながるのではないのでしょうか。もっともっと人が集まるよう、子どもの情操教育、住民の健康づくりにつながるように、さらなる整備を進めるべきではないかと思っております。そういった意味では、大津山山頂が整備され、お陰で山頂からの眺めは素晴らしいものになりました。登山者も増えることと思っております。そこで、せっかくのことですから、さらになる整備を行い、360の見晴らしが確保出来たら、登山、健康づくりの発信地になると思われます。そこで、山頂整備を含め、登山道脇のツツジ等のこれらが枯れておりますので、枯れ古木の整備と、それから公園、これは藤棚の隣のトイレの横あたりになりますけれども、そのへんの雑木林みたいになっているところの公園化、この3点について質問をさせていただきます。そして、

2点目の方のNIE、ニューズペーパーインエデュケーション、教育に新聞を活用と、これに対する取組みについて質問をさせていただきます。NIEとは学校などで新聞を教材として活用することで、1930年代にアメリカで始まり、日本では1985年に提唱されております。89年の9月に東京都内の小学校1校、中学校2校でスタートし、97年には全国に拡大しております。当初、学校総数の1%である400校を目標とされていましたが、2004年にはこれを達成し、その後は500校を目標に掲げられております。全国のNIE実践校では、工夫を凝らした多彩な取組みが行われております。例としてですね、新聞から知っている文字を探し出す、これは小学校低学年、あるいは各紙を精読して、もっとも興味をもった記事を選び、内容について論述する、中・高校生のレベル向けということでしょうかね。それから、政治、経済、社会、文化、スポーツ、地域ニュースをですね、各面にわたってクラス全員で考えてみたいテーマを手分けして探し出し、ディベートの素材にする。これは小・中・高校生向けの活動にできると思います。などなど、いろいろな取組みがなされております。その効果として、子どもたちの読解力の低下や文字、活字離れが心配される中で、児童・生徒の新聞を読む頻度がNIEを通じて増えた。あるいは、これまで新聞を読まなかった子どもたちに、新聞の読解習慣が芽生えた。記事について、友人や家族と話すようになった。生き生きと学習する、自分で調べる態度が身についた。そういった項目でですね、6割以上の先生が児童・生徒の学習態度の変化を指摘されております。南関町総合振興計画の基本計画の中で、まず福祉の充実が上げられており、主要施策として、障害をもつ人への自立支援の充実というのがあります。ノーマライゼーションに基づく社会の実現を目指し、交流や活動の輪、働く場の確保など、積極的な社会参加の機会を設け、自立支援対策の充実を図る。自立支援対策の充実を図るとうたってあります。ソフト面の充実として、教育に新聞をというNIEに対する取組みは、この施策に対する有効な手段であると考えられます。町内の学校での取組状況はどうか、今後の計画はどのようになっているかということで質問をさせていただきます。以後の質問については自席より質問させていただきます。

議長（本田眞二君） 4番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました、4番鶴地議員の質問にお答えいたします。質問事項として、鷹ノ原城跡から大津山山頂までの総合的な整備について。として、鷹ノ原城跡国指定史跡計画の進捗状況について、として、大津山公園から山頂一帯にかけての整備を、山頂の整備、登山道路の枯れ古木の整備、さらには公園隣の竹、杉林の公園化についての質問でございます。の鷹ノ原城跡国指定史跡計画の進捗状況につきましては、教育長よりお答えいたします。の大津山公園から山頂の一帯にかけた整備をどのようにということのご質問でございますが、山頂の整備につきましては、大津山山頂周辺樹木伐採業務を委託して、約200万円の事業で、本年3月に実施したところでございます。山頂伐採は過去にも平成5年度から7年度に

実施した、健康とゆとりの森整備事業の中で大津山自然公園散策の森整備の一環として行い、その後は年3回の草刈り作業を実施している状況でございます。山頂周辺はすべてが大津山阿蘇神社などの個人の所有地であり、その中には筆界未定部分も含まれており、今後の整備には地権者の承諾も必要となります。次に、登山道路脇の枯れ古木の整備につきましては、過去の台風被害などにより、枯れ古木が発生していると考えておりますが、土地が個人所有であることや、現在は登山に支障を来している状況にはないと聞いておりますので、整備のためには費用対効果も含めて検討しなければならないと思っております。最後に、公園隣りの竹林の公園については、地権者の方の現在の思いがどのようなものであるのか確認はしておりませんが、過去には用地買収をして公園化に向けて交渉があったとお聞きしておりますが、杉の植林に対しましては、地権者の方の深い思いがあったので、そのままにしてほしいという気持ちが強かったようでございます。このようなこともありましたので、公園化については慎重な対応が必要であると考えております。以上のようなことから、大津山公園から山頂一帯にかけての整備を総合的に行うためには、町の総合振興計画としての位置付けや、何らかの補助事業としての財源の獲得なども必要であり、十分な検討を要するものと考えております。今後、このことにつきましては、十分執行部の方で検討いたしますけれども、なかなか厳しい状況に、私はあると思っておりますけれども、以上お答えいたしまして、今後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

議長（本田眞二君） 教育長。

教育長（大里耕守君） それでは、4番、鶴地議員の質問に対して、2点にわたってお答えをさせていただきます。まず、最初の鷹ノ原城跡から大津山山頂までの総合的な整備についての1番、鷹ノ原城国指定史跡化計画の進捗状況についてでありますけれども、これまでずっと発掘調査等ですね、命名を鷹ノ原城ということで報告されてきましたけれども、最近になって史実が鷹ノ原城の命名よりも前に南関城というふうに呼ばれていたということが判明しまして、実は昨年秋でしたけれども、国の文化庁の調査官がですね、史跡調査に、熊本県の鞠智城が国指定史跡化になるという動きをしている中で、その調査に見えたときに、こちらの南関にも立ち寄られました。そして、実際にお茶屋跡と、それから南関城跡を、文化係長の方が案内をしまして、現地を始めて目にされたわけですが、いわゆる江戸幕府の廃城令によって、この肥後藩の玄関口であった南関城がですね、破城させられた。その発掘の跡地が、武者返しがあるという事実から、これは加藤清正の築城ということがですね、非常に注目をされたことによりまして、これはもうそれこそ加藤清正は全国版だということで、是非その事実をしっかりとまとめて、早めに国の方に報告書を上げてほしいということで帰られたわけです。そういう経緯もありまして、今年に入ってから3月ですが、南関城跡発掘調査の報告書を文化財係の方から国の方に提出をしております。ただ、発掘調査の計画につきましては、来年度までが最終年度ということで、最終的なまとめにつき

ましては、まだ事業が残っておりますので、そこまでを見て、今後そういった史跡化への計画が進んでいくものと思いますが、具体的にはまた後ほど、教育課長がお答えをしたいというふうに思います。最初の項目につきましてはそういうことで、私の方は終わらせていただきます。 の大津山公園からの、先ほど町長の方から答弁もございましたが、これまでに大津山公園あるいは南関城がどのように活用されてきているかということで、1、2、事例を申し上げたいと思います。非常に大津山城はですね、もともとつづら嶽城というふうなことで呼ばれておりまして、中世の山城というようないわれ方でありましたけれども、実は本丸と二の丸が築かれていたということから、これは近世の天守閣に近いものであるという報告がなされております。その結果ですね、大津山も非常に貴重な史跡であるわけですね。そういうことで、大津山をやっぱり南関町の観光資源ということで生かすのはとても貴重なことで、しかも南関富士と呼ばれておりますように、これは登山家等にも山の本にも紹介されております。熊本百名山の一つでありますけど、そういったことで、これは2007年、平成19年にですね、肥後国衆一揆顕彰会議というところが、この大津山から田中城にかけて、のろしを見ようという企画を、大津山の頂上でのろしを上げて、田中城からそれを確認するという企画がなされたわけですね。そして、探訪コース、ここに集まられた方々がですね、この南関の史跡をぐうっと回る探訪を経験されているんですが、何と16ポイント、うから館からですね、南関お茶屋跡、そして南関城まで入れて16ポイントも史跡を訪ねながら回っておられると。花見商店前の構え口後、それから抜け道という言葉が聞かれたことはありますか。堀池園の川どもをずっと、いわゆる御番所が公民館のところにあったわけですけど、お札所を通らずに、一般の人が抜け道を通って行くという道もあったということです。あるいは野田窯跡、そして一小にあります大津山下ツ宮の棕の木、古町、それから東肥鉄道南関駅跡、そして大津山阿蘇神社、つづら嶽城、大津山城ですね、そして麻扱場橋、龍造寺家のお立ち跡ということですが、これは先ほど大津山公園と町長から言われました、あの藤棚のある場所が龍造寺家の実は立ち跡であると。それから、太閤水、そして最近栄えていますいきいき村ですね、それから豊前街道、番所跡、お札所跡ですが、公民館横の、それから南関城跡、お茶屋跡ということで、そしてうから館ですね、うから館でお風呂に入って帰ってもらうというコースで、これはもうまさにまちづくり、今後のですね、南関の新たな観光コースというか、ウォーキングマップにパーマネントとして位置付けられるようなコースではないかというふうにも思いますし、是非こういった過去の実績をですね、今後まちづくりに生かせればというふうに思っているところです。もう一つは、これは今年10月行われるんですが、先ほど言いました鞠智城跡は実は先だって菊池川古代文化研究会の総会が行われた際に、長崎の大学教授が講演されましたけれども、鎌倉の元寇のときに、鞠智城は守りの砦として築かれていると。太宰府都府楼がありますね。その都府楼と鞠智城跡をのろしでつなごうというイベントが10月7日に行わ

れます。都府楼から、太宰府から菊池まで、どうやってのろしでつなぐかということですが、そこに中継所に南関町が入っております。こういうことですね、南関大津山、あるいは二城山、そういうところを中継して、そういうイベントも開かれますし、全国からもそういう観光客が見えるというような目論見がされておりますので、こういったことでやっぱり大津山城、そして南関城、セットですね、しかも今さっき申し上げましたようなパーマネントコース設定ということも今後考えながら、町の振興が図れたらというふうに思っているところです。2つ目、NIE、教育に新聞をということではありますが、その取組み、先ほど鶴地議員さんの方から起こりの部分から説明いただきましたけれども、最近ではですね、熊日新聞がかなりの紙面を割いて、NIEにつきましては教育の分野で先進的に取り組んでいる学校の紹介等が行われておりますけれども、実は南関のですね、南関高校も一昨年、このNIEの研究指定校を受けて、実は南関町教育委員会と小・中学校、高校、あるいは就学前も含めて、学力向上研究協議会を4年半前から立ち上げています。その中の公開授業という、実際に新聞を使って授業風景を町内の先生たちに見てもらおうという研究会が行われております。高原という教諭がですね、引き受けてやってくれましたけれども、こういうことで、非常にお話にもありましたように、いわゆる教科書だけで授業をするんじゃないくて、こういったいろんな新聞情報を活用することが生徒たちに、また関心を強め、そしてそれが学習意欲へと、そして発展学習もできると。それから、いろんな思想等でいろんな考えもありますけれども、新聞情報にはいろんな角度から、同じ記事でもですね、いろんな角度から述べられていますが、そういったものを見比べる力、そういう能力も身につきます。そういう意味で、実は今、小学校から新しい学習指導要領が今年から教科書が変わってスタートしましたけれども、その新しい学習指導要領にですね、実は教科の指導にあたってはということで文科省が注意書きをしているのがありますけれども、各教科の指導にあたっては、生徒の思考力、判断力、表現力を育むという観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心・理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な生徒の言語活動を充実すること。そのために、生徒たちは情報のモラルを身につけて、コンピュータだとか、あるいは情報通信ネットワークとか、そういう情報手段を適切に、主体的に、積極的に活用できる学習活動を充実させることが大事だということで、図書の利用も非常に盛んに呼び掛けられていますし、こういうNIEの授業というのは、今後大いに奨励をしていかなければならないというふうに思います。町内の1、2、調査してみましたところ、小学校5年生、新聞記者になろうという記事があります。単元があります。そこでの活用、あるいは調べようと単元があります。そこで新聞を使った実践がなされた。あるいは中学校における社会科の授業での活用、こういうことですね、先ほどは高校もしましたけれども、そういうことで今、町内でも広がりつつあるところがございます。以上、お答えしまして、後の質問は自

席からお答えさせていただきます。

議長（本田眞二君） 教育課長。

教育課長（大石和幸君） それでは、鶴地議員のご質問の南関城跡のですね、国指定の計画の進捗状況ということで、具体的に私の方からお答えさせていただきます。本年ですね、皆様方から予算の方のご承認をいただきまして、14年、16年度の発掘調査の補充調査をしております。これで現場のですね、調査は最後でございます。これをしてしながら、いわゆる指定範囲の検討とですね、指定方法、指定範囲の検討はどこまで国指定に認定するかと。それと、指定方法の検討、一括指定かですね、分割して少しずついくかと、それから土地台帳の調査、いわゆる地権者をですね、各方面いっしょにしますので、ここの洗い出しというのを並行して23年度はやっていきます。それから、来年の24年度にですね、発掘調査の総括報告書、これはすべて完成ですけれども、総括した報告書をですね、まあ出版したいと思います。それから、もう具体的に地権者を洗い出して、地権者への説明を行いましてですね、いわゆる同意の取り付けをしたいと思います。これは買取とかですね、いわゆる無償の貸付け、まあ贈与とかいろいろのがありますけど、それはもう地権者と各々ですね、お話をしながら、ただこういった形で国指定を受けますから、まず同意をお願いしますというのが最低いるんですね。売る売らないは別ですね。国指定でいいですよと、その同意があれば、国指定の申請ができますので、最低でもですね、それを買取するか、借り受けるか、無償提供いただけるかは別問題にして、同意だけはまず取り付けたいと。そのことを前提でですね、平成25年度に国の方に申請をしたいというふうに思っております。この申請をする中でですね、まず先ほど言いました用地を買収する場合、今現在、いわゆる国庫補助事業として80%の土地購入費の補助があります。これは震災等がっておりますので、ちょっと補助率がわかりませんが、今は80%の土地購入の場合にはあります。それから、保存管理計画というのを策定します。この後ですね、この例えば今、石積みとかあるのをどういった方法で保存するかというのをですね、計画書を出す必要があります。それから、整備活用計画作成となります。これを整備した後ですね、どういった活用をするかと、これをですね、作成する必要があります。これは申請と並行しながら出していくつもりでございます。それからですね、ちょっと保存整備の基本方針というのをですね、うちの方の文化財と計画を練っているところですが、最大かつ良好な状況で残っている部分の史跡文化財の文化財的価値を損なわないことを第一義とした保存整備を心掛けようと思っております。それから、徹底的に破壊された城跡であったという発掘調査の成果を踏まえ、場所場所の残存の状況に応じた保存計画を心掛けていきたいと思っております。それから、安全性の問題などの必要不可欠な場合を除いて、過剰な修築ですね、もうその原形を変えるようなことはしないと。それから、根拠が曖昧な復元を行わないと、あくまでも現在の形を残していくということを基本方針にもちながら、国の指定を受けるような形にもつ

ていきたいと考えております。以上でございます。

議長（本田眞二君） 4番議員。

4番議員（鶴地 仁君） 丁寧な回答で、よくわかりました。ありがとうございました。ただ、去年、私が質問したときは、22年度がその1年遅れになっているような気がしますけれども、まあいいです。今の回答です、非常に今後の期待ができると思いますので、しっかり継続してですね、夢を実現していただきたいと思います。それで、次にですね、山頂の質問をしましたので、素晴らしい見晴らしが確保されましたことはですね、山頂登山者の方から大変好評を聞いております。ただ、せっかくのことですから、今年度も引き続き山頂の整備をですね、継続したらどうかと。360°の見晴らしが確保できたらですね、それこそ何百年振りに素晴らしい見晴らしができるんじゃないかと。恐らく何百年か前は、南関城が360°見渡せていたのではないかと思います。いっそのことですね、山頂に城を再現できたらですね、昔のような、何か文献でも残っておればいいんですけども、それがなくてはですね、勝手に造るわけにもいけないし、ただ基礎石だけでですね、推定で変な掘っ立て小屋を建ててもいけないし、ただもしもそういう文献でも出てきたらですね、これは山頂に城でも造ればですね、全国版で有名になると思います。そういったこともありますので、山頂の整備はですね、引き続き360°見渡せるような作業をしていただきたいと思えます。これは今年伐採整備する前はですね、もうまったく見えないようになってしまっておりまして、何年でああいうふうになったのか、定期的にあそこを伐採していかないとですね、また15年、25年後には、二、三百万かけて、また伐採をしなければならぬというふうになりますので、やはりそこは定期的な整備、枝が大きくなって、見通しが悪くならないうちにですね、やっぱり定期的に整備すべきではないかと。これにはシルバー人材センターの方たちに、枝が小さいうちはですね、大丈夫ですので、定期的に切ってもら、あるいはですね、大津山阿蘇神社で奉納相撲があります。これは5つの地区で受け持ちをしていますけれども、これをその年かその翌年にでもですね、その地区持ち回りで、みんなで伐採をすればですね、切った跡地の枝が少し出てきたやつは簡単に済みますので、そういったことも区長会あたりで提案されてみてはいかがでしょうか。そのときにですね、作業終了後に懇親会とか打ち上げをされるように、補助金を出されればですね、格安というか、そういったことで作業ができると思います。そして、その作業でもってですね、その地区の人たちのコミュニケーションづくりにもなるんじゃないかなあと思いますけれども、このへんはいかがでしょうか。忙しさが増えるからといって、反対する人が必ず出ますけれども、そこは説得して協力を何とかとかですね、コミュニケーションづくりに役立ててくださいと、その費用ぐらいいは町から補助しますよというぐらいいのですね、ことであれば、できると思いますけども。そのへんどうでしょうか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 区長さんあたりにですね、お願いはすることができるかと思えますけれども、ただこれにつきましては敷地が神社仏閣ということでございまして、そのへんが十分検討してなければならぬと思っております。昨年はですね、いろいろ議員の努力によってですね、一応の伐採は終わりましたが、これを継続することになりますと、執行部で十分検討しなければならぬと、私は思っております。言われますことは十分わかります。そしてまた、これまでも健康とゆとりの森として事業の推進状況もございましたけれども、やはり根本からいきますと、神社仏閣であるということが、私が抵抗するわけでございます。今言われました区長会の方には一応話はしてみたいと思えます。そしてまた、総代さんも今回替わられておりますので、そのへんのところもございまして、できればですね、議員さんは地元の方でもございまして、そして総代さんも地元の方でございまして、そのへんも話していただければと思っております。

議長（本田眞二君） 4番議員。

4番議員（鶴地 仁君） そういったところはですね、私も地元で話をしてですね、地元から発信というか、進めていきたいと思えます。継続してですね、頂上の伐採あたりはですね、あとせつかくですから、360°見渡せるようにですね、努力をしていただきたいと思えます。次に、登山道脇の枯れ花木の整備ということで、これはツツジを植えてありますけれども、100本ぐらいは枯れています。よそから来た人に対してですね、やっぱりあれだけ枯れていると、南関町は財政困難なんだろうかというふうですね、非常に見苦しいと思えます。あそこはやっぱり何とかしなければ、せつかくの公園の入口からの鳥獣供養塔ですか、あそこまでの間ですね、植樹あたりはですね、していただきたい。もともと日当たりが悪くなりそうなところにツツジが植えてありますので、当然、周りの木が大きくなってきたりしたら、これは枯れますので、そのへんツツジを植えるか、日当たりがちょっと悪くなるころは、シャクナゲとか、あるいはモクセイですね、そういったもの、種類を変えて、よく詳しい人に相談しながらですね、あそこはやっぱり植樹をすべきだと思えます。あの道の横は何十センチかは舗装して溝がありますけれども、その横の50センチぐらいは町の所有になるんじゃないですか。工事をするとき、多分ですね、溝から50センチぐらいは町の工事で影響がありますので、溝から50センチぐらいは町の所有になつてるとか、そういうふうにしてあると思うんですけど、あの溝まで、あつちはないですかね。あそこの藤棚の公園からずっと鳥獣供養塔までのあそこの道路ですね。登山道路のところ。町道として地権者から購入されて、多分溝から50センチぐらいは町の登記というか、そういうふう買い上げになつてると思うんですけど、そのへんどうですか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） ちょっと私もですね、現地の方がはっきりわかりませんが、

藤棚の方から山のため池の方に行く道路でしょうか。それにつきましてはですね、側溝はもちろん町道でございますし、法の上まで恐らく町道になっていると思います。その中で、花木があればですね、やはり町道としての管理をしていると私は思います。

議長（本田眞二君） 4 番議員。

4 番議員（鶴地 仁君） ああいったところを植えるときですね、最初から全部町でツツジやシャクナゲの苗を買って、町で工事するんじゃないんですね、去年、私はやりましたですね、記念植樹はいかがですかということで。記念に何か支柱杭に、自分の日付、名前とかですね、そういったことを記入して、自分の記念にする。ボランティアでももらえれば、何でもかんでも町からするんじゃないんで、住民があそこに自分は何の花を植えていると、そういったことをボランティアでやっていけばですね、後の整備もその人たちがやってくれるでしょうし、花の咲く時期には、必ず見に行かれるでしょうから、健康づくりにも役立つし、そういったことを進められたらどうかなと思います。そのへんはどうでしょうか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 担当課の方から答えた方が一番わかりやすいかと思えますけれども、私が思いますことは、できればですね、植樹祭あたりをつくってですね、自分の名前を書かせて、そしてまた大事にその木を育てるという概念も必要かと思えます。そういうことで、今後は執行部の方で十分検討して、そういう計画ができれば行きたいと思えます。

議長（本田眞二君） 4 番議員。

4 番議員（鶴地 仁君） その件についてはですね、すこやかクラブでもですね、協力したいというか、そういったことを思っておりますので、今度の30日の議題にですね、ボランティア活動でそこに花の苗をですね、ツツジとかいろんなものを植えていこうかという議題を提案するようにしておりますので、そのへんまでにちょっと何らかのまた回答もですね、頂けたらというふうに思います。それからですね、大津山はですね、南関町のシンボルです、旗印ですので、あと大津山以外にも二城山とか古小岱の里とかいった場所がありますけれども、シンボリックな場所はですね、やっぱりしっかり整備をすべきだと思います。古小岱の里についてはですね、また別の機会にまた話もしたいと思えますけれども、昨年ですね、議員研修で鳥取県の湯梨浜町に行きました。そこにはシジミの産地として有名な東郷池というのがありましてですね、やっぱりこういうところがあると、環境美化活動にしっかり取り組まれて、町を上げて町民活動、そして産業育成にまでですね、町民が一体となってまちづくりがなされており、関心いたしました。それから、議運の研修でもですね、鹿児島県の長島に行きましたけれども、ここもやっぱり町を上げてですね、道路脇あたりにプランターで花を植えるとか、いろんな取組みがなされておりまして、非常にきれいな町だなあと、町を上げて取り組まれているなあとというふうに思いましたので、シンボリックな場所では

すね、やはりしっかり整備して、よそから来た人がですね、ああ南関町は頑張ってるなあというふうなですね、印象を受けるような取組みをお願いしたいと思います。ボランティアのことですが、ケネディ大統領のですね、就任演説に、国家があなたに何をしてくれるかを問うのではなく、あなたが国家のために何ができるかを問うてほしいと演説されております。30日のすこやかクラブでそういう話、私たちは南関町です、町が我々のために何かをしてくれるのではなくですね、私たちが町のために何ができるかということで、この植栽の話をしたと思っております。次に、公園横の竹とそれから杉で藪になっているところです。あそこはですね、何で公園化してないのかというふうに思いますけれども、実は地権者とは、地権者は名義がもう息子さんの代になっていますけれども、その息子さんと話をしてですね、そこは公園化したいということになったら協力できるかという話をしたら、その地権者は協力するというような話でしたので、このへんはやっぱり進めるべきだなあと思います。ちょうどあその藤棚の方から、トイレの方から上の藤のある方を抜けて藪ですから、上の方まで行かないんですね、人が。非常にあそこは何かつり合わない、公園に似合わない竹と杉の藪になっておりますので、何とかここは管理、公園化してですね、整備すべきだなあというふうに思います。地権者の協力、言ったところですね。それから、続きまして、NIEの具体的な効果として回答いただきましたけれども、私もですね、自分自身でNIE活動をしております。今日は、先ほど食育の話も出ました。それから、環境の話も出ましたけれども、昔の新聞記事、私が日頃まとめてるやつですけども、日本の温室ガス排出、2050年に80%削減可能、環境省はエネルギー革命で可能と分析、主要国首脳会議で各国が先進国全体の排出量を50年に80%削減するとの目標を掲げたことに対する発表と、CO₂を回収し、地中に埋める技術、電気自動車の実用化と云々、これは21年8月14日の熊日新聞の記事を自分なりに要約したものです。それと同じように、温室効果ガスがですね、産業革命前に比べCO₂が38%増加、メタンが157%増加、一酸化炭素は19%増加とか、いろんなことがありますけれども、21年11月24日の熊日新聞の私の要約です。それから、食育というのもありましたので、その中でちょっと、豊かな脳は正しい食事から、人間の脳は大食漢であると。脳の重量、体重の2%しかありませんけれども、体全体のエネルギーの消費量20%を費やす。しかもブドウ糖しか食べない偏食家である。朝食抜きで慌てて家を飛び出すと、脳のエネルギー不足に陥る。咀嚼という動作は脳の血を増やし、脳の活動を活発にする。体から脳に届く情報量の50%は顔面を含めた口から入る。何を誰とどのように食べるかが大事。旬のものをバランスよく家族で。個食は子どものしつけ、脳の成長の面からも良くないと。よく噛んで食べるのが大事ということですね、これは平成16年の記事ですけども、家族揃って夕食をとるのが25.9%と。こういうふうに、まとめるとですね、自分にも勉強になるし、小学生、中学生は、そのレベルに合わせて、例えば小学生であれば、自分の好きな釣りとか、

食べ物とか、旅行、何でもいいです。そういった記事をみんなで話し合いながらまとめる。新聞の記事はものすごく長いですがけれども、それを自分たちで工夫しながら短くまとめたり、あるいは天気予報だけでもいいんですよね。小学校のときから天気予報をずっとそれに携わっていくならば、ひょっとしたら、その人は将来、気象予報士になるかもしれません。やっぱり継続は大事だと思いますし、きっかけというのはですね、非常にいいんじゃないかと。あるいは生活情報紙あたりのいろんな雑誌があります。そういった雑誌社の記者になることもできると思います。これはですね、子どもの中にはスポーツが苦手な子、それからできない子どももいます。そういう子どもたちにとってですね、自立支援の道を開く。例えば中学校あたりで新聞部、そういったものをつくれればですね、非常にその人のためにですね、有効な活動になるんじゃないかなというふうに思います。是非とも、このNIEの有効活用に取り組んでいただければというふうに思いますが、学校の先生あたりの認識といたしますか、そのへんはいかがでしょう。

議長（本田眞二君） 引き続き答弁の時間ではありますが、暫時休憩します。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時15分

議長（本田眞二君） 会議を開きます前に、答弁の充実を図るため、執行部より申し出がありまして、住民課審議員の入室を許可しましたことを報告します。それでは、4番議員の質問に対する答弁の途中でしたので、ただ今から会議を開きます。教育長。

教育長（大里耕守君） NIEについては、やはり教職員がですね、意識をもって取り組むか取り組まないかで、かなり格差もあるわけで、状況を調べてみましたところ、学校によっては高学年それぞれにお互いに切磋琢磨し合うて、それぞれの学年で利用されている学校もありましたが、昨年を思い起こすと、新聞を使った授業をやったことはないという回答のあった学校もありました。そういうことで、学校間格差は非常にまだありまして、先ほど最初に申し上げましたように、今新しい学習指導要領によりまして、学力の3要素というのを文科省が出しておりますですね、基礎・基本を徹底して指導する一つの要素。それから2つ目が、ご指摘のその思考力や判断力や、あるいは表現力を身につけさせて、生きて働く学力を発揮するために、こういった情報を活用する力、そして3番目は主体的に児童・生徒が勉強の取り組むという意欲ですね、この3つの要素がないと、学力は身につかないというわけでございます。その中のその活用力ですがけれども、新しい学習指導要領に伴ってですね、教科書がすごく厚くなったんですよ。今日から図書館の方で、中学校教科書、来年度採用の教科書、いろんな各社の見本本が展示されますけれども、ご覧いただきますとわかりますが、本当に厚いです。それを先生たちは全部教えるとなると、教えきりません。それで、今話して

おりますのは小学校もですが、教科書を教えてしまえじゃないと、教科書で知識や情報を指導していくということで、あくまで学習手段として教科書もある。と同時に、ネット情報だとか、あるいは新聞情報、メディアですね、メディア情報というのも授業に活かす。そういう活用し、そしてそこから思考・判断するというような学習活動が、今後の課題になっていきますので、当然、先生たちは新聞を手にしなくてはならないことになっていくわけですが、実は若者、今ですね、新聞を見たことのなかという若者も多いわけですね。家庭に新聞を取ってない家庭もあるというようなことで、若者は携帯で見ると、ちょっと見出しぐらいでニュースは掴めるからというようなことで、もう新聞代がもったいないというような感覚もあってですね、そういうところではなかなかN I E 活動というのは難しい場面もありますけれども、しかしご指摘のように、今後こういった活用法でということで、学力向上研究協議会ではいろんな情報交換もしていますので、参考にさせていただきたいと思います。終わります。

議長（本田眞二君） 4 番議員。

4 番議員（鶴地 仁君） はい。一つの教科書も厚くなる、先生も大変、そういう中でですね、一つの方法として、例えば4、5人でグループを作ってもらって、その4、5人ですね、夏休みとか冬休みの宿題、その4、5人でテーマを何にするか。南関町の記事でもいいです。スポーツでもいい。あるいは祭り、いろんなジャンルがあると思います。小学生、中学生、高校生、高校生になってきたらですね、ちょっと経済とか、何か難しい問題に入ってもいいし、小学生だったらスポーツとか釣り情報でもいいですね、何でもいい。そういったことを4、5人で話し合いをしながら、同じ興味の間人が集まって、夏休みにそういう記事を集める。集めることで、それを夏休みが終わったら発表する。その発表を学校で表彰するなり、できれば町長、教育長の表彰あたりまでですね、やれば、子どもたちには励みになるんじゃないでしょうか。それともう一つ、身体に障害がある方は、スポーツ活動、課外活動がなかなかできません。しかし、新聞の活動だったらですね、そういった部活というか、放課後の活動もできます。そういった点では、自立支援、そういったふうにつながるのではないかなと思います。とにかく、子どもたちにですね、自ら進んで取り組む習慣、積極性、企画力を育むという教育につなげてもらえれば、いいムードができるんじゃないでしょうか。とにかく、自分たちの活動をですね、やっぱり発表してもらいそうですね、南関一小は縄跳びが有名になりましたけれども、今度はN I E 活動でですね、縄跳びができない子どもには、放課後、N I E 活動を先生あたりが計画してしてやればですね、いい目標ができるんじゃないでしょうか。それともう一つ、家に帰ってからですね、親がなかなか子どもの面倒を見れませんけれども、忙しいから。しかし、じいちゃん、ばあちゃんが、その子どもから相談を受けて、新聞の記事の相談に乗ってやればですね、前回、一般質問でやりました多世代同居の奨励というか、メリットにもつながるかと思います。そのへんも含めてですね、考えていただければと思います。以上で、

私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（本田眞二君） 以上で、4番議員の一般質問は終了しました。続いて、3番議員の質問を許します。3番議員。

3番議員（打越潤一君） 3番議員の打越です。よろしくお願ひします。去るですね、4月6日から4月の27日までの14日間、関町ほか各大字単位のまちづくり懇談会へ、町執行部とともに、県の環境生活部職員も参加され、町内の住民への産廃処分場についての説明会の日程を終えられました。参加人数、質問の時間はともあれ、大変お疲れのことであったことと思います。ご苦労さまでございました。さて、今回の質問は、1番目の産廃処分場について、としまして、産廃処分場受入れを町長、町議会、双方容認の後、まちづくり懇談会を経ての住民の思いを受けての米田、大場、胡麻草、3地区への説明会が5月15日、日曜日でしたけれども、南町民センターで開催されてものと思います。県も日曜日を割いての出席、町も住民課審議員出席、住民も用件を割いての参加であったと思います。結果は流会、環境アセスの県の説明会が不調に終わった。これをどう思われるか。としまして、5月19日、金曜日、議会全員協議会への県の環境アセスの報告を受けての感想。今後の県の説明会は。施設の安全対策の事前説明等。大きく2番としまして、高齢者対策について、少子高齢化が叫ばれる中で、平成23年3月31日現在、人口は1万979人、老年人口65歳以上が3,576人、国勢調査、平成17年の10月1日の人口は1万1,203人、老年人口が3,509人、人口はマイナス224人、老年人口がプラスの67人、高齢化比率が平成17年が31.3%、平成22年が32.6%と、実績が物語っています。次の国勢調査、平成27年10月1日では、第1次ベビーブームの私たちの年代が65歳になりますので、まだ高齢化比率は上がるものと推測されます。高齢者対策は喫緊の課題だと思います。要介護状態の少なくなる施策は。要支援・要介護の実態は。シルバー人材、いきいきサロン等の利用状況についてお尋ねします。以下の質問は自席から行います。よろしくお願ひいたします。

議長（本田眞二君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました、3番、打越議員の質問にお答えいたします。質問事項1番として、産廃処分場について、として、町長、町議会双方容認のうち、5月15日、南町民センターでの環境アセスの県の説明会が不調に終わった。これをどう思われるかという質問でございます。5月の15日の県主催の南関町3住民説明会には、住民課の担当議員を参加させています。そのため、担当職員から結果の報告を受けるとともに、県からも開催結果の説明を受けたところでございます。報告によると、参加された一部住民の方から、なぜ町が出席しないか、住民の思いを町にも聞いてほしい。町が同席しないから県の説明は聞かない。町を出席させさない県の態度は高飛車だとの発言がなされたということでございます。一方で、参加された別の住民の方からは、せっかく集まっているので、県の説明だけは聞こう。事業主体

は県である、町の同席は不要などの発言もあり、県からは後日、役場に住民の意見等はきちんと説明する。事業主体は県であり、町の同席は基本的に必要なく、説明させてほしいとの発言があったとお聞きしているところでございます。最終的には、説明を聞きたい方々だけでも聞いていただこうということとなったが、全体として参加者の方々がどのように対応すればよいかと悩まれ、会場を後にされたり、残られたりと、ばらばらの状況となったため、後ほど地元が混乱しないよう、地元代表者と県が協議の上、流会されたとお聞きしているところでございます。これまで、県の説明会には、その都度、状況を見ながら、副町長もしくは担当課長などを出席させており、必ずしも私もしくは副町長がすべてに参加していたわけではございません。昨今開催されました住民説明会に、私が続けて参加したことから、住民の方々に常に参加してきた印象を与えたかもしれません。これまでの経過からも決して対応を変えたものではありません。今回、担当者のみのお出席であったことを理由に、事業主体の県の説明を聞かないとの住民のご意見は、これまでの県の説明は納得するまで聞くとの姿勢からはかけ離れた反応ではなかったかと思えます。むしろ、県の説明を聞かないことで、住民の施設の安全性のご意見が県に届かないということは避けなければならないと考えています。事業主体である県が説明することは、ごく自然なことであり、町から県に対して丁寧な説明を続けるよう強く求めてまいります。住民の方々も是非、事業主体である県の説明を聞かれ、言うべきことは県にぶつけていただきたいと思います。今後とも県主催の説明会には、県から町としての参加要請があれば検討することになりますが、基本的には説明会での住民意見を県から間接的に聞くことだけでなく、町の担当職員を参加させ、状況報告をさせた上で私自身、住民の立場に立ち、安全性の担保など、ご意見について県に強く申し上げてまいりたいと考えております。問2といたしまして、5月19日、議会全員協議会の報告を受けての感想はという質問でございます。昨年11月に蒲島県知事が現地を訪れられ、クローズド無放流型の施設構造と併せて、環境アセスメント状況調査の中間報告がなされました。その後、現況調査の状況も事務方と県と定期的に意見交換をしてきておりますが、結果としては、昨年、説明のあった中間報告どおり、周辺環境に影響がないとの結果が示されたところでございます。今後、県条例に基づき、手続きが進められていくとの説明を受けておりますが、環境アセスメントは周辺環境への影響がないということが確認されたものであり、住民の皆様方のご不安の強い施設の危機管理、万が一の場合の安全対策について、今後は県と具体的に約束事を取り付けていく、また内容を決めていくことが必要であると考えております。地元の皆様方ができることなら、身近な場所に造ってほしくない施設であるとともに、県内どこかには必要な施設であるとの思いの狭間で、判断に苦慮されている状況を受け止め、町政を預かる者として一定の方向性を示すことが重要であると考えました。県と詳細な協議を重ね、できるだけきちんと文書という形で約束事を締結し、今後の道筋を明確にしていきたいと考えております。また、その文

書の中には坂下地区、引いては町全体の役に立つよう、取組みについても盛り込んでまいりたいと考えております。問3として、今後の説明会は、5月15日の説明会はこれまでの県の取組みと同様に、節目節目でより丁寧に住民に説明していくとの姿勢で、環境アセスの条例に基づく説明会に先立ち開催されるものと聞いております。その後、5月17日には白間山総合開発推進委員会、5月19日は議会全員協議会でも同様の環境アセス準備書骨子案の説明がなされましたが、今後は環境アセス準備書の縦覧期間中には、環境アセス条例に基づく説明会が開催されると聞いておりますが、それはそれとして最もご心配やご不安をもっておられる地元住民の方々にはより丁寧な説明が必要であると考えております。そのため、5月15日で説明する予定であった内容につきましては、改めて県に対して住民説明会を開催するようお願いしてまいりたいと考えております。住民の方々にも是非、県の説明を聞いていただきたいと思っております。一方、町で同席しない県の説明は聞かないというご意見があることに关しましては、昨年度後半から数回にわたる県主催の住民説明会、町と地元の対話集会などを通じて、私自身、直接地元の方々のご意見を頂戴してまいりました。その後、3月には苦渋の判断の中から、町長としての処分場の受入れを表明いたしました。その後、その方針をもって、4月、町内14カ所でまちづくり懇談会を開催し、県からも事業内容等を説明いただき、また住民の方々との意見交換したところでございます。すなわち、既に私自身こうして住民の方々の一定の対応をした時間的経過があり、また受入れ表明の方針を変えない以上、今後、県の説明会などには担当課長などを出席させ、住民の方々のご意見等をお聞きし、報告させたいと考えております。産廃処分場について、施設の安全対策の事前説明とはという質問でございます。県からは昨年11月のクローズド無放流型の施設構造を発表以降、施設構造に係る安全性、遮水構造や漏水探知システムなどの安全対策等の説明があっていることは、議員ご承知のとおりでございます。議員のご質問の背景には、一般的な施設構造については理解をするものの、例えば遮水材の材質は何か、耐久性は何年の製品か、浸出水処理施設はどのメーカーでどのようなシステムを採用するのかなど、細部までの内容が明らかでないため、住民に安全性の理解が十分に足りないものではないかとの思いからの発言であると思っております。県の説明によれば、施設の詳細については、今後実施する施設設計の中で詳細に決定していく基本設計で示されるものと同様以上の安全性を担保された構造、材質等になると聞いているところでございます。いずれにしても、県が最終的な施設構造の細部を検討されていく中で、より安全・安心な施設となるように、町としても住民の皆様方のご不安やご心配の声を踏まえ、必要な意見を申し上げてまいりたいと思っております。また、住民の方々には、これまで以上によりわかりやすく、丁寧に誠意をもって説明を尽くすよう、県に求めてまいりたいと考えております。今後の説明会の予定ですが、現在、県では環境アセスメント準備書骨子案を関係者に説明されており、夏頃を目途に、環境影響評価条例に基づき、環境アセス準備書の報告、縦覧等

の手続きに入るとともに、本体工事に係る詳細設計に着手する予定と聞いているところでございます。県の工程も念頭に時期を逸することがないように、県に対して言うべきことはきちんと申し上げてまいりたいと考えております。質問事項2番の高齢者対策につきましては、副町長、担当課長よりお答えいたします。以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 3番議員、打越議員の一般質問にお答えをいたします。まず、1点目の産廃処分場について、5月15日に実施されました南町民センターでの環境アセスの県の説明会が不調に終わったと。これをどう思われるのか、このご質問に対してお答えをいたします。5月15日の県主催の説明会についての報告は、町長の方から答弁があったとおりでございます。今回の説明会では、環境アセスメントについて2009年11月より今年4月にかけて実施された、その調査結果を報告するというで聞いておりました。説明会が不調に終わった点につきましては、住民の方々が持つておられる施設への安全性の問題などを質問する機会が少なくなったんじゃないかなと、そのように私は思います。今後も事業実施主体である県に対して、引き続き懇切丁寧な説明を繰り返し続けるように、強く求めていきたいと思っております。同時に、住民の方々も県に対して、施設の安全性の問題をはじめとして、諸々の問題をぶつけていただきたいと思っているところでございます。次に、高齢者対策について、要介護状態を少なくする施策についてということでご質問にお答えをしたいと思っております。我が国の平均寿命というのは、戦後、生活環境の改善や医学の進歩によりまして急速に伸び、今や世界有数の長寿国となっております。このような人口の急速な高齢化とともに、食生活、運動習慣などを原因とする生活習慣病が増え、その結果、認知症や寝たきりなどの要介護状態になってしまう人々が増加し、今や深刻な社会問題となっております。少子高齢化社会では、疾病の治療や、これを支える人々の負担の増大も予想されているところでございます。少子高齢化が進展している中で、すべての人々が自分らしく、健康でいきいきと暮らせる社会を構築するために、これまでも増して健康を推進し、日常生活習慣に起因する病気を予防することにより、認知症あるいは寝たきりなどの要介護状態を減らすための総合的な健康づくり対策が私は求められていると思っております。そこで、現在、国では21世紀における国民健康づくり運動が展開されております。このことは人口の高齢化の進展に伴いまして、疾病の治療や介護にかかります社会的負担が今後ますます増大する、このことが予想されますので、従来の疾病対策の中心であった検診による早期発見、治療にとどまることなく、健康を増進し、疾病を予防する、いわゆる一次予防、これに重点をおいた政策を国の方で進めております。我が国におきましては、介護、要支援人口のうち、いわゆる原因疾患として骨と関節の障害が5人の1人を占めております。そして、脳血管疾患と並ぶ2大疾患となっております。これらの疾患は、私たち人の特徴である直立二足歩

行も困難にするものでございまして、歩行能力は高齢者が自立をしていく上で最も重要な点でございます。加齢による運動機能障害として、移動能力の低下であり、運動の重要性が叫ばれているところでございます。ご承知のように、平成18年の4月に介護保険法が大きく改正されたところでございます。そのポイントといたしましては、予防重視のシステムを構築したところに特徴がございます。その一つであります地域支援事業がございます。その地域支援事業というのは、65歳以上の被保険者を対象にした一般高齢者向けのサービスと、要介護・要支援状態に落ちる恐れのある被保険者を対象にした特定高齢者向けのサービスを実施するものがございます。できるだけ住み慣れた町で、なるべく自分の力で活動的な生涯を送りたいという願いを現実のものとするために、要介護・要支援状態になる前から一人一人の状況に応じた予防対策を図ることを目的に地域支援事業が実施されたところでございます。介護予防というのは、要支援や要介護状態になることを予防し、病気を予防するだけじゃないんだ。そして、老化のサインを早く見付け出して、適切に対応していくことで、元気でいきいきとした暮らしを維持していくことができる手段と考えております。要介護状態となります原因を見てみますと、やはり加齢によります足腰の衰弱が大きな要因となります。女性の要介護の原因をさらに見ていきますと、転倒骨折、そして関節疾患が50%を超える状況となっております、転倒防止をしていくためにも、筋力を高めるトレーニングが非常に大切な予防となります。以前は、高齢者に運動なんてとんでもないという考え方がございましたけれども、しかし現在の状況では週2回、適切なトレーニングで筋力が約3割アップするという報告も出されておるところでございます。高齢者の筋力トレーニングは、いわゆる柔軟性、筋力アップ、バランス能力を向上させるだけでなく、心理面も活性化するということがわかっております。転倒骨折の予防だけでなく、いわゆる閉じこもりがちな高齢者に対する対策としても非常に役立つものだと私は思っております。大切なことは、危険な老化のサイン、早期発見、早期対処でございまして、まず危険な兆候に気づくことが大切なことだと思います。当然のことながら、生活習慣病だけでなく、高齢による衰弱や転倒骨折、認知症、尿失禁などの高齢者によく見られます、こういった状態の把握が必要だと思っております。今後は、一人一人の高齢者自身が自らの健康と生活を守るため、介護状態になる前に予防的、主体的、積極的に情報を集め、実践するという介護予防のための前向きな行動を起こすことが必要になってくると私は思います。それから、2番目の要支援・要介護の実態につきましては、先ほど打越議員がご指摘のあったように、65歳以上の高齢者人口が3,500人というふうに概略的に見ておりますけれども、そのうち要介護・要支援状態と介護保険で認定されてる数は、要介護認定率は20%です。700数十名という方がいわゆる要支援・要介護認定を受けている、こういう実態にございます。そして、シルバー人材いきいきサロンの利用状況等々につきましては、福祉課長の方から答弁をいたしますので、よろしくお願いい

たします。その後の質問は自席でお答えいたします。以上です。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 打越議員の高齢者対策について、要介護状態を少なくする施策との質問についてお答えいたします。住み慣れた地域で介護を必要とせず、自立した生活が続けられるよう支援する新たな介護保険制度の介護予防事業といたしまして、地域支援高齢者施策事業が平成18年4月から創設され、本町でも介護予防の一つといたしまして、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が、できる限り自立して生活を送られるよう、各種の健康体力づくりを通して、介護予防を進めているところであります。平成18年度から平成22年度まで、厚生労働省認定の運動指導者を指導者に招き、各地域におきましてお茶の間筋トレ教室を開催しながら、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進しているところであります。また、高齢期における運動の効果として、虚弱高齢者でも85歳以上の高齢者でも、介助による運動機能向上は可能で、生活改善へと結びつくことがわかってきているところであります。筋力アップ教室が身近にあることは、高齢者の閉じこもり予防にも効果があるといわれるところであります。介護が必要になった原因には、脳卒中が大半を占めているといわれておりますが、衰弱という明らかな疾患が原因ではないかと考えられる場合、高齢になるほど急速に急増していると確認されているところであります。また、閉じこもり対策は、要介護状態への移行を遅らせるとともに、寝たきりゼロに向けた重要な施策の一つでもあるといわれているところであります。また、毎日3,000歩以下しか歩かない人は、5,000歩以上歩く人に比べて約2倍以上、認知症になる確立が高いともいわれているところであります。食べ物では、野菜に含まれるビタミンCやE、不飽和脂肪酸の多い魚なども有効だといわれるところであります。行動面でも、料理や旅行計画など、日常生活の中で計画力、注意分割、エピソード記憶を使う習慣を身につけ、さらには単純作業により、俳句や短歌、庭仕事、囲碁、将棋、歌、楽器など演奏などを工夫して伴う活動をすることも良いとさせているところであります。一人で孤立せず、仲間や家族とおしゃべりしながら行動することも大事であるといわれているところであります。これらのことを踏まえ、現在、地域の公民館など決まった日時で仲間が集まり、筋力アップ体操を行っているところでありますが、さらに本年度も筋力トレーニング教室を行いながら、介護予防対策を進めていきたいと考えているところであります。さらには、健康体力づくりと併せてですね、高齢者の自立支援や要介護を推進しながらですね、後で質問等もあっていますが、すこやかサロンと併せた活動を一緒に進めて行きたいとも考えているところであります。それから、2番目の質問の要支援・要介護の実態等の質問についてお答えいたします。平成23年4月1日現在での要支援・要介護の状況につきましては、要支援1、2では120名、要介護1から5までは518名の状況にあります。平成18年度と比較いたしますと、要支援では34%増の56名増となっておりますので、要支援が18年

度が164名、現在が220名ということで、要介護につきましては、逆に4.6%減ということで、25名の減ということで、平成18年4月1日では543名、本年の4月1日では518名ということで、要支援・要介護合せますと738名の状況にあります。このことから、要介護認定者数が若干でも減少していることは、平成18年度から取り組んでいます介護予防事業の効果も見逃せないものと思っておるところであります。それから、3番目のシルバー人材センターいきいきサロンの利用状況につきましての質問についてお答えいたします。まず、シルバー人材センターの利用状況につきましては、会員は67名、うち男性46名、女性21名、これは本年の3月31日現在であります。昨年の活動といたしまして、平成22年4月1日から平成23年3月31日の1年間のシルバー人材センターでの受注件数は708件あっております。延べ活動人員は5,279名の状況となっておりあります。また、ふれあいサロンにつきましては、この事業は社会福祉協議会におきまして運営が行われているところであり、平成22年度におきましては、15グループが活動しているところであり、年間延べで10グループで109回開催され、延べ参加人員で1,721名の参加があつているところです。主な活動につきましては、折り紙教室、絵手紙教室、習字教室、ゲーム、親睦会、児童・生徒との交流会など、様々な活動が行われているところでありあります。ちなみに、最初のサロン活動につきましては、平成14年8月、坂下サロンが第1番のスタートとなつておるところです。また、ふれあいサロンでは一つのサロンにおきましては、15グループのうちに、お茶の間筋トレ教室とあわせて、ふれあいサロンを両方あわせてされているところが南関町には1件ありますので、こういうのもあわせて筋力トレーニングのリーダー会の中でもこれを一緒に取り組んで、運動と今度は一人暮らしの場合は、できるだけ外に出て会話をすることで認知症予防にもなるように、そういったのをあわせて取組みをしてほしいということで話を進めているところでありあります。

議長（本田眞二君） 3番議員。

3番議員（打越潤一君） それでは、1番目からいきます。5月の15日の件は、県主催ということであつて、後で聞きましたけど、町からは参加しなくてもいいというような県の話があつたとお聞きしておりますが、ずっと今までは町の執行部の方もずっと参加されとつたわけです。それで、3月の議会で町長が正式に表明された、そしてまた議会も容認されたというようなことで、一番、まちづくり推進懇談会ですかね、それが14日間開催されまして、それが終わってからの米田、大場、胡麻草を含めましての懇談会というようなことであつて、一番そこで聞きたいというようなことで参加された方が大部分じゃなかつたらうかと思ひます。本当、地元の方もそこらあたりを期待して来られたんじゃないかろうかと思つとるわけです。しかし、菅原審議員が来られておりましたけど、町長、副町長あたりは公務がちょっとあつたとかどうかお伺ひしたいと思ひます。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） これにつきましてはですね、私は公務はございませんけれども、私事として出てはありましたけれども、今度の説明会では県で行うということがあっておりましたので、失礼をさせていただきました。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 私にもお尋ねがございましたのでお答えいたします。私も公務は入っておりません。これは県による事業の説明ということで聞いております。以上でございます。

議長（本田眞二君） 質問の途中でありますが、暫時休憩します。

- - - - -

休憩 午後 3 時 5 8 分

再開 午後 4 時 0 8 分

- - - - -

議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。3 番議員の質問の途中でありますので、これを続行します。3 番議員。

3 番議員（打越潤一君） 県のお断りがあったから、町長、副町長も公務が入っていないのに参加されなかったというようなご答弁でございましたけれども、結果論ですけどですね、次回もこういう同じ形で流会になったということで、開催されると思いますが、ちょうど各区長さんが来られとって、そこで各区長さんの 3 人で話し合いをされて、その場を流会した方がいいんじゃないかというようなことで、そのような形になったと思います。その後に米田区長の方からですね、説明会でも聞いたらどうだろうかというようなことで話が出ましたけれども、一部の方は残っておられましたけれども、各区長さんが設定していただいた、この大事な一日が無駄であったというようなことで、一番心配とるのは、もう県もずっと各工程表に則ってやっていくわけですね。ちょうど、そしてまた地元としまして、一番田植え時期という農繁期で、一番忙しい期間に入っておりますので、県としても早く説明会をやりたいんでしょうけれども、やっぱりそれに応える地元の方が、先ほど言いました田植えという一番大事な時期にさしかかっているというようなことで、1 カ月間が無駄であったというようなことで、非常にそこらあたりがですね、残念に思っているわけです。やっぱりですね、15 日もですね、まちづくり懇談会が終わった後というようなことで、県と町の双方の考えを聞きたいのが当然じゃなからうかと思うわけですね。だから、次回も説明会が開催されるでしょうが、先ほど町長は基本的に担当職員を出席させるというようなご答弁だったと思いますが、そこらあたりは副町長、町長あたりは次回の 3 地区の説明会に参加するもう気持ちはありませんか。ちょっとお尋ねします。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 基本的には県の説明でございましてですね、私たちが行っても専

門的には、失礼ですけれども、わからない状況でございます。しかしながら、基本的にはもう検討いたしますけれども、できれば担当職員あたりを是非参加をさせたいと思っております。そしてまた、それを受けて、今後の対応につなげていきたいと思っております。

議長（本田眞二君） 3番議員。

3番議員（打越潤一君） はい。もうそれでわかりました。じゃあ次に2番目にいきます。5月19日の全員協議会への報告を受けての感想はということで、先ほど答弁していただきましたけど、一応この環境アセスメントというようなことが県からの報告がありましたので、ちょっとこれに基づいて進めさせていただきたいと思います。まず、4ページの建設工事中の環境影響の可能性のある主な項目ということで、4ページの一番下です。1の2騒音、1の6が交通安全と書いてあります。この中で1の6です。ここが県道大牟田植木線から町道入口からTFOという会社がありますが、そこが住宅とかアパートがあり、見通しも高速道路のボックスを出てからすぐというようなことで、調査項目には上がってないわけです。しかし、地元としてやっぱり問題になるのは、そこが一番ネックになるんじゃないかならうかと思っております。だけん、そこらあたりは、町長、どう思われますかね。その入口のところですよ。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 道路の入口ということでございますけれども、これにつきましては本線としては大牟田植木線がございます。それから、最終処分場につながる道路、町道でございますけれども、これを是非とも拡幅しなければ処分場の効果にはならないと思っております。といいますのも、現在、町道がうすま苑の近くまで来ております。それを私の考えとしては執行部の方で十分検討しなければなりませんけれども、そのままうすま苑の近くから、ゴルフ場の方でなくして、左のまわりの方に行って、町道につなげるという形が一番いいのではなからうかと思っております。そしてまた、処分場から打越議員の近くの町道の橋がございますけれども、できればその方向に出した方が一番見通しもよくなるのではなからうかと思っております。ただ、山水苑の近くに交差点を持ってきてはですね、高速道路のボックスがございますので、大変危険な状態になりますので、できれば今申し上げましたように、町道の米田地区の公民館に行く道路の橋を利用しながら、改良しながらですね、川沿いに路線を持っていくならばと考えております。これにつきましては、また県の方で十分検討されると思っておりますので、このことがはっきりした時点です、また県の方からも説明があるかと思っております。そしてまた、いろいろな道路につきましてもですね、やはり周辺の方々に迷惑がかからないような道路計画をしていかなければならないと思っております。以上です。

議長（本田眞二君） 3番議員。

3番議員（打越潤一君） 建設の工事に係るときは、今町長がおっしゃいました、あつ

ちの方からの分になると、また道路を新しく造らないかんですね。そうすると、また期間がずれてくるわけですね。だから、しゃんむりそこば最初から通っていかんとでけて思うとですね。だけん、騒音とかやっぱり急ブレーキとか、やっぱりそこらあたりが恐らく出てくると思うとですね。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 当初はですね、やはり工事用の道路のことかと思えますけれども、工事用の道路をどこに持っていくかということになるかと思えますけれども、工事用の道路になりますと、やっぱり現在の道路を使わなければならないかと思えます。しかしながら、それには危険が伴いますので、十分な安全対策をしていくようにご指導をしていただければと思っているところでございます。

議長（本田眞二君） 3番議員。

3番議員（打越潤一君） 次はですね、5ページの今度は施設の稼動中というような、ここで県の資料によれば、周辺環境への負荷がなくなる項目ということで、黒で2の1大気質、2の4水質、2の7底質ですかね、2の8土壌、2の9の悪臭というようなことで書いてありますが、この分が後ろの方の15ページからずっと23ページの交通安全まで具体的に書いてありますが、ここらあたりもですね、それぞれ心配している点です。だけん、ここらあたりはまだこれから先も県との話し合いがあろうかと思えますが、今言いました環境の負荷がなくなるというような項目で、県が取り組んで、報告をなされておりますが、ここもやっぱり心配する点でもあります。この点はこのアセスの報告があっている段階で、今、町長にぱっと見て、ぱっと答えろということも、ちょっと酷だと思えますが、ちょっとここらあたりが地元としてはちょっと心配している事由等ですので、ここらあたりも県の方にもちょっと要望をお願いしておきたいと思えます。それと、今度は8ページですかね、地下水、これは一応山神川が高さが60メートル、西側ため池が50.7メートル、高低差は約10メートルというようなことで、山口、大場地区方面には影響がないというようなことがわかりまして安心しております。ただ、表面水がですね、AとB、左上になりますが、TFO方向に土砂が流れないかとか心配しております。山林とTFOの敷地の間の窪地、下側、先には田んぼ、排水路、農道等があります。この点も県に要望していただきたいと思えます。10ページ、11ページ、処分場の地下水の集水位置が地下水の湧水期よりも高い位置、これはもう上の方を読んでいるんですけども、水位となるため周辺の地下水を低下させることはない、この点もやや安心しております。地元として、私もやっぱりここら付近が一番心配でございましたけど、ここらあたりはいい結果が出ておりますので、先ほど言いました、ちょっと安心しとるというようなことです。今度は、3番目の今後の県の説明会は、地元でもしてほしいがですが、まだ地元がなかなか賛成・反対というような拮抗している状態で、なかなか開かれない状態をちょっと心配する、苦慮している状態が続いているんですけども、まあ町長容認、議会容認

というようなことで、周りももう固められてしまって、現地に造るというようなことで、やっぱり内容を聞きたいというような、詳しい内容ですかね、そういうのがあるかと思しますので、ここらあたりももう少し田植え時期が過ぎないとできませんので、8月頃になるんじゃないかならうかと思いますが、そこらあたりを検討していただきたいと思えます。4番目に今度はいきます。施設の安全対策の事例説明等というようなことでお伺いしましたけれども、今、地元としてやっぱり一番心配しとるのが、産廃予定地の湧水の浸み出しですかね、そこがまだ地元の人が立ち会って、現地を確認してないので、やっぱり不安じゃなからうかと思ってるので、そこらを見られると、現地を見てみると、百聞は一見にしかずといいまして、それぞれの方が見られると、大分安心されるんじゃないかならうかと思えます。だけん、ここらあたりはやっぱり県の方もまだされておられませんので、これもやっぱり梅雨明け頃になるんじゃないかならうかと思えますので、ここらあたりの方も要望をお願いしたいと思えます。それと、クローズド無放流型の最終処分場の施設の建設の最終構造説明といいますが、もう一番最終的な、もうそこに施設を造るというようなことが決定しました、最終の建物がどのくらい掘って、どのくらいの建物を建てるというか、そこらあたりの説明あたりもですね、前もって説明をいただきますと、不安材料も大分減るんじゃないかならうかと思えます。だけん、そこらあたりも、町長、いつ頃か、先ほど8月かそこらあたりの分もちょっとおっしゃったような感じがしますけど、ちょっとお尋ねします。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 町長にお尋ねですけれども、私の方からお答をさせていただきます。打越議員の方で、施設の概要的なものはどうなんだというふうなことでお尋ねだったと思えます。現在、埋立容量、建物、施設の概要につきましては、現在、最新技術の動向、あるいは他県の処分場の事例をもとに、ご案内しておりますように、クローズド無放流型による基本設計の最終的な詰めの作業が行われていると聞いているところでございます。まだ、公表できる段階ではないということでございます。それから、現在策定中の基本設計が完了した段階で、施設の規模、構造については、住民の方々に説明をされるというふうに思っておりますし、そしてその中で安全性の確保に関する対策についても十分説明がなされるものだと思っております。以上です。

議長（本田眞二君） 3番議員。

3番議員（打越潤一君） そのときに建設予定の遮水構造とか漏水検知システム、浸出水の処理施設とか、遮水材の耐久性とか、恐らくそこらあたりにならないとちょっと判断ができないというようなことで、今度は東日本の大震災のような想定外、考えられないというようなことが起こりまして、先ほども町長もおっしゃいましたけど、より安全・安心な施設となるよう、再度とか再々度、そういうまた要望をお願いしたいと思えます。それで、産廃処分場については終わります。今度は、2番目の高齢者対策について、要介護状態を少なくする施策については、いろいろ副町長と

高橋福祉課長の方から詳細に説明していただきましたので、この部分はもうそれで十分かと思います。2番目の要支援・要介護の実態というようなことで答弁がありましたけれども、この23年の4月1日の要支援の1、2が220名、平成18年が164名ですかね、大分増えているというようなこと。それと、介護度の1から5までで518名が、これは少なくなるとということですかね。介護度543名、これは少なくなるとということですか。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） これは要介護1から5までは、平成18年の4月1日で543、23年の4月1日で518ということで、25名の減で、約4.6%の減ということで、減少しております。

議長（本田眞二君） 3番議員。

3番議員（打越潤一君） ということは、結果がいい方向に、減ってるということはいい方向に向かった、いろいろ町の施策がいい方向に向かっるとということですかね、客観的に、ただこの数字だけから見れば。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 一応数字だけを追って、その原因がいろんな要素が含まれると思いますけれども、平成18年の実績と今年の4月1日の月報による状況で比較してですね、こういう数値が出ておりますということだけははっきり言えると思います。

議長（本田眞二君） 3番議員。

3番議員（打越潤一君） これが、ちょっと私もですね、これを質問するにおいては、ちょっと私の近くでこういう状態が、状態というか、そういう部分に接する機会がありましたので、ちょっとこういう質問を思い立ったわけですね。やっぱり認定調査員という方が、本人さんと家族がおって、そこで面談に立ち会ったと。そして、本人さんはやっぱり認定調査員さんに自分のいい姿を見せなければいけないものですから、何もできる、服も着れる、トイレも自分で行ける、車いすに乗っても車いすは乗らんでトイレに行けると、食事も歩いて行けるとか、そういうふうな一緒に立ち会ってですね、ちょっと吹き出すとおかしな感じが、やっぱりそのような形で説明されるわけですね。自分はしっかりしとると、やっぱりそういうのはお医者さんが、医師の意見書ですか、そこでつじつまが合わないから、この人はちょっとおかしいとか、まあそういうのが出てくるということですかね、だからそういうのがちょっとありましたのでですね、やっぱり本人さんは一生懸命そういうふうにおっしゃってますけど、やっぱりすぐ何分か経つと忘れなはるですもんね。だけん、前、こやんして言いよつたろがいたて言うても、俺はそがんこつば言うたかね、実際、俺は便所にも行ききれんて、ベッドの上でしよつとて、そのようなことですね、やっぱりそういうふうな初めて接してみてもですね、やっぱりこういう状態は大変だなあと。そして、夫婦でいらっしゃいますけれども、別の方もそういうふうな状態で、夫婦が両方とも

そういうふうな状態になって、また子どもさんがいらっしやらないところや、あるいは子どもさんが遠くに行っておられる方で、やっぱり近くの家族というか、身近な親戚といいですか、そういうのが世話せにゃいかんとですかね。そういうところは恐らく増えてくると思うとですよ。それから、私が先ほど壇上で答弁しましたように、もう65歳以上になると、もうあと4年後ぐらいは私はそのような代になりますから、やっぱりそういうのを老々介護というも、なかなかできないというような状態。そして、それを近くにおる人が、そこを行ったり来たりしてできるならいいんでしょうけれども、今、少子高齢化となっておりますので、そういう世帯が恐らく増えるんじゃないかと思うとですね。定住促進とか、いろいろまちづくりもされて、南関町におるといようにことも進めておられますが、恐らく高齢者がずっと増えていくので、やっぱりそういう認知症というか、要介護の高くなるというか、そういう対策もですね、いろいろ社会福祉協議会あるいは保健センター等を通じて、いろいろな施策を打って、そういう状態にならないためにやっておられるというようなことですけど、そういう世帯をつくらないために、何らかなる施策も考えとかないけないんじゃないかと思うとるわけですね。だけん、何しろ高齢者がおっても、高齢者がもう両方ともわからん、また子どもさんも、いらっしやっても遠くに出てる、だからその人をフォローするという人が少なくなる状態が恐らく出てくるんじゃないかと思えます。だけん、そこらあたりの対策をちょっと副町長、お願いします。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 打越議員、しっかりご質問がございましたけれども、要点をまとめますと、介護認定の件と介護の実態と、そして今後どのような対策を進めるべきかという、大きく分ければその2点だったと思います。まず、認定調査の件についてお答えをいたします。どちらかが少し判断能力が低下したときに、お二人世帯であっても、正確な調査はできないんじゃないだろうかというご質問でございました。この際、認定調査をするのは町の職員あるいは委託されておりますケアマネージャーがするわけでございますけれども、まず調査して、いろんなご質問をします。85ないし、近いご質問がございます。そして、その中で不可思議な答えが出される場合があります。そのときは調査に立ち会っておられるご家族から、もう一度、ケアマネージャーあるいは町の職員は確認します。そして、そのときいなかった場合は、ご家族がいない場合は、担当するケアマネージャーがそこに同席をする。そして、その状況をつぶさに調査員に報告をして、正確な調査になるようにしているところでございます。ご心配のようにですね、いたって高齢者の方々は、調査にお見えになったときに、元気に振る舞われることがしばしばございます。私も認定調査員を一時しておりました。そのことは私自身もよく認識しておりますし、そういうことがないようにいろんな形で吸い上げをしているところでございます。それから、2点目の介護の実態、老々介護の実態等々も南関町におきましても、実際のところ、あります。もう実際出てき

ているのが、もう実情だと思っております。そのとき一体どういうふうなことで対応していくのかということでございますけれども、これはそのために介護保険法が平成12年にスタートしました。こういう介護保険、様々な在宅サービスがございます。ヘルパーさんであれ、ショートステイであれ、あるいはどうしても在宅で無理な方は施設の方に介護というふうになるわけでございますけど、当面のところですね、在宅で頑張れるという思い、頑張ってもらいたいという私どもの願いもございます。そして、高齢者の皆さんもですね、自分の家で、自分の畳の上で最後を迎えたいということもよくお聞きします。そういうがためにも、そういった介護保険制度をご利用なさる、そして老々介護の実態がございますけれども、そういった介護負担を解消する意味でも、そういった介護サービスを利用していく。こういうことが解消につながっていくのであらうと思えますし、まだまだですね、施設に入所したいけれども、入所できないという実態もございます。こういった部分をいろんなところから検証しながら、南関町に本当に住んでよかったんだと、こういう町に是非ともしていききたいと、このように思っているところでございます。そういう実態がございましたら、是非ともご相談を包括センターか福祉課の方にさせていただきたいと、議員の方からで、こういうことで困っているんだということがございましたらですね、是非是非、個々のケースでも結構でございますので、上げていただいて、お一人お一人の立場というのは違いますので、お一人お一人の境遇も違いますので、総じた部分は申し上げられませんが、個々に合った対応ができるんじゃないかなあと思っております。是非とも、よろしく願いをいたしますとともに、そして地域が如何に見守っていくか、そして支援をしていくかということも、私は当然必要なことでありますでしょうし、冒頭にも申し上げましたとおり、やはりそういった要介護・要支援状態にならないために、一時的な予防、皆さん自身でやっていこう、それが健康へのまちづくりの一つの道筋じゃないかなと、そのように感じておるところでございます。以上です。

議長（本田眞二君） ただ今、福祉課長の方から、先ほどの発言につきまして、文言の訂正を行いたいと申し出がありましたので、これを許しますが、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） はい。どうぞ、訂正してください。

福祉課長（高橋 稔君） はい。すみません。一番最初、要介護認定者数の状況ということで、実態で、私がですね、要支援1、2については120名と言ったんですけど、220名です。それで合わないかと思えます。そして、増につきましては、間違いありません。56名増の34%の増ということで、今年の4月1日で221、要支援1、2は増えておりますということです。120を220に訂正だけさせていただきます。すみません。

議長（本田眞二君） はい。質問を続けてください。3番議員。

3番議員（打越潤一君） 今度は3番目にいきます。シルバー人材のいきいきサロンと

というような、これは会員数は67名というとは、これはそこに登録されてる方の人数でしょう。それと、同じく、シルバー人材のそこに登録、私がちょっと知りたいのはですね、やっぱりそういう高齢者の方がですね、何もできないから、高齢者の方がそのシルバー人材センターを利用されてる方の数はわからないですかね。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 利用者、件数で表示されてますので、件数的に708件あったということです、22年度は。シルバー人材センターの会員が67名で、67名の方で南関町の住民の方からシルバー人材センターに依頼された件数が1年間で708件あって、それに派遣された方が67名のうちの、結局延べ人数で1年間で5,279人ということです。だから、一応708件の中に何軒の世帯から依頼があったかというのはちょっと把握できておりません。以上です。

議長（本田眞二君） 3番議員。

3番議員（打越潤一君） はい、わかりました。このように、自分たちができないから、シルバー人材センターを利用して、自分の家の周りの草刈りとか、そういうのを利用されていると思います。やっぱりこれから先は閉じこもりじゃなくてですね、やっぱり話すこととか、あるいはこのいきいきサロンあたりも1,721名の利用をされておりますが、こういうところに参加していただくような分をもっていく。家で高齢者の方が出ていくことをおっくうがらずに、その例えれば公民館あたりに出ていくというような、同じ高齢者同士が誘い合ってもですね、そこに出て行って、いろいろ福祉協議会から出て行ってされますので、家での引きこもり、仕事を家で、家のばあちゃんあたりの方に、元気で息子ば怒って仕事をされるというような方もいらっしゃいますけど、そういうふうな各公民館あたりで福祉協議会が出てされておりますが、それをできるだけ引っ張って行っていただくという、何かそのような方を増やしていくような施策を進めていただければですね、こういう介護保険あるいは介護サービスの費用を軽減できるんじゃないだろうか、健康保険も一緒ですけど、医療費の削減につながるのではなかろうかと、そこらあたりを強く思います。職員さん、執行部を含めて、一生懸命やっておられますので、そういうのをより多くこの人数が、サロンの利用状況ですかね、そういうことあたりの人数を増やす施策を考えていただくようお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（本田眞二君） 以上で、3番議員の一般質問は終了しました。

議長（本田眞二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。明日17日は午前10時に本会議場にご参集ください。本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散会 午後4時49分

6 月 1 7 日 (金)

(第 2 日 目)

平成23年第4回南関町議会定例会（第2号）

平成23年6月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（4名）

2番議員

1番議員

10番議員

5番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 井下 忠俊 君

2番 境田 敏高 君

3番 打越 潤一 君

4番 鶴地 仁 君

5番 田口 浩 君

6番 島崎 英樹 君

7番 大木 幹夫 君

8番 山口 純子 君

9番 橋永 芳政 君

10番 唐杉 純夫 君

11番 酒見 喬 君

12番 本田 眞二 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 上田 数吉 君 会計課長 北原 耕治 君

副町長 堀 幹也 君 福祉課長 高橋 稔 君

教育長 大里 耕守 君 建設課長 堀 賢司 君

総務課長 柳田 陽一 君 教育課長 大石 和幸 君

経済課長 雪野 栄二 君 住民課長 木村 浩二 君

まちづくり推進課長 佐藤 安彦 君 住民課審議員 菅原 力 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松本 寛 君 書記 橋本 恵 君

開議 午前10時00分

議長（本田眞二君） おはようございます。ただ今から本日の開議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

議長（本田眞二君） 日程第1、一般質問を行います。発言の通告がありますので、順次質問を許します。2番議員の質問を許します。2番議員。

2番議員（境田敏高君） おはようございます。2番議員の境田です。先に通告しておりました4点について質問いたします。まず1点目に、東日本では大震災による甚大な災害が起こり、6月16日現在、1万5,441名、行方不明、7,718名、原発問題等により将来が見えない不安にかられ、未だ多くの方が避難生活を余儀なくされ、心に受けた傷を癒すことは多くの人々の支えが必要であると思います。私たちも人ごとではありません。想定外のことも考え、日頃の心構えが大事ではないかと思っております。災害はいつどこで起こるかわかりませんが、前兆はあるはずで、今月は土砂災害防止月間中ですが、町では平成21年11月に発行されています南関町洪水ハザードマップが各家庭に配布されておりますが、急斜面等崩壊危険区域、土砂流危険渓流があると記してありますが、今現在どうなっていますか。予想され災害場所、災害の種類、河川の氾濫、山・崖崩れ、道路陥没・切断等の危険箇所はどうなっているのか。また併せて、具体的な安全対策についてお尋ねします。2点目に、政府は東日本大震災で発電所が被災した東京電力、東北電力管内では、ピーク時の最大使用量を一律15%に減らす節電計画を決めました。九電の節電計画は、使用量そのものを当初、最大15%に減らし、7月から企業、家庭に求める方針を明らかにしておりましたが、燃料の確保、企業等の自主的な節電が行われるため、次期節電目標の設定は見送られました。しかし、依然として不安要素が多いために、節電要請は避けられないものと思います。それに対応する町の節電対策はお考えかお尋ねします。3点目に、町道認定の見直しが行われましたが、特に通学道路における安全、防犯体制についてお尋ねいたします。最後に、4点目として、町懇談会が4月6日から町内14カ所で実施されましたが、まちづくりのご意見をいただく場所として開催されたと思いますが、説明に要した時間が長く、多くの住民の声を聞くことができなかったと思いますが、町の事業説明、意見交換に重みをおくべきではなかったか、地域には地域の問題があり、地域懇談会にはその地区の座談会を設けるものと思いますがいかがか、今後の思いをお尋ねいたします。産廃を地域づくりの一環として懇談会が開催されたと思いますが、十分な意見交換、説明はできたとお考えでしょうか。また、県は産廃施設建設着工に向け、着々と進めておられますが、今まで不安を抱かれている方々に対

しての今後の対応をお尋ねいたします。この後の質問につきましては自席からさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（本田眞二君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

町長（上田数吉君） おはようございます。ただ今質問を受けました2番、境田議員の質問にお答えいたします。質問事項1番として、災害時の危機管理対策について、として、各家庭に配布してある洪水ハザードマップについては、急斜面等崩壊危険区域、土石流危険渓流があると記してあるが、今現在でどうなっているのか。また併せて、具体的な安全対策について尋ねるとい質問でございます。町内の土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法による土砂渓流危険渓流が37カ所、急傾斜地域危険区域が99カ所を、熊本県が指定しているところでございます。最近の土石流危険防止対策工事は、関東地区や大西地区の工事を熊本県が実施している状況でございます。また、安全対策では、南関町防災計画の中で土砂災害防止計画を定め、崖崩れ防止対策や急傾斜地崩壊危険区域の警戒避難体制を定めているところでございます。質問事項2番として、東日本大震災により、地域においては節電の必要性が迫られているが、町の考えを尋ねるとい質問でございます。6月9日の九州電力の発表によりますと、玄海原発2号機及び3号機、川内原発3号機の停止が続く場合においても、代替となる火力発電の燃料調達を8月上旬まで確保したことから、目標数値を設けた節電要請は6月末まで行われなところですが、しかしながら、電力供給力から最大需要予測量を差し引いた予備力は、適切規模が8%から10%といわれる中、3.5%しか確保できない見込みであり、昨年のように猛暑となった場合には不足することも考えられ、7月以降においては節電要請が行われる可能性があると思っているところでございます。そこで、南関町庁舎の節電についてお答えいたします。町はこれまで機械などの更新時においては、エネルギー消費効率が高い製品を選択すると、照明器具や電気製品は、省エネルギー型の製品を選択することなどを実施しているところでございます。また、日頃の節電対策としては、昼休みの消灯、トイレ、給湯室など、職員が常駐しない箇所のごまめな点灯、退庁時の電気製品の電気のオフなどに特に注意しているところでございます。東日本大震災は、企業においては生産拠点を電力供給に不安のある東日本地域から九州を含め、西日本地域にシフトすることも予測され、電力供給の逼迫が波及するものと思われま。これまでも増して節電に努めるために、定時退庁の推進、さらには個別照明の検討、事務機の時間帯使用などを検討しているところでございます。質問事項3番として、通学路における諸問題についての質問でございます。

として、最近、町道の見直しが行われ、今でも狭い見通しが悪い急カーブが多く見られるが、危険予防のためにもラインを引くなど、安全対策は考慮されているかとの質問でございます。歩行者の安全確保や緊急車両の通行に支障がある町道については、道路改良の必要があると私は思います。町では総合振興計画の実施計画により道路改良工事を実施しているところでございますが、基本的には道路改良工事が必要と思わ

れますが、用地の確保が得られない道路については、改良工事ができないこととなり、この場合の安全対策を考えた場合には、中央線や外側線や歩道帯のライン設置などを有効な手段として考えていきたいと考えております。質問事項4番として、管理型最終処分場についての質問でございます。問1として、地域づくりの一環として、懇談会が開催されましたが、処分場について十分な意見交換、説明はできたとお考えでしょうか。県は産業廃棄物着工に向けて、着々と進めておられるが、未だ不安を抱えられている方々に対して、今後の対策をお伺いしますという質問でございます。まちづくり懇談会は、県に参加要請をし、産廃とは何か、公共関与処分場の必要性、県としての取組み姿勢など、要点を絞って説明をしていただきました。もちろん時間も限られたもので、細かな処分場の構造などまで、十分に理解いただけなかった部分もあるかと思いますが、しかし参加された住民の方々には、処分場が自分たちの生活に無関係ではなく、県内どこかに必要であることは理解いただき、また町浮揚のための積極的な施設展開の要望や、常日頃から懸念されている歩道の整備、まちづくりのための建設的な意見も頂戴し、その後の様々な方々との意見交換を含め、体制としては私自身の判断を容認、ご理解いただいたものと受け止めているところでございます。しかし、強い反対意見の方々がおられることも改めて感じたところでございます。処分場はできることなら身近な場所に造ってほしくない施設であり、100%の住民の方のご理解をいただくことは困難だと思われまます。しかし、できるだけ多くの方の理解が得られるよう今後はより具体的な安全対策を約束していくとともに、一定の道筋を示す必要があると考えております。今後とも事業主体である県に対して、最後まで丁寧に説明を尽くすよう、強く求めてまいりたいと考えております。以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

議長（本田眞二君） 教育長。

教育長（大里耕守君） おはようございます。2番議員、境田議員の3番目の質問、通学路における諸問題についてということで、私への質問も含まれておりましたので、お答えをさせていただきます。実は、まちづくり懇談会の中で、かなり通学路の危険箇所ですね、要望がたくさん出されております。あげますと、一小校区では、関外目の新しくインターチェンジから直通で関下、津留方面に延びました道路の交差点に歩道がないために、非常に子どもたちの登下校が危険な状態であるということ、それから関東の井手の上方面ですね、ここが非常に狭いということ。第三小学校区では、やさい畑前付近の歩道が非常に狭くて危険である。車の出入りが多いものですから危険であるということ。それから、四小校区につきましては、まず下坂下方面、ここにいわゆる産廃場も造られるわけですが、歩道が出来てないということで、四小校区の方からはですね、下坂の方面では非常に強い要望が出されました。それから、上坂下の鬼王方面もいわゆる通学路にあたる場所には歩道が設置されていないということですね。そして、境田議員のお尋ねは第四小学校区の大林病院から中嶋製材所前を

通って、そして学校へ至る通学路、ここが非常に今、企業の方々が裏道を通って通勤するために、非常に車が多いけれども、子どもたちが安全に登下校できない状況があるのでラインをとというようなことで、そういったところが非常に危険区域であるので申し出を受けておりますし、これにつきましては昨日も町長答弁にありましたように、あるいは建設課長からもありましたが、既に県道につきましては、あるいは国道につきましては、もう県を通じて、あるいは地域振興局を通じて要望を強くしてあるということで、境田議員の直接のお尋ねの部分につきましては、この後、建設課長の方から答えさせていただくかと思えます。なお、通学路における諸問題ということで、安全対策ですが、毎日の小学生の下校時刻ですね、これに合わせまして、町の総務課の方から放送を流しているわけですが、一部うるさいというような苦情も出たそうですけども、これにつきましては交通安全と不審者対策、両面から子どもの安全確保を図る意味で、非常に効果的な声の方が多いし、また学校としても要求が強いということで、今後も続けさせていただくことにしています。以上、お答えしまして、さらなる質問につきましては自席からお答えさせていただきます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） ありがとうございます。このハザードマップですね、これは大体、被害の軽減につながる目的があると思うんですね。大体これは今までですね、住民説明会の間に説明とかあってましたかね。それとですね、よければ、この何年間隔で見直す予定が、ちょっとお尋ねいたします。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 住民説明会で説明したかというところでございますが、それはなかったと思います。ただ、私の記憶では平成20年度に説明した折に、そういったことを説明させていく機会がありましたので、説明させていただいております。ただ、全町的にというところではございません。それから、何年おきかというところでございますが、これは補助金制度に乗って、県との話し合いでしたところでございます。従いまして、これは確か19年度作成だったかと思いますが、その後の見直しというところまでにはまだ至っておりません。定期的に何年おきに作成するというところの考えまではまだ至っていないというところでございます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） この災害時ですね、地域支援対策ですかね、この取組みとか現状についてですけど、最近はですね、地域連帯感の希薄化が叫ばれておりますが、災害が起きたときですね、まず迅速に動けるのはですね、やっぱり何といても地元区長さん、住民の方々だと思います。常日頃ですね、コミュニケーションをとるのが一番と思いますが、災害時に地域で救護体制を整える防災組織ですね、自主防災ですけど、自主的なものですけど、今どのくらい南関町でありますか。またですね、組織の指揮系統、縦横ですね、連絡体制はどうなっておりますか、ちょっとお伺いし

ます。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） いざというときのまず体制としては、大変公的機関が参加するまでのその間に何とかするというような地域での取組み、いわゆる自主防災組織があると思います。大変重要な役割を果たすものだという認識をもっております。南関町でもPRをして、組織を組んでもらうというところで、区長会等にもお願いをしながら推進を図っているところでございますが、現在、90の行政区のうち52の中で組織がされております。従いまして、組織率といたしましては58%ぐらいというところでございます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 今、58%と言われたですけど、100までとはいきませんが、なるだけその近めるようにですね、一応指導の方をよろしく願いしておきます。この訓練というのは、どうなっておりますかね。大体作ってばかりじゃですね、これはやっぱり本当に何かあったとき機能しないと思うとですよ。そのところは どうなっておりますか、ちょっとお願いします。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 確かに組織のないところには、まず組織をしていただくという推進、それから組織があるところは機材の整備、あるいはその内容の充実というところが大変重要というふうに思っております。それで、消防署あるいは町と一緒にあって、この推進あるいは内容の充実を図っていくということにしておりますけれども、具体的にちょっと私の記憶で申し上げますと、一昨年だったと思いますが、関東地区におきまして、有事の際を想定してですね、実際に地域柄でございますけれども、B & Gの海洋センターまでに避難をしていただくということを実施をいたしております。そのときにただ避難するという事柄ではなくて、体育館におきまして、いろいろな内容の重視といいますか、ノウハウといいますか、消防署あるいは警察当局からの話あたりもしていただいておりますし、阪神大震災の語り部といわれるような方をお呼びしてですね、話をしていただいたという記憶もございます。今後、そういった事柄について、組織の充実というようなところのことについて推進をしていく必要があるというふうに思っているところでございます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） この前、東北の方でも災害がっておりますけど、本町からやっぱりちょっと応援というのはちょっとあれですけど、行かれたと思いますけど、この災害のときにですね、やっぱりボランティアの方もちょっと結構お見えになると思うとですよ。それでですね、まず何かあった場合、来ていただく場合ですよ、行政担当もですね、やっぱり災害に備え、指導者の育成ですね、災害ボランティアのあり方とか、必要性についてですね、講習会等の開催は必要だと思いますけど、そういうお

考えはございませんか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 災害ボランティアの講習会ということでございますけれども、今回、東北地方にはですね、町からも4名の方がボランティアとして参加をしております。そしてまた、行かれた方のお話を聞きますと、大変厳しい状況にある中で、まず自分がこういう立場になったらどうすればいいかということが唖然とされるような状況でもあったということでございます。そのためにも今後ボランティアをするためには、一応の研修といいますが、そういうことをする必要があると私は思っておりますので、時期を見て、こういうことも進めてまいりたいと思います。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） この災害発生時には、やっぱり各種応急復旧活動による人的・物的支援があると思います。この民間とかですね、事業者にあらかじめですね、協定書をお願いすべきではないかと思っておりますけど、今、災害協定書をですね、支援協定等、締結されているのは南関町はどのくらいありますか。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） まず、災害時、即対応していただくというところではですね、南関町の建設業協会さんと協定書を、要するに応援協定を結ばせていただいております。そのほかに申し上げますと、県下一斉の市町村の協定はございます。ちょっと今思い起こすのはそれくらいですが、消防、火災ですね、これにつきましては近隣の市町村との応援協定と、隣の県内だけじゃなくて、大牟田、それからみやまあたりとの協定はあるというところでございます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 県内ですね、自治体では甲佐町ですかね、今月、国土交通省九州地方整備局と協定を結んでおられます。やはりですね、大きな災害が起きればですね、やっぱり被害者救援に徹するため、やっぱり詳細な被害状況が掴めないと思うんですよ。手助け、指導を受けですね、災害復旧に努めるためにもですね、締結は私は必要と思っておりますけど、町のお考えはどうですか。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 今、甲佐の件を申し上げられましたけれども、確か新聞で読んでような記憶がございます。あそこは緑川というのが通っておりまして、1級河川だと思います。国の機関もあるだろうと。当然、大規模災害というところを想定しての協定だろうというふうに思います。私たちの町はどうかというと、そういったいわゆる想定外の大災害というようなところのことについての協定というのはございません。ただ、皆さん様にお考えのとおりでございます。3月11日以降のことを考えますとですね、想定外のことであったとは済まされないという思いはございますので、議員、今のご指摘につきましては、真摯に今から検討するというところでお答えさせ

ていただきたいと思います。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 災害が起きたときですね、自分で例えば避難が困難を要してですね、手助けが必要な人の住所、名前、身体の状態の把握はですね、災害時の要救援者対策ですね、これは確か65歳の高齢者、または身体障害者とか乳幼児ですけど、この登録はですね、今現在、何名くらいされておられますか。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 登録は、まだ50名弱ですね、まだ今、民生委員さんとの協力で今推進を今進めているところであります。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） これはやっぱりですね、プライバシーの問題がありですね、理解を得るためには、なかなか難しいと思うとですよ。いろんな配慮がいると思います。登録をされない、嫌がる人はですよ、やっぱり孤立化を防ぐためにですね、隣近所にですね、協力を得てですね、私は指導にあたるべきと思いますけど、把握はなされておりますかね。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 昨年、一応要綱等を策定いたしまして、各区長さんにもお願いをして、民生委員さん等も各一人暮らし世帯につきましてはですね、一応回ってもらって確認をしてもらっていますけど、まだ50名までは到達できてないということで、今ちょっとさらにですね、民生委員さんと区長会につきましてはですね、再度お願いをして、特に民生委員さんをお願いして、再度推進をしているところでございます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） よろしく願いしておきます。平成17年ですかね、3月、福岡県の方で西方沖の地震が、震度6がございましたけど、あそこはですね、地震の空白地域やったんですよ。そういうところで地震が起きました。実は、私もですね、ちょうど志賀島に行ってたんですけど、途中で地震に遭いましてですね、そらですね、すごかったです。道は割れてですね。それでですね、ちょっとすぐ親戚の家に引き返したんですけど、水が真っ白で飲めなかったんですよ、井戸水が。それですぐ店に行ったらですね、ペットボトル1つしかなかったですね、2リッターが。そのときですね、私は思いました。被害に対するですね、備えの甘さですかね。それはつくづく思いました。これはですね、私一人じゃないと思うんですよ。そこでですね、災害時に持ち出す防災グッズですか、避難セットとか、非常用持ち出しセットは準備されている家庭は、私は少ないと思うんですよ。全町民とはいかないと思いますけど、せめてですね、買い物難民の方、弱者等の家庭でもですね、配布を私はすべきではないかと思いますが、計画はございますか、お尋ねいたします。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 要するに防災グッズの配布をどうかというご意見でございますけれども、今のところは、これは6月の広報ですけれども、ちょっと中にこういうのを揃えてくださいということで、ご自宅をお願いをしますというところの考えで広報しておるところでございます。町で揃えてはどうかというようなところでございますが、ちょっと今のところ、その考えはございませんでしたので、お答えをしたいというふうに思います。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） じゃあ万一の場合ですよ、例えば水の備蓄ですね、避難された場合、マットとか毛布、ラジオとか、その備蓄は今どうなっておりますか。用意されておりますか。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 先日、防災会議を行いまして、その中で資材の台帳というのを確認いたしましたところでございます。現在のところ、その水というのはございません。ただ、土嚢袋、これが3,600、それからブルーシート10、それから杉の杭100、それから毛布ですね、これが90、そのほかに投光器なり、オイルフェンスなり、スコップ、フォークと、そういうところを防災資材として確保して保存しているという状況にございまして、水等の、あるいは食料等というのはございません。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） やはりですね、いつどこで起こるのかわからないのが私は災害と思います。備蓄がなければですよ、私は防災関係の予算の計画してですね、検討してもいいと思いますけど、そこのところを一度検討をお願いしておきます。この災害ですね、県内でも過去多くの災害が起きています。暴雨、台風、高潮、地震ですね、津波、噴火により多くの方が命を亡くされております。地震もですね、県内を震源とするマグニチュード6以上はですね、明治以降5回起きております。国の地震調査研究推進本部によるとですね、県内にある布田川・日奈久断層帯ですかね、今後30年間でマグニチュード7.6直下地震が起きる確立は最大6%だそうです。この前の阪神大震災はですね、最大6%といわれたそうです。ですから、確立としては高いですね。地下20キロ以内ですね、九州での地震の発生ですけど、これは60%がですね、熊本で発生しております。まさにですよ、地震の巣の上でですね、生活しているといえますので、決して油断はならないですね。津波ですけど、これは有明海、八代は水深が浅いためにですね。最大2メートル程度と。しかしですね、1792年ですか、寛政の大津波でですね、1万5,000人の方が犠牲が出ております。これは火山活動で、眉山ですかね、あれが崩壊してですね、これは崩壊したためですけど、これは特異なケースと思います。しかし、今現在残っている眉山はですよ、再崩壊の危険が十分にあると、これは九大の地震火山研究所の所長さんが言われております。これ

はいつですね、災害が起きてもおかしくないのですから、今までですね、このくらいは大丈夫だという概念を捨ててですね、取り組むことが大事ではないでしょうかね。いつ発生するかわからない災害から命を守るために、危険を予知し、予防につなげることが大事です。そのためにはやっぱりですね、早めの避難を心掛け、日頃、住民との連帯感、情報収集に努め、このような点検パトロールを心掛けるべきです。また、地域で過去にあったですね、災害に対する教育も大事な教訓として、災害防止を講ずるべきではないかと思います。これで災害の方は終わりますけど、次2点、節電の方に移らせていただきます。先ほど、いろいろ町長は節電を検討されておりましたけど、今年は各企業、各事業所、独自の節電対策をなされております。日本自動車工業会ですかね、これは7月から9月の3カ月間は土日稼働、木金を休みにする節電対策を行うようですが、特に中小企業になるとですね、やっぱり電気消費量の少ない装置とか購入をですね、設備の投資も必要で、不安は非常に高まるようでございます。今、注目されておりますLEDですね、これは消費電力は電球の半分で、寿命は5年と。振動、衝撃に耐久性があり、いろんな今、種類があるんですけど、発光ダイオードですね、この切り替え、蛍光灯の省エネ対策は本町ではお考えですかね。またですね、お考えで替えるとしたら、本庁ぐらいは大体経費はどのくらいかかりますかね、ちょっとお伺いいたします。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 実は本庁舎ですけれども、屋根に太陽光、庁舎のダイオードの効果というようなところを考えておるのはおるんですが、何せ経費という問題で、保留をしているというような状況にもございます。それから、太陽熱については、この耐震の関係もございまして、あまり大きなやつは乗せられないと。まあそのへんの費用対効果を考えるのことでございますが、LEDに仮に替えたらというようなところで試算した例はございますので、それをご紹介をしたいと思いますが、役場庁舎ですね、蛍光灯、これを仮に100本替えた場合の購入費で約200万円、既存のやつとの蛍光灯を考えますとですね、かなりの差が出てくると。庁舎自体に四、五百本はありますので、そのへんを全部取り替える費用というようなところを考えますとですね、まあこういったちょっと表現がいいのかどうか分かりませんが、元を取るには11年かかるという試算の結果が出たものですから、二酸化炭素排出、あるいは節電というような観点から見ると、気持ち的には年度計画で実施すればいいじゃないかというようなところもございましてけれども、全体的な考えの中からは、今のところ、この切り替えについては控えているというような状況でございます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） この省エネ設備ですけどね、まあいろいろあると思います。太陽熱温水器ですね、エコキュート、LEDがありますけど、もうこの町民の方々にもですね、取り替えの助成ですね、これは町は計画はありますか。何パーセント、

例えば県はですね、昨年まで確かやっとなるみたいですけど、設備の5%という何かちょっとうたってありましたけど、そういうお考えはございませんか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） このことにつきましてはですね、現在のところ考えておりません。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 今節電をするとき、総務課長が言われましたけど、やっぱり最初は確かにですね、金がかかると思うんですよ。ばってん、長か目で見たら、私は取り戻すと思いますけど、まあそちらの方の検討をお願いしておきます。大体ですね、今、南関町は電気代でいくぐらい払うとですか。ちょっとお願いします。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） おおよそで申し訳ございません。庁舎や及び小・中学校、それから各施設、合わせまして約3,300万円というふうに思っております。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 役場にですね、通勤されるけれども、エコ通勤される人は何名の方がおられますかね。私はですね、エコ通勤される人はですね、優遇措置といえますか、年にタイヤの1本ぐらい替えてやるとか、そういう努力を私は認めるべきだと思いますけど、いかがお考えでしょうか。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） はい。職員にとって大変有難いご意見というふうに受け止めます。何人ぐらいかということですが、1割程度、十数人程度入ると、実際名前を上げればわかるんですけども、まあ十数人程度というふうに思います。補助制度をというようなところでございますが、そのへんはなかなか微妙な問題だというふうにお答えをさせていただきます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） この南関町総合振興計画ですね、前期の18年から22年ですかね、この中で新エネルギー導入促進をうたってありますが、公共施設等への導入、広く新エネルギーの転換するようなことをうたってありましたけど、この達成率ですかね、進捗率はどのくらいになりましたかね。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 確かこれは温暖化対策の実行計画で、これは19年度から23年度の5カ年計画というようなところで策定しておりますので、23年度といえますので、現在のところ、はっきりとは出していないと思います。今後、これらを整理していかなければならないというところではないかというふうに思います。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 今、自然エネルギーの注目されておりますね、自然エネルギーが。まちづくりの一環として利用するためにもですね、私は今後大いに進めてもら

いたいと思います。ところでですよ、南関町のですね、太陽光発電ですね、その助成金の状況は今どうなっておりますかね。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） ただ今のご質問でございますけれども、平成21年度からこの制度が始まっております。平成22年度の状況といたしまして、昨年度も年度途中で補正をいたしまして、増額をさせていただいたという経緯もございまして、実績といたしましては、22年度で40基ほどの補助を出したということでございます。本年度も当初は20基の予算を当初予算をお願いしております、現在でももうここ4月、5月、6月というふうなところでございますけれども、かなりこれに関するご要望というか、そういうのが多くて、今回の補正予算でも10基ほどまたお願いをしております、しているところでございます。最高限度額といたしまして、キロワットの3万5,000円で、限度額を3キロワットといたしまして、10万5,000円という形で補助金を出しているところでございます。以上でございます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） この太陽光はやっぱり国の補助制度でですね、電力会社の買取り価格ですね、従来より高くなり、確か本年度は1キロ、確か42円と思いますけれど、県や私たち市町村が独自の補助金の後押しがあるからこそですね、また申請とか多かったと思うんですよ。それで今、県内住宅の1戸建ての太陽光の設置の割合はですね、昨年確か3月で4.3%で、熊本県は何か全国で2位だそうです。それで、1位が佐賀、3位が宮崎のようですが、この県内ですよ。この設置率は何パーセントぐらい、南関はあつとですかね。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） 大変申し訳ありません。その実態というのは掴んでおりません。補助制度が始まる前にですね、確かにご自分で自費で太陽光を設置された方たちもおられますし、その後にこの制度が国の制度、県の制度、町の補助制度ができた以降もですね、順次進んでいるわけでございますけれども、トータル的なところをですね、まだ把握まではいっておりません。以上です。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 正確な実数はないというのは住民課長のとおりです。県の状況も議員がおっしゃられたとおりというふうに認識をしております。町はどうかということですが、分母となるのがですね、統計調査の住宅数ということで、分子は私が掴んでおります21から23年度、南関は65件ぐらいあります。既に設置されておるところをですね、若干上乘せして計算しますと、正確ではございません、ただ1.8、ないしは1.6%程度になっておるのではないかとというふうに推測をしているという状況でございます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 今ですね、スイッチを押せばですね、電気が点きます。回せばですね、水が出ますが、これが当たり前のように思われますが、本当は当たり前じゃないんですよ。これは停電になって、すぐ復旧するか、もう今はわかりません、いつか。今までですね、余りにも恵まれすぎていると思うのですよね。だけん、停電もあってからでは遅いのですよね、南関町のですよ、自家発電機はありますか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 自家発電機につきましては、電算室の発電機、及び確か住民課窓口の交付機の発電機が小さいのがあるというところがございます、庁舎の全体を賄う自家発電というのはございません。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） ないならですね、私は自家発電は考えておくべきだと思います。やっぱり今ですね、町避難場所が指定場所がありますけど、そこまでとはいいませんけど、やっぱりせめてですよ、町役場には必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 質問者、大変前向きな質問でございますけれども、このへんはですね、これから十分ですね、議員の皆さんと一緒に検討してまいりたいと思います。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 電気はですね、なくてはならないですね。夜は心を癒し、やすらぎを与えますが、闇は不安を与えます。長時間の停電、大規模停電の対応はですね、冷静な行動を求めますが、いざ直面するとですね、なかなか難しいものです。先月、南関町全体で停電が発生しましたが、昼はいいが、夜の時間帯は不安が増します。不安を消し去るにはですね、確かなやっぱり情報ですよ。デマが氾濫するのが怖いのですね、パニックにならないよう災害無線で呼び掛けることも私は大事だと思いますが、この防災無線はどんなことがあってもですね、これは使われるようにしとくべきだと思いますけど、管理はどうなっておりますか。もし停電とか長時間になった場合は、防災無線は全部使われるんですかね、お尋ねいたします。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 本部機能だけはですね、機能させるようにしとかなければならないと思っておりますし、そのようにいたしております。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 節電の必要性に迫られている事態を、今度いい機会としてですね、いろんな節電対策をとるべきです。例えば校舎にですね、よく言われますけど、緑のカーテンですね。エアコンの設定温度はもうされるとは思いますけど、扇風機の使用、室内のスイッチの切り替えですね。例えば窓際の方は、スイッチを押したら窓際だけ消

えるとかですね、いろいろあると思います。蛍光灯もですね、反射率の95%のアルミ板の取り付けなど工夫されるそうです。まずはですね、町がですよ、見本となるよう率先してもらいたいです。省エネの意識の啓発、新エネルギーの導入をしですね、緑豊かな環境、まちづくりに活かしてください。一応これで、節電の方の質問は終わります。3点目のですね、通学路について質問いたします。通学路にはですね、危険が伴う場所があると思いますけど、通学路の危険場所は危ないところは把握されておりますかね。また、各学校はですね、確か危険箇所を作っておるところもあると思いますけど、全校作っておるのですか、ちょっとお伺いします。教育長。

議長（本田眞二君） 教育長。

教育長（大里耕守君） 各学校におきましては、通学路に危険箇所マップということで点を落としてですね、学校経営案という校長の責任のもとで管理をされております。ただ、新しい動きとして、今年ですね、先だっで行われました町の防犯会議の中で、委員長の戸上さんが、それぞれの校区ごとにそれをPTAあるいは地域の区長会、そういったところから情報を収集し、そして町全体としての危険マップをもう一度再確認できるような体制をとりたいということで、夏までにそういう作業を進めるという方向であります。以上です。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 事故を未然に防ぐためにも、是非ご検討をよろしく願いしておきます。危険箇所はいくつもあると思いますが、通学路に関してですね、防犯灯ですね、防犯灯はやっぱり白熱と水銀とか、蛍光灯とかありますけど、照明灯でですね、一番防犯灯で照明器具は何が今一番多いですかね。また、大体防犯灯は今のくらいあるのか、ちょっとお聞きいたします。

議長（本田眞二君） 教育長。

教育長（大里耕守君） 今、蛍光灯がですね、一番多いというふうに把握をしております。それから、防犯灯につきましては、総務課の方で地域内ですね、設置を補助金をしている部分と、今幹線道路、いわゆる農免道路という小原上長田線とかですね、第二小学校から丸美屋の方に行くとかですね、ああいう幹線道路等に設けておりますし、実際、本当に小さい山道を網羅すると、いろいろ意見は出てるんですけども、そのへんになるともともと電気が来てないものですから、引っ張っていくためにですね、ものすごく経費が要ると。そのへんについては、なかなか現実問題として予算上厳しいということで、今のところ、PTA等の中では幹線道路を整備していくということで、去年だったかな、お話し合いをしたところでございます。そのへんについて検討していきたいと。少し集落の近くになってきたら、総務課の方の地域の防犯灯でお願いをしたいというふうに考えています。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） この防犯灯はですね、各地区で管理されておりますけど、今

ですね、腐蝕が見られてですね、非常に危ないですね。昨年、坂下の方でもですね、一応腐蝕になって、倒れております。それで大きなですね、あわやですよ、大きな事故になりかけたんですけどね、これはもし事故があったらですよ、これは管理するのはやっぱり区の責任と言われたそうですけど、区だけです、これは対応は私にはできないと思うんですよ。まだ知らない区が多いはずですよ。もしものときですよ、町の指導、また保険の加入率はどのくらいあるかご存知ですかね。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 集落内の防犯灯ということなんですが、まず保険については、これはほとんどないのかなというふうな認識でございます。それで、これはもう条例、規則、集落内の防犯灯については、もう条例、規則等の条項でございまして、区長さんが修正をして、町が2分の1以内、5,000円を限度で補助するというようなことになっておりますので、なかなかそれ以上のことは私からは申し上げられませんが、仮に老朽化をして建て替えなりする必要があるといった場合につきましては、またちょっと違う、ちょっと離れたところに申請をしてもらおうと、新規というふうな取り扱いで補助制度を利用していただけるのかなというふうに思っております。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） やはりですね、この防犯灯が本当に倒れてですよ、車、人に当たったらですね、本当、区だけで対応せよというのは絶対しきりなんです。だけ、先ほど言いました、やっぱり保険もですね、最悪の場合ですよ、私は指導するべきだと思いますけど、総務課長、どう思われますか。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 確かに、高齢化等が進んでいって、地区においてはかなり維持をしていくというところが難しい地域もあるのかなというふうに、それは思います。ただ、今言いましたとおり、これまでそういった規則に基づいて補助制度で住民の皆さんの理解を得ながら、そういった防犯灯、防犯設備を整備していくというふうなやり方でやってきておりますもので、今のところ、それ以上にお答えするというようなところはちょっとできないというふうなところでございます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 防犯灯の付け替えですね、例えば今、九電の電柱とかN T T ありますけど、今、地デジの電柱もあちこち建っております。それに付け替え依頼とか、アドバイスの指導はですね、今後行っていかれますかね。私はそちらの方に力を入れた方がいいと思いますけど、お考えをお聞きします。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） おっしゃるとおり考えております。指導なり、そういった進言あたりをしていきたいというふうに思います。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） この通学路に関してはですね、私は防犯灯設置はですね、やっぱり管理も、私は町がすべきと思いますけど、どうでしょうかね、お考えは。

議長（本田眞二君） 教育課長。

教育課長（大石和幸君） 教育課の方で設置しましたのについては、建設課の方で維持管理をしております。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 地域の防犯灯の維持といいますのは、従来どおりというところでお考えいただきたいというふうに思います。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） はい、わかりました。最近ですね、町道の見直しが行われておりましたが、今でもやっぱり狭い、急カーブ、見にくいところが多く見られますが、危険予防のためですね、ラインの施工ですね、これはできるならですよ、ライン施工あたりはどこの担当ですかね。

議長（本田眞二君） 建設課長。

建設課長（堀 賢司君） 町道の維持管理につきましては、当然、建設課が管理しております。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 特にですね、路線番号71の次郎丸から、268ですね、通学路ですが、非常に狭いです。また、見にくいですね。これはちょうど71号線から268の接点ですけど、今、元第四保育園のちょうど入り口ですけどね、あそこはカーブミラーも見えないんですよ。非常に危ないです。以前も当て逃げがっております。またですね、坂下交差点がですね、時間帯で渋滞するためにですね、今抜け道としてですね、利用しています、車が。抜け道というんですけどね、どうしても近道だから早く行かなんという心理的に飛ばすんですよ。車を運転する人がですね。そのときちょうどですね、子どもたちがちょうど通学時間帯と重なってですね、非常に危ないんですよ。そのためにですね、毎日ですね、見守り隊ですかね、この方々が交通指導されております。私もですね、先月の5月31日ですね、7時から8時まで、調査をしました。ほとんどの車が通勤車両ですけどね、次郎丸から入る車はですね、192台ですよ。出てくる車が23台、この間ですね、54名の子どもたちが通学しているんですよ。ここはですね、昨年、地元の住民の方がですね、これは非常に危ないからといってですね、横断歩道の設置を学校と一緒に玉名署に相談に行かれたそうです。しかし、やっぱりカーブがあると、なかなか付けられないということで、駄目だと言われたんですけど、町の方、この報告をですね、町の方にされるとは思いますけど、その後の対応はどうなっていますかね。また、この状況を、教育長、どう思われますか。

議長（本田眞二君） 答弁の途中でありますが、暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の途中でありましたので、これを続行します。建設課長。

建設課長（堀 賢司君） 道路の改良につきましてはですね、まず危険性の回避、やっぱり特に交通事故の防止、特に通学する子どもたちの交通事故の防止、安心・安全の確保、それがまず一番目に上げられるんじゃないかなと思います。それから、消防自動車とか救急車等が入れない道路の改修が同じような系列の中に上がってくるんじゃないかなろうか。それから、産業活動にやっぱり必要な政策的道路の改良も必要じゃないかなというふうに私たちは考えているところで、特にご質問の71号線、次郎丸大場線につきましてはですね、議員ご承知のとおり、192台ですか、そこを通行する車、それから出るのが23台と。それが子どもたちが通学する時間帯にそれだけの車が入ってくるということであり、本当に子どもたちの安心が確保されるかという部分については、私たちも危険な箇所だという部分は承知しておりました。道路改良につきましては、基本的には歩道を新たに造るという手段が必要になってきます。その場合に、地権者の方の同意が得られるかという部分が重要なウエイトを占めてきます。基本的に子どもたちのために用地をご相談して承諾をいただければ、道路改良をして歩道を設置することになりますけど、地権者の方の同意が得られなくて、いかにしてその安全を確保するかと考えた場合、経費的部分から考えた場合、センターライン、道路側帯、側線のライン引き、それからあそこの場合、これは以前から要望もあっておりましたので、私たちが建設課内で考えているのがですね、いわゆる歩道帯です。1メートルぐらいの歩道帯を設置したらどうかと。これにはですね、カラーで歩道帯を色付けすると。例えば、緑なら緑、青なら青ということで、子どもたちが通るラインをですね、歩道帯という形の中で区分していこうと。通常の場合はそこの車は通ってもいいんですけど、子どもたちが通行するときには、その歩道帯をですね、通って行くというのが一番安価で安心確保ができるんじゃないかなろうかと思えますけど、基本的にはですね、それだけ危険性がある道路については道路改良を町は実施していきたいというふうに考えております。その場合、実施計画、町の総合振興計画の実施計画に計上しながら、総合的に実施していきたいというふうに考えているところです。以上です。

議長（本田眞二君） 教育長。

教育長（大里耕守君） 境田議員が実態調査を具体的にやっていただいた数値を出していただきましてですね、児童数が現在、第四小学校は96名なんですね。その中での54名が通学をしているということは、5割を超す上坂下、そして四ツ原の子どもたちが、今の71号線、そして二百何号線ですね、を通学しているということは、非常に学校に

とっても心配な町道であるということで、今、建設課長からも考えが述べられましたけれども、是非これは実動に急がなければならない道路ではないかというふうに思うわけです。今のところ、幅員が狭いために、センターラインは引けないというようなことで、片側だけの路側帯を設けていただいて、行きも帰りもそこを通るといような指導徹底を図ることによって交通安全が保たれればと願っています。以上です。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） この坂下の三ッ角ですね、あそこは工事がなったらですね、もっと増えると思うんですよ。先ほど建設課長がちょっと検討するという事ですから、よろしく願いしておきます。こういう問題はですね、いろんな住民の方々から心配事が相談事はいろいろ要請があつてると思います、私は。そのときやっぱりですね、臨機応変にとるべきだと思いますが、すぐできないならですね、やっぱり先ほどいいました応急措置ができるはずですよ。町はですね、例えば工事検査ですね、するときは手すりとか足場がずれていたりですね、間隔があつたり、不具合とか不適箇所ですかね、それが見つかったらどうしますかですよ。すぐに安全対策をとるはずですよ。業者はすぐ改善します。役場はですよ、私はですね、町を建物だと一回発想転換したら、私はいいんじゃないかと思うんですよ。なぜかと言うとですね、町がでこぼこしたり、穴があいていたりしたらですね、廊下に穴があいてると思えばいいんですよ。足場が落ちそうだったらですね、天井から物が落ちてくると思つたらですね、すぐ対応できるはずですよ。事故があつては遅いのです。現にですね、南小国町の県管理の国道でですね、道路に穴ができて、これは直径40センチかな、深さが10センチで、車7台のタイヤを破損する事故が起きております。温泉に通じているためにですね、観光客も頻りに利用されていましてですね、この穴は2週間前に補修されたばかりですよ。一步間違えばですね、重大事故につながりかねなかったそうです。この5名の方はですね、県に賠償請求されております。そして、示談も成立しております。これは6月9日の熊日新聞に記載してありました。町もですね、こうやってですね、損害賠償請求をされないためにもですよ、やっぱり早めの対応をとるべきだと、私は思います。民間だったらですね、すぐ対応しなかったら仕事は来ないですよ。倒産の危機に直面します。やっぱり誰のための町行政かと、住民のための行政のはずです。職員の中はですね、己自らですね、率先して動かれる人もいます。臨機応変に対応すべきであると思います。やはり町もですね、民間並みの危機管理をもってもらいたいです。一応、通学路に関しては、これで終わります。

続いて、最後の産廃問題に移ります。まちづくりの一環としてですね、懇談会に取り上げて、産廃の説明がありました。平成18年の3月ですかね、建設予定地が決定され、今回初めて耳にされる方は、その資料で質問ができるわけがないですね。なぜ今度早めの資料配布ができなかったのか、マイナス面も書いてごさいませんでした。県に依頼されたのではなかったですかね。県と町との意思疎通はスムーズにいらいますか、お伺いします。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 私の方からお答えをさせていただきます。産廃問題についてのご質問で、県と町の協議がきちとなされているかということでお話をいただきました。これまでも説明会等々にはですね、私どもも参加させていただいて、ご意見をお伺いしているところでございます。その中で全体的に産廃についてのことを知らせてほしいというふうなお声もいただいておりますので、この説明会等々と別にしましてですね、各家庭にパンフレットを、産廃という部分でのパンフレットをお届けをしたということではですね、そういったことに関しまして、町の方から県の方をお願いをしたという経緯もでございます。同時にやはりいろんな問題もございまして、県との打合せ等々はこの間、しておるといふような状況でございます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 今回、懇談会においてですね、質問事項ですかね、これはなんか広報に載ってましたけど、やっぱりこれはごく一部だと思うとですね。すべての質問事項に回答も漏れなくですね、私は住民に知らせるべきと思いますが、どう思われますかね。またですね、今回の懇談会でですね、私が参加したときはですね、ほとんどの課長が出席されておりました。すべての課長がですね、出席されなくてもいいですけど、次回からですよ、町民の意見を聞く懇談会の開催は計画はなされておりますかね。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 町民の意見を聞く懇談会というよりも、県主催の説明会が今度これからはきちと行われていくであろうし、その都度、私どもの方から要請もしていきたいと思っております。様々な御意見があるということは承知もしておりますので、そのあたりをですね、県に直接ぶつけていただきたいと。今、特に安全性の問題等々が問題視されております。特に東北大地震による、そういった想定外のことも予測しなければならぬとか、そういうご意見もまちづくり懇談会の中でいただいておりますので、そのあたりもですね、きちと説明はしておりますけれども、住民の皆様により安心をしていただくために説明をより頻回にさせていただきたいと思っておりますし、当然、県にはつよく要請をしていってまいります。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） すみません。今、私が言ったなんか広報に載せる件ですけど、その点はお考えはございますか。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 6月の広報なんかに、前回のまちづくり懇談会でのいわゆる質問の要旨ということで掲載をしたと思っております。そのときにはですね、紙面の関係上、お答えは掲載できなかったんですけども、当然、まちづくり懇談会に出席された、お聞きになられた方はですね、その場では掌握しておられると思います。しかし、お答えが紙面にできなかったということではですね、今後検討をしていきたいと思っております。

ます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） この懇談会は、産廃も兼ねてありましたけど、やはり産廃だけじゃなくて、まちづくり推進課のあれもあったと思うとですよ。やっぱりですね、これは住民と一体となってですね、まちづくりはしていかなんと思うです。生きたまちづくりに役立てるためにも、開催をまた望みます。また、産廃を造るときはですね、今、国が安全、安全とってですね、今はどうでしょうか、皆さん。東日本では言葉にも表せないですよ。中学生でしたかね、新聞でですね、安全と言った人はですね、責任をとれと言っていました、とれますかね。想定外だったでは済まないですよ。造るときはですね、安心・安全と言うが、不安があるからやっぱり反対されるんですよ。玉名ですね、箱谷ですかね、あそこに養豚場がありますけど、やっぱり造るときはですね、臭いは全然しないと良いことばかり言ってですね、今はですね、やっぱり養豚場の方から臭いがするそうです。税金はあちらで、臭いはこちらで、たまったものじゃないて言われておったですね、住民の方がですね。こうやって現実起こっているからですね、なお不信感をもたれているんですよ。町長、去年の11月ですね、県のアセスの説明で容認されましたが、今回のアセスの骨子案ですね、説明会でも何の不信も抱かれなかったですかね、町長。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） アセスの説明会ではですね、こういうことは私は感じませんでした。安全に進められているということを実感したところでございます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 町長は、去年の11月、容認されたですけど、やっぱりですね、容認された以上ですね、私は23年度からやるとわかってると私は思うとですよ、もう県はですね。だけ、町としてですね、何らかの事業計画はあるはずですけど、この南関町総合計画に産廃の計画は載ってないとですけど、どういうお考えですかね。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） この事業はですね、あくまでも県でございまして、町としての計画はございません。しかしながら、いろいろな皆様方のご意見を伺いながら県の方に強く要望してまいりたいと思います。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 昨日からお聞きしていますけど、県主体、県主体と言われまんですけど、私はですね、容認した以上はですよ、私は町長と一緒に行動してもらいたいですね。私はそこは強く言いたいですけど。今ですね、全国で400近い自治体でですね、産廃紛争が起きているようですが、やっぱりこの大きな問題はですね、これ住民合意が不要という法律にあるんですね。地元住民の合意は許可の条件になってないんですよ。環境協定書はですね、やっぱり適するように努めるものと、紳士協定と思いますが、最

近ですね、県、町、財団の三者の締結の方に進んでいるように思いますが、地元関係者はあまり見えてこないんですね。テーブルに着けるのか、また着かない場合、町長はですね、昨年の12月定例会です、住民の代表である議員の皆様の意見を聞いて締結したいと言っておられます。今もお考え、変わられないですかね。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） まず、皆さん方の意見を聞いてですね、締結にあたっては、皆さんの意見をですね、組み入れていきたいと思っております。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） この隣接する和水町の下流の方々はですね、地下水はこちらの方に流れてくると、事故があったら心配と。また、南関町はできたらですね、振興策はあるかもしれないが、私たちはどうなるんだと。知事が来て以来ですね、まだ住民説明もあってないそうです。南関町だけがですね、話が進んでですね、どうなっているのかと、不安を抱かれておりました。町長、この方々の気持ち、どうお考えですかね、ちょっとお伺いします。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 放流した場合はですね、確かに下流の方は心配されると思います。今回は放流はしないということでございまして、施設内での処理ということでございまして、私の方からどういうことかは申し上げられませんが、このことにつきましては先だって和水町の町長にもですね、南関町で容認をいたしましたということは申し上げておるところでございます。今後とも皆様方のご努力お願いいたしますということをお願いしておるところでございます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） 産廃に関してですね、町長はこれからですね、県が丁寧な説明は続くと思うと、私も一緒になってですね、努力していくと述べられております。町長もやっぱりですね、納得し容認した以上ですよ、私は堂々と安心・安全を反対されている住民の方に説得すべきですよ。先月の15日ですかね、町民センターの件はご存じのはずです。地元住民との溝がますます深まっています。町長はもっとですね、積極性をもってですね、住民とふれあい、不安を取り除くべきだと思います。議会もですね、容認の態度をとる以上ですよ、町と議会も一緒になってですね、一部の人と思わず、頻りに地元住民と向き合うべきではないでしょうか。しこりが残ればですね、後々問題が尾を引きます。住民の方々の理解が私は最も大事だと思います。県もですね、強攻策の態度が見られます。このままずるずるとですね、日にちが経てば、町は混乱しますよ。今こそですね、住民と真剣に向き合うべきではないかと思っておりますけど、町長、どう思われますか、お伺います。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 先日も打越議員の質問にお答えいたしましたけれども、県からの

方からはですね、県の方で説明をするからという言葉でございました。そういう中で説明を地元としては聞かないということでございましたけれども、やはり説明は私としては聞くべきであったと思っております。そしてまた、一部の方におかれましてはですね、説明は聞きたいという方もおられましたけれども、県と地元の方々の協議によって散会になってということでございます。

議長（本田眞二君） 2番議員。

2番議員（境田敏高君） この産廃問題はですね、平穩に暮らせていた方々がですね、降って湧いたような問題ですよ。今、地元住民同士の間で溝ができております。長年、共に苦労しですね、地域に貢献した隣同士ですね、亀裂、意見の違いが生じています。これは私が一番心配していたことです。産廃問題がなかったらと思いますが、容認した以上ですね、やっぱり住民同士が仲良く暮らせるようにですね、対応策を一日も早くですよ、実行すべきであると思えますよ。地元住民の和、信頼関係をですね、もつことが私は一番大事と思えます。地元の理解、協力があってこそ、事は私はなると思えます。やっぱり一体となっていてですね、進むべきでですね、やっぱりそれにはですね、もう誠意しかないですよ。誠意をもった会話しかないです。住民の信頼を得るためにも、数の論理で物事を進めるものではなく、もっと多くの論理を尽くすべきです。安心・安全をですね、与えるのが、私は町長の責務と思えます。対話の機会を多く設けてですね、地元の人々に安らぎを与えていただくよう、私は進言し、今回の一般質問を終わらせていただきます。

議長（本田眞二君） 以上で、2番議員の一般質問は終了しました。

続いて、1番議員の質問を許します。1番議員。

1番議員（井下忠俊君） こんにちは。1番議員の井下でございます。今回は、2つのことを質問させていただきます。まず1つ目は、昨年9月の定例会にて質問いたしましたセキアヒルズレーシング場の騒音に対するその後の経過についてです。今年に入り、もう半年が過ぎようとしていますが、相変わらず騒音が響き渡っている状態です。むしろ逆にひどくなっているのではないかと思われるような日もあります。前回の答弁においては、観測地点は3カ所、また住民との対話も進めていくという計画をもってあるということでした。そこで質問ですが、観測地点は3カ所を何箇所ぐらいまで広げられて測定されているか、どの地区まで拡大してあるか、また天候、季節、そのへんも同時に測定されてたらお答え願いたいと思えます。また、その拡大した地域の測定レベルはどれくらいやったのか、それも重ねてお願いいたします。そして、経営者とのその住民との間の対話、この進行状況も重ねてお尋ねします。それに、さらには新たな部分になりますけれども、場内に持ち込むレース仕様車についてですが、トラック等で搬入する場合は何ら問題はないんですけども、乗り付けてくる車については、これは個人的にはまるで調べようがないんですけども、正確にはいえませんが、車高を落としたり、排気量を上げたりなど、公道を走る分に関しては、明らかに法律に準じているのかなあと

思えるような車もあります。このことに関しましては、町というよりも、経営者側で調査、把握、管理、規制するべきだと思いますが、そのことも含めた上での今後の町の対応としての思いを聞かせていただきたいと思います。それと、2つ目ですけれども、今、介護の認定を受けておられる人々の中には、バス、タクシーなど、公共交通機関を利用できない方も数多くおられると思います。また、今後、高齢者社会の中に伴い増加していくものと思われます。そのような中で、移送サービスというのは本当に必要とされるものであると思いますし、町外においても、行政、NPO法人、団体などにより、様々な形で現在行われております。そこで、この南関町においてのその移送サービスについてお尋ねいたします。現在の利用状況はどのようになっているか。また、利用するための条件、そしてサービスを提供する側の条件はどのようになっているのか。そして、最後にまちづくり推進課で現在進められている乗合タクシーがありますが、これはまだ検討中ということもあり、はっきりとした形にはなっておりません。そのことも踏まえた上で構いませんので、利用条件などの違いについてお尋ねします。以後は自席にて行わせていただきます。

議長（本田眞二君） 1番議員に対する答弁を求めます。町長。

町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました1番、井下議員の質問にお答えいたします。質問事項1番として、セキアヒルズ内のレーシング場の騒音について、の前回質問の状況について、計測地点は増やしてあるか、経営者と住民との対話は、として、レーシング場内に持ち込まれる車の整備は法律内か。として、今後の方向性はどの質問でございますが、前回の平成22年9月定例議会で質問がっておりますので、担当課長よりお答えいたします。質問事項2番として、高齢者に対する移送サービスについての質問でございます。として、現在の状況について、利用状況は、利用条件は、サービスを受ける側、サービスを提供する側、まちづくり推進課で進めている乗合タクシーとの違いはどの質問でございます。高齢者移送サービスにつきましては、家庭において移送することや、既存の公共機関を利用することが困難な寝たきり老人に対して、専用車による移送サービスを行うことにより、福祉の向上を図ることを目的に制定し、国土交通省の許可を得てサービスを行っているところでございます。また、移送用のリフト付特殊自動車は、県補助を受けて購入し、経営は社会福祉協議会へ委託し、サービスを提供しているところでございます。細部につきましては、担当課長よりお答えいたします。以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） 1番、井下議員のご質問にお答えいたします。といたしまして、前回の質問後の状況についてということでの、その中の計測地点は増やしてあるのか、その地点のレベルはどうかというご質問でございます。まず、その前にサーキットの位置関係でございますけれども、ホテルセキアの標高が約160メートル、サーキ

ット場の標高が約92メートルで、サーキット場から半径500メートルの範囲内に関村区、津留区の一部が含まれ、半径1キロ以内には津留区の全域、八重丸の一部、半径1.5キロ以内では津留、八重丸、関村、下原のほぼ全域と、久重や関町の一部までが含まれるようでございます。ホテルセキアが東と南に尾根が伸びており、県道荒尾南関線を隔てて、白毛原の農地はサーキット場とほぼ同じ標高となっているようでございます。津留区ではサーキット場の音が反響する原因ともなっています。ホテルセキアでは音はほとんど感じませんが、風向き次第では坂下や相谷までに響くことがあっているのが状況だと思っております。今回の質問の中で、計測地点ということでございますけれども、簡易な測定をいたしました一例といたしまして、今年の1月末に実施いたしましたけれども、その中で騒音測定は白毛原の農地、津留区では関川の用水路付近と、西の原のバイパス付近、久重北等で行っております。西の原バイパス付近、久重北付近では、サーキット場からの音はしますが、測定器ではあまり拾えない状況でも、そのときはございました。サーキットの音よりも付近の風あたりが大きくて、そのような状態でもございました。白毛原の農地では、60デシベル前後、関川用水付近では最大値が約65デシベルでございました。サーキット内ではやはり90デシベルに達しているようございます。音量については、やはり天候次第では若干の違いはありますが、これまでの測定ではほぼ同値あたりであります。サーキット場から半径2キロを放れると、暗騒音といえますか、音は聞こえないような状態になるために、計測というのはやはり津留区あたりを中心に行っているのが状況でございます。続きまして、経営者と住民に対話についてでございますけれども、セキアサーキットには機会のあるごとに訪問をしています。代表者には地元関係者と町を含めた会議をしたい旨をお願いしており、会議には応じたいとの意向であります。しかし、地元関係者からは騒音規制の状況、町や県の対応等も事前に把握してから望みたいという要望で、話し合いの場の日程調整を行っているところでございます。2番といたしまして、レーシング場内に持ち込まれる車両の整備は法律内かというふうなご質問でございますけれども、一般公道を走行できる車両と違って、様々なサーキット場では、その用途に応じて走行車両への改造が施されています。結論から言いますと、レーシング場内で定めたルールはあるにしろ、法の規制は受けないと判断をしているところでございます。一般的に改造車といえますのは、市販状態の自動車やオートバイなど、何らかの手を加え、市販そのものではない状態にした車両のことでありまして、区分といたしまして、特殊用途自動車のような改造と、主に所有者による趣味の改造があるというふうなことでございます。改造の内容は、機能面の改造と、外見面の改造があります。多くの部品は市販をされているところです。改造車であっても、違法改造や整備不良などの不備がなければ、陸運局の車検に合格することはできますが、一定の範囲を超える改造を施している場合は、構造等変更検査、これは改造車検とか、購入車検というふうでございます、を受けて改造内容の認定を受けなければならないことになっております。逆にいえば、一定の範囲を超えない改造であれ

ば、この検査を受けなくてもよく、前に申し上げましたとおり、違法改造や整備不良などの不備がなければ、車検には合格できるというふうなことでございます。ただし、道路運送車両法の保安基準に適合していない改造を施している場合や、自動車検査証の内容と異なる状態の車両については、警察に検挙されるということでございます。警察に取締状況のお尋ねをしたところ、やはりナンバーがなかったり、車体から大きくはみ出るような部品を装備している車両には何らかの違法改造でありますけれども、外見がシャコタンとか、スポーツカーだといって、すべてが違法改造とは限らないということで、セキアサーキット場の車両すべてを検査することはできないということでございます。この点につきまして、セキアサーキット独自の規制といたしますか、決まりごととしまして、まず1番としまして、マフラー音は105デシベル以下にすること、2番目に、触媒を外した直管マフラー車両は走行を禁止しておりますということと、サーキット走向車両の法的規制はないが、周辺住民との配慮として、特別にこういったことを設けているということございました。また、利用時間も午後4時までとしているというふうなことで、マフラー音が105デシベル以上の車両については、消音器装備で走向するようにしているということでございます。また、一番公道での対応といたしましては、サーキット走行とは別に直接マフラー内に消音器を付けて運転するように呼び掛けているとでございます。このことについては、車両所有者が不法改造車に触れるために合法であると判断されております。なお、サーキット場のみでしか走向できない車両については、やはり先ほどおっしゃいましたように、トレーラー等で搬入、または預けてあるそうでございます。預けてある車両もやはり20から30台はあるというふうに聞いております。3番の今後の方向性ということでございますけれども、住民の方のご意見といたしまして、防音対策等のご要望も検討していくことも必要と考えております。しかし、事業者側の投資効果といたしますか、費用の負担にも限界があるものとも思われます。一方、この問題は、南関町だけの問題ではなくて、サーキット場からの騒音苦情は全国的に多いということございまして、法的措置は施せない事案ながら、住民からの要望が少しでも多く取り入れられるように、他の事例等を参考に検討をしていかなければならないと思っております。そのために、サーキット場の代表者と、やはり地域住民との意見の交換の場をですね、町としても設定して、要望等をお願いしていく方向で対応していきたいと、こういうふうに思っているところでございます。以上です。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 1番議員、井下議員の質問にお答えいたします。高齢者に対する移送サービスについての現在の状況、利用状況、利用条件等についてでありますけれども、まず利用状況につきましては、平成21年度におきましては、申請登録者の数が18名で、延べ99名の方が189回利用されております。昨年の平成22年度におきましては、申請登録者の方は30名で、延べ95名の方が163回利用されているところです。本年度につきましては、既に申請登録者の方は20名で、延べ14名の方が

23回利用されている状況であります。利用条件のサービスを受ける側と提供する側との条件ということでもありますけれども、対象、有効期間等は共に同じで、利用される対象の人は町内在住の65歳以上の者、身体が虚弱または寝たきりの状態にあり、常時、介護を必要とする者、医療機関での診察及び入退院する者、それから有効期間というのは、毎年4月から3月までということによって1年間の登録の有効期間ということになります。それから、利用回数につきましては、1カ月当たり4回ということになります。それから、利用時間につきましては、午前9時から午後4時までとなっております。利用料金につきましては、町内1回200円、町外につきましては特に必要と認めた場合ということがありますけれども1回500円の状況であります。その他利用される場合、町長が特に必要と認めた場合ということで、この点につきましては町内にありませんので、人工透析とか何とか、そういう関係です、急に必要な場合はですね、そういう場合に当たるかと思えますけれども、通常的にはですね、町内が原則となっております。それから、あと一つ、これは利用する者の条件といたしまして、町の条件といたしまして、移送車を運転する人は、国土交通大臣認定の移送サービス運転講習の修了者ということで、現在、社協を含め登録されている者が11名、現在いますということです。

それから、次の質問のまちづくり推進課で進めている乗合タクシーとの違いはということの質問ですけれども、こちらにつきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、これはまだ検討事項ということで、安心して暮らしやすいまちづくり推進協議会で検討されている段階で、決定事項ではないということをご理解をお願いしたいと思います。その中でちょっといろいろ調べている中でありますのは、対象につきましてはですね、これは移送サービスと同じ65歳以上の者ということになります。しかし、移送サービスの条件では、町内在住で65歳以上の者となっておりますけど、乗合タクシーの条件では運転免許を有している者がいない世帯で概ね65歳以上ということで、ちょっと条件が厳しくなっています。それから、身体障害者手帳または療育手帳を有している者ということになります。乗合タクシーの方では条件です。移送サービスの方では、1カ月当たり4回なんですけれども、乗合タクシーの条件では、1カ月当たり6回ということで、こちらは片道を除くということなんですけれども、現在の移送サービスについては、1カ月当たり4回の土曜・日曜を除くということで、回数が2回多く、土曜も利用できるということの違いがあります。それから、時間につきましては、移送サービスが午前9時から4時までに対して、乗合タクシーの場合は午前7時から午後6時までということで、時間的に長く利用できます。それから、申請の登録期間につきましては、移送サービスでは1年間になっていきますけれども、乗合タクシーは3カ年有効ということになります。それから、乗合タクシーの通行の範囲内につきましては、玉名市、和水町、山鹿市、荒尾市、大牟田市、みやま市、近隣の市町村については可能ということになっていきます。移送サービスにつきましては、条件があって、原則町内が原則となっております。それから、利用料金につきましては、先ほど申しました移送サービスについ

ては町内が1回200円、町外が1回500円となりますけれども、乗合タクシーの場合は利用料金の2分の1の補助という形になります。それから、その他につきましては、医療機関での診察及び入退院する者ということで、こちらにつきましては移送サービスと同じ条件、その他これにない特例の場合につきましては、町長が特に必要と認めた者という形になるかと思えます。

議長（本田眞二君） 1番議員。

1番議員（井下忠俊君） まず、レーシング場の件なんですけれども、かなり高低差を把握した上で計測はされていると思いますけれども、この部分において、その計測されて60デシベルを超えているようなその地点が何箇所があったということなんですけれども、その部分については何か特別にこういう政策をしたいとか、何かその60を超えたら、やっぱりかなり騒音として激しいものですから、特に何かそのあたりについての考え等はございますか。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） 今のご質問でございますけれども、特段にその部分というところでの対策ということではなくて、やはり音の発生源といいますか、そういうところもございまして、やはりご要望といたしましては、やはり音を防ぐような防音対策あたりをですね、やっぱりどうしてもお願いしていかないといけないのかなというふうなところを感じておるところでございます。

議長（本田眞二君） 1番議員。

1番議員（井下忠俊君） 最終的には、その防音対策にどうしても行き着かなければいけないとは思いますが。ただ、それはもう前回は申しましたとおり、予算的な部分とか、かなり伴ってきますので、そのことも含めた上で前回質問したんですけれども、あとは高低差によつてのその計測地点というのは、大体あらかた近隣の部分で計測されていますけれども、あとはその季節、風向き、そのへんをもう少し細部にわたり、これからも計測を続けていってもらい、その後、住民と経営者の対話懇談会というのが計画されていると思いますけれども、そのときに出せる材料として、十分把握してもらいたいなと思います。そこで、その対話を検討されているということでしたけれども、大体いつ頃に、もうできれば早い方がいいかなと思っているんですけれども、いつ頃予定の中では計画されていますか。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） ここ最近の動きといたしまして、地元の区長様をはじめ、お隣の区長様とか、そういった住民の代表の方たちあたりの部分でもお話をさせていただいている状況です。ご存じのように、まちづくり懇談会の席上でも、やはり4月の8日の日に、うから館であった場合にご質問を受けております。そういった方たちの中にも、そういったご心配をされている部分もありまして、できる限り早期にというふうなことで、今、地元区長様をはじめとして、調整をさせていただいているところでございます。

ので、できれば早期のうちにそういった会合をしたいというふうに考えております。

議長（本田眞二君） 1 番議員。

1 番議員（井下忠俊君） その地元の区長さん等ですけれども、その地元というのは、あくまで関下、そのあたりのその半径 500、半径 1 キロ、そのへんに限られてくるわけですかね。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） 今考えていますところは、やはりすぐ近くの区のお隣同士の区長様を考えているところでございます。

議長（本田眞二君） 1 番議員。

1 番議員（井下忠俊君） 先ほどの計測地点の結果にもよりますけれども、久重の北区でも計測されたということでしたけれども、やっぱりその高低差によって、高いところに登れば、谷間を越えて、風に乗って、かなり音が厳しく聞こえる日もあります。そういったところの人たちにも一応声かけ等をしていただいでですね、やっぱり音に関しては、敏感な方もおられますし、思いもあられる方も多いと思います。その地区全員でとか、そういった会話になれば、なかなか混乱も生じてくると思いますので、ある程度、区長さんと役職に就いている方とか、何名かの抜粋になると思いますけれども、もう少し枠を広げて、音の影響が出るようなところにも、随時声かけを拡大して、していただければと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） ご意見、十分に理解したと、私も考えておりますけれども、やはりそのへんのところは検討させていただいて、はい、今後またそういった形でのことで考えさせていただきたいと思っております。

議長（本田眞二君） 1 番議員。

1 番議員（井下忠俊君） それとですね、今、電力不足がずっとテレビ、マスコミ等で訴えられていて、今年は例年以上にクーラーを控えるためにグリーンカーテン等の設置がかなり頻繁に多くなってきていると聞いております。そのグリーンカーテンを利用する分においては、どうしても窓を開放しなければいけないことになってきますけれども、もう梅雨が明ければ、すぐ夏が来て、そういう時期にさしかかります。これはもう本当に急いで対話を、少しずつでも感情の部分からでもですね、何とか抑えていけるように進めてほしいと思いますけれども、いつ頃に予定されてるで、さっき言われましたかね。すみません。もう一度お願いします。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） できる限りですね、早期にと考えておりますので、いつというようなことはちょっとお話はできませんけれども、なるだけもうここ数カ月といいますか、できるだけ早い時期に段取りをいたしまして、そういう場をもちたいと思っております。

議長（本田眞二君） 1 番議員。

1 番議員（井下忠俊君） もうこれは本当に早急をお願いしたいと思います。

それと、持ち込まれる車の整備についてですけれども、これはマフラーを外したり、付け替えたりすることで、音量がかなり規制値をオーバーしたり、サスを抜いたり、フロントスポイラーの装着によってですね、車高を規制では路面から 9 センチの高さを超えて下がったら、道路運搬車両法にこれは係る改造車としてみなされるということになっていきますけれども、これは地元の住民の方とか、自分はそういう話を聞いたんですけども、課長の方にはそういう話は入って、今までできていますか。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） 私の方といたしましては、そういった細部にわたっての車高をそれ以上にどうのこうのというところまでの部分は入っておりません。先ほどおっしゃいました違法改造とかの部分についてはですね、こちらの方で調べたところでは、やはりマフラーからの音量の規制値というのがやはりオーバーをしている状態の分については、当然違法ですから、検挙の対象になるということでございますけれども、これにはやはり道路運送車両法上の保安基準というのがあるそうございまして、その細部を定める告示の中で規定をされているということございまして、やはり走向中の車あるいはそれを止めて一定の距離の段階でその音量を測るというようなところの段階の部分として、そういうのをすればオーバーしとった場合には検挙の対象になるということですので、すべてが走向されているとって違反車ということではございませんので、そのへんが非常に難しい対応だということを経験の方からも聞いております。

議長（本田眞二君） 1 番議員。

1 番議員（井下忠俊君） 南関町の町内の公道を走る部分において、すべてのそういった改造車がレース仕様車だとは自分も思いませんし、ただそういう車が 1 台、2 台紛れとったらですね、やっぱりそういうふうな目でレース場自体も見られると思います。どういう経営者かなということで、自分もちょっと会ってみたくて、個人で会いにいった話をしましたら、先ほど課長から説明があったように、こういう騒音の問題が起きているということですね、自分もそれは非常に懸念に思っているということで、5 時までの経営を 4 時まで短縮したということをお話されました。その分、やっぱり営業として 1 時間短縮することにより、その利益も低下するから、かなりきついという話もされました。けど、そういう配慮がある経営者であればこそ、いろんな話をですね、していても、そうわからんような人じゃなかかなと自分は思いました。その騒音のことに申しまして、もうもちろんですけども、今伝えました改造車、改「マルカイ」以外の改造車ですね、これについては町で検査するわけにもいきませんし、警察にいきなり取り調べてくれというのもちょっと乱暴かとは思っていますので、経営者とのその対話、話し合いの中でですね、そのことも含めて、これは経営者側によって検査、そして把握、そして対処まできっちりしていただけるように同時に申入れをしてもらいたいと思っています。

ますけれども、これに関してよろしいですかね。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） 今おっしゃったことを十分に、その会合の場あたりでお伝えしていきたいと思います。

議長（本田眞二君） 1 番議員。

1 番議員（井下忠俊君） できれば、これはなかなかこれでいいというところまでは、当然すぐには一足飛びにはいかないと思います。けれども、少しずつでも改善できるように、これからも検討の方をよろしくお願いいたします。それと、2 番目の移送サービスについて移りたいと思います。今、福祉課長の答弁にありましたように、まちづくり推進課でも乗合タクシーについて検討が進められていますが、本来の目的、手段、共にまったく異なることから、今回はこの乗合タクシーに関しましては、まったく除外したところで社協が行っているところの移送サービスについてのみ質問させていただきたいと思います。今の利用状況ということでお聞きしましたけれども、自分の手元にもらってる資料でですね、22 年度、移送サービスの利用者数で、174 回、延べ100 人の人がいて、自分で数字確認しましたところ、26 名の方が複数回利用されているような資料を自分はもらっております。この26 名、その後30 名等とか19 名、いろいろその年度数によって数字の変更はありましたけれども、これは今の南関の人口の比率からいって、個人、個々の考え方もあると思いますけれども、多いと思われませんか、少ないと思われませんか。

議長（本田眞二君） 答弁の途中ですが、ここで昼食のため1時まで休憩します。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番議員の質問に対する答弁の途中でしたので、これを続行します。福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 質問では、22 年度では利用者が30 名の登録者数ということで、これは多いのかどうかという質問なんですけど、そこは非常に多いかどうかという判断が難しいし、それと南関町の今のところで、独居老人等が約430 数名ということでですね、その割合からすると、登録数が約7% ぐらいですかね、それくらいになりますけれども、ほかの通院では逆に病院におきましては、今度は逆に病院からの送迎等がありますので、これを利用しなくてもいい場合もほとんどありますので、この判断については、多いかどうかという判断は非常にちょっと判断はしかねると私は考えています。以上です。

議長（本田眞二君） 1 番議員。

1 番議員（井下忠俊君） その判断は、やっぱり個人差でいろいろ大なり小なり違いは

あると思いますけれども、今の南関町の人口、そして高齢者数が34%を考えれば、自分としては少ないんじゃないかなあというふうに思っています。いろいろ聞いてみましたところ、この移送サービスについてですね、ご存じない方も結構、自分の周りでおられたものですから、これに関する広報とかお知らせはどういった形でやっておられますか、そのへんをちょっとお尋ねします。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 去年は、はっきり広報等はですね、掲載していなかったと思います。それで、いろんな相談等があったときにですね、民生委員さんとか、いろんな保健師さんとか、つうじてあったときにこういう制度がありますよということで紹介をしてですね、そういう対応を今進めているところです。

議長（本田眞二君） 1番議員。

1番議員（井下忠俊君） 今、高齢化社会ではありますけれども、免許を返納される方も結構多いと思います。それはやっぱり身体的に自由がきかなくなった場合と、あとは加齢による場合、それと今一番テレビなどでもいわれてますけれども、加齢黄斑変性症という言葉はご存じですかね。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） じゃあ私の方からお答えさせていただきます。当然、私は掌握しております。いわゆる目が見えない状態になるというふうな病気でございます。

議長（本田眞二君） 1番議員。

1番議員（井下忠俊君） 自分もこの病気に関してはあまり詳しくは知らなかったんですけども、今、非常に多くなっているということで、原因はわかりません。ただ、目の中央に黒い膜ができたり、ゆがんで見えたり、そういった形で実際、町内にもその症状が出て、免許を返納された方もおられます。これは今後、先進国の方で広がっており、今、日本でも少しずつ増えてくるような懸念がされてますので、そういった今健康な方であっても、ここ何年かすれば、また先がわからない、そういう不安もかなりあると思うんですけども、そういった不安をですね、その1つでも2つでも取り除いてもらうためには、やっぱりこういった移送サービスがこういった形でサービス提供してますというのを、パンフレットを作るなり、あとは区長便と一緒に回覧で回すなり、いろんな形で広報をやってもらって、随時対応ができる状況にもっていっておいてもらいたいと思いますけれども、そのへんはこれから検討というか、そういうのをされますかね。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 一応、できる限り、そういう広報等も利用いたしまして、広く啓発を進めていきたいと思っています。

議長（本田眞二君） 1番議員。

1番議員（井下忠俊君） もう是非そういった形で、南関町にはこうやって親身になってサービスしてくれるよというのを町民全部の方がですね、認識できるような形で広報

して行ってほしいと思います。それとですね、あとは町内と町外ということで、先ほど説明もありましたけれども、同じ町内を利用する方で、町外の病院等に関しては、特殊なその病気、南関にないような場合だけに限られてのことですか。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 特殊な例ということで、結局申し上げたんですけれども、先ほど申し上げたのは、人工透析分ですかね。例えば、仮に人工透析の場合は、病院からも送迎をされていますけれども、送迎バスとか通常のバスとかですね、乗り遅れた場合、急にそれをしないとやはりいろんな身体に影響を及ぼす。救急車では結局するようなあれではないということになった場合は、そういう場合はもう特別事情があるということですね、しております。最近、このちょうど県境の方に石崎医院でありますけれども、そちらの行かれる方が移送サービスを利用された場合ですね、南関の関町のバス停まで乗ってこられて、それから大牟田交通にですね、一応原則町内ということですので、大牟田交通を利用して通院されてるケースもあります。それで、特殊な場合の対応ということで、あくまでも原則町内という形で今のところは運用しております。

議長（本田眞二君） 1 番議員。

1 番議員（井下忠俊君） 特殊な場合というのは、その特殊というのがですね、どこを境に特殊なのかということもちょっとはっきりわかりませんが、南関町には専門病院がもうほとんどありません。透析等に限らずですね、目の異変とか、耳の異変とか、そういった形の異変がある場合に、そういった場合にはそのサービスを利用できないんでしょうか。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） その点につきましては、乗合タクシーとか、今検討しております。いろんな交通機関について、今、まちづくり推進課のプロジェクトの中で検討されておる中で、そういうのを併せてですね、検討して見直しが必要ならばですね、そういう方向性でですね、見直しも含めて、前向きに検討を進めていきたいと考えています。

議長（本田眞二君） 1 番議員。

1 番議員（井下忠俊君） できるだけ公共交通機関を利用していただく分には、自立の分に関してもそれは大きな力があると思います。できるだけそういうふうにご利用していただきたいと思うんですけれども、今、名前が出たけど、石崎医院で名前は出していないんですか。

議長（本田眞二君） 大丈夫でしょう、病院の場合は公共の機関ですから。

1 番議員（井下忠俊君） もうすぐ近隣でですね、南関町には先ほども言いましたけれども、総合病院等はありません。どうしても町の地域性として、他町村の病院に依存している部分が多いと思うんですよ。そういった場合に、ここから先はもう公共交通機関がありますから、もう自分で行ってください、行って、行ける人、行けない人、

またいろいろそこで利用する人も多種多様だと思います。できればですね、ある程度のその枠をある程度緩和できる方向に、町外の病院に関してですけれども、そういうのは検討としてされる方向にもっていけますかね。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 先ほど申し上げましたとおり、そういう意見等もですね、検討委員会の中にですね、中でも検討してもらって、より良い方向でですね、見直しも含めてですね、住民サービスということで、経費の面等もありますので、そういう点も含めて、今後、検討委員会の中でですね、併せた検討をしていきながらですね、見直しも再度お願いしていきたいと考えています。

議長（本田眞二君） 1 番議員。

1 番議員（井下忠俊君） もう是非ですね、そういった、誰が一番助かるか、誰が一番困っているかというのは、やはり利用される町民の方だということは間違いありません。その人たちが利用しやすく、そして活用しやすいといいますが、そういったところでの規制枠をですね、今後まちづくり推進課の方で進めておられる乗合タクシーとの兼ね合いで、かなりかぶる部分も出てくると思います。けれども、双方、良いところをすり合わせながら、今後検討して行って、より良いサービスができるよう改善をしてもらいたいと思います。そのへん。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） お尋ねの移送サービスの件でのご質問が続いていると思います。井下議員がご指摘の大牟田市にある石崎医院の件を例えてお話をされました。この移送サービスという部分が非常に制約があるということをもとに考えなくちゃいけないということだと思います。ご承知のように、その移送サービスの条件というのがございます。それは町内在住で65歳以上の者、冒頭に福祉課長が諸々申し上げたとおりでございます。その中でやはり常時介護を必要とする者というふうなこともうたっているんですね。だから、そのへんの見直し等々をですね、検討をしていくというふうなことで考えることはできるんじゃないかなと思います。それと、まちづくり推進課で今検討中でございます、移動が非常に困難な方々に対して、どういうふうなサービスを提供するかということについて、今、安心して暮らしやすいまちづくり協議会の中で、いろんなご意見を伺いながら、取りまとめをしている途中でございますので、移送サービスとはまた別なことで取扱いをしていきたいと、そのように感じております。以上です。

議長（本田眞二君） 1 番議員。

1 番議員（井下忠俊君） わかりました。もう私も最初申し上げましたとおり、乗合タクシーの件はもうまず外したところで、今行われているその移送サービスについて、今、副町長からの答弁がありましたように、検討できる部分は検討していただき、より良いサービスを提供できるような形で、今後方向性を改善していただくように申入れお願いをしまして、自分の質問を終わらせていただきます。

議長（本田眞二君） 以上で、1番議員の一般質問は終了しました。

続いて、10番議員の質問を許します。10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 10番の唐杉です。今日は、今回は2つ質問事項を通告させていただきました。1つは、産業廃棄物処分場の問題でございまして、これは3点、3月30日に坂下区長会の連名で出された抗議文を読み上げていただきたいと。これは非常に、皆さんまだご存じない方もたくさんいらっしゃると思いますんですけど、非常に重要な意味をもっておりますので、あえてこれを問題にさせていただいております。

それから、この抗議文をどのように処理をされたのかというようなことでございます。1番と2番はつながっております。それから、3番目、町長は関連会社、住民の安全をどのような方法で担保していくつもりかというようなことを通告しております。それから、2番目の項目としまして、増えていく認知症の対応について、先ほど井下議員からの関連的なものが出されておりますけど、私は、今在宅で何人ほどの認知症がおるかというものを中心に質問してまいりたいと思います。以上、2点でございます。よろしく申し上げます。

議長（本田眞二君） 10番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました10番唐杉議員の質問にお答えいたします。質問事項1番として、産業廃棄物問題として、3月30日、坂下地区連名で出された抗議文を読み上げていただきたいという質問でございます、抗議文の内容は、まず3月定例会におきまして、私が産業廃棄物最終処分場の建設容認を正式に発表したところでございます。坂下区区長会の意思を無視した一方的な表明はなぜか、表明を撤回するよう要求しますということでございました。抗議文の詳細につきましては、後ほど住民課長より読み上げさせていただきます。問いの2番として、抗議文はどのように処理したか。抗議文をいただいた際にも申し上げましたが、この度の受入表明を撤回との抗議に対して、南関町全体の区長会で正式な意思判断をいただいたものではなく、これまで様々な区長さん方とのご意見等を聞き、町政を預かる者として総合的に判断したため、受入表明の撤回の意思はありません。住民の方々に様々な思いがあることは承知しております。住民の方々のご配慮やご不安については、引き続き丁寧な説明を県に強く要望してまいりたいと思っております。是非、ご理解いただきたい旨をお伝えしたところでございます。また、4月からの懇談会では容認の立場で臨むとの考えを述べました。その後、開催いたしましたまちづくり懇談会では、県に参加要請し、産廃とは何か、公共関与処分場の必要性、県としての取組姿勢など、要点を絞って説明をいただきました。もちろん時間も限られたため、細やかな処分場の構造などまで、十分な理解をいただけなかった部分もあるかと思えます。さらに、住民の方々には、処分場が自分たちの生活に無関係ではなく、県内どこかに必要であることはご理解いただき、また町浮揚のため、積極的に施策展開や、懸念されている歩道整備など、まちづくりのため建設的に意見も頂戴し、その後の様々な方々との意見交換も含め、体制としては私自身の判断を容認、

ご理解いただいたものと受け止めているところでございます。しかし、反対意見の方々があることも改めて感じました。処分場はできることなら身近な場所に造ってほしくない施設であり、100%の住民の方のご理解をいただくことは困難なことだと思われま。しかし、できるだけ多くの方の理解が得られるよう、今後もより具体的な安全対策を約束していくとともに、一定の道筋を示す必要があると考えたところでございます。今後とも事業主体である県に対し、最後まで丁寧な説明を尽くすよう、強く求めてまいりたいと考えております。問3の、町長は関係地域住民の安全性をどう担保していくつもりかとの質問でございます。全国的な公共関与の取組み等を見ると、遮水材のトラブル等もあるものの、二重、三重の安全対策について、周辺環境に影響を与えることなく、安全に稼働しているとお聞きしているところでございます。そのため、安全に稼働している産業廃棄物管理型最終処分場が全国に数多くなることを考慮すると、処分場が安全であるとの認識に立つことは、一般論としては十分可能であると考えております。しかし、日頃、議員からは様々な角度からご意見を頂戴しております。そうしたご意見にお答えし、議員ご質問の安全性を担保するには、今後県と具体的な安全対策にかける約束事を決めていく、さらには詳細な設計の中で盛り込むよう県に求めていかなければ具体化しない、実現しないものと考えております。また、処分場の施設構造もさることながら、今後は施設運営の安全性をどのように監視していくかなどについても、他県の事例等も実際に見て、聞いて、参考とさせていただくことが重要であると考えております。地元の皆様ができることなら身近な場所に造ってほしくない施設であるとともに、県下どこかに必要な施設であるとの思いの狭間で、苦慮をされている状況があります。議員におかれましては、今後の具体的な安全対策に関する約束事を決めていく中で、様々な角度から是非建設的なご意見をいただき、住民の皆様方の安全性に対する不安に添えるため、具体的な安全性の担保に向けてご尽力をいただきたいと考えております。

質問事項2番として、増えていく認知症の対応について、として、今、在宅で何人ほどいるかの質問でございます。現在、厚生労働省の推計では、日本での認知症の患者数は推計208万人といわれております。予測を上回るペースで増えているというのが専門医の一致した見解であり、2015年には300万人を超える勢いともいわれているところでございます。また、熊本県の高齢化は全国平均より7年早いといわれており、認知症高齢者の数は約5万人と想定されているところでございます。本町では認知症として確認している数値は、要支援者で27名、要支援1、18名、要支援2として9名、要介護者で41名、うち施設入所者は30名、うち要介護1で10名、2で21名、3で4名、4で5名、5で1名、合わせて68名の方が認知症と認定され、何らかの治療を受けておられると聞いております。認知症も初期から重度まで幅広く、認知症はアルツハイマー型や脳疾患性知能症でございます。現在、熊本県における認知症の推計では、65歳以上の高齢者の5%程度が認知症患者数と推計されているところでございます。本町では約180名程度の認知症患者数の推計を行っているところであり、在宅では施

設入所者等を除きますと140名程度と推計されているところでございます。以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） 平成23年3月30日付けの坂下地区区長会会長、坂井徹也様のお名前で、町長名に出されました坂下地区全区長の連署の抗議文について読み上げさせていただきます。平成23年3月30日、抗議文。南関町町長、上田数吉様。坂下地区区長会会長、坂井徹也。この度、3月9日に開会した定例町議会において、県が下坂下米田地区に計画する産業廃棄物最終処分場建設を町長が突然受け入れるとの正式表明について、坂下地区区長会は大きな驚きと怒りを覚えるものであります。なぜなら、その動機の一つとして、区長会の雰囲気을上げていますからであります。我々坂下地区区長会は、平成18年3月27日、県が下坂下米田地区を建設計画地として公表以来、地域住民の当該施設の生活環境に及ぶ影響への恐れ、不安、心配が増大する状況を踏まえ、平成18年4月17日早々に、建設反対を表明し、以来、5年にわたり一貫して反対の姿勢を貫いてきたところです。この間、県による度重なる住民説明会、対話集会等を経て、さらにはクローズド無放流への施設構造の変更もされる中で、未だ住民の施設に対する理解はおろか、不安・心配はまったく払拭されないまま今日に至り、県・町において改めて全町的に住民の理解を求めべく、説明会が計画されているこのときに、我々坂下地区区長会の意思を無視した一方的な突如の建設受入表明はなぜなのか。ここに強く抗議するとともに、この度の受入表明を撤回されるよう、区長一同連署し要求いたします。以上でございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 3月議会が終わってから直後だったのでですね、6月議会になってしまいましたんですが、この内容たるや、かなり大きなウエイトを占めておりまして、区長会の雰囲気、そういうものが町長判断は総合的に判断をしたんだというようなことでございますけれども、それはちょっと後でまた触れます。この抗議文をですね、受け取られたのは町長ですか。直接受け取られたのは副町長ですか、どちら。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 受け取ったのは、私が受け取りました、区長さん方からですよ。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 坂下区長会はですね、坂井代表区長以下、今、何区で構成されてる、19区ぐらいだと思いますんですが、そのうちでですね、署名がされてると思いますけど、何人の署名が集まっておりますか。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） 坂下の、先ほど言いました代表区長の坂井区長様以下17名の方でございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 17名というと、1人だけがちょっとかたっとらっさんや
ったつかな。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） 以下17名ということで、全員で17名でございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 次にですね、この抗議文の処理の仕方、2番に引き続き動
いていきます。町長はこの文を読まれてですね、この抗議文に書かれている内容に誤り
があるんでしょうか、ちょっとお尋ねします。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 私は、3月議会でも表明したように、私は私の思いをしたわけで
ございまして、誤りがあるとは思っておりません。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 区長以下で出された内容は、誤りはないと。ただ、町長判
断でそれを容認という形をとられたというようなことのようにございますけれども、抗
議文にはですね、今、住民課長に読み上げてもらった中にはですね、クローズド無放流
への施設構造の変更もなされる中で、まだ住民の施設に対する理解はおろか、不安・心
配はまったく払拭されないまま今日に至っておると。県・町において、改めて全町的に
住民の理解を求めべく説明会が計画されておるわけですけど、そういう時期に我々坂
下地区長会の意思を無視した一方的な突如の建設受入声明はなぜなのかということで、
強い意味の抗議文になっておるわけですけど、地元住民がこれほど強い抗議の意思を表
明しているにも関わらず、なぜ町長は事業団におべっかを使ってまで容認しなければな
らなかったのか、その説明をしてもらいたいと思います。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 私はおべっかは使っておりません。まちづくり懇談会の中でもで
すね、17日にわたって説明会が行われました。その中ではまちづくりについてが主で
ございましたけれども、その中でも県も大変、夕方から遅くまでですね、対応してい
たきました。その中で住民の方々はですね、いろいろな意見もございましたけれども、
処分場につきましては私のとり方としては、ほとんどの方がある程度の機会をいただ
いたものと理解をしておるところでございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） この区長会で書いてあるのはですね、今からクローズド無
放流の説明をする矢先にと、そういう矢先にね、なぜ町長は選りも選って賛成をしてし
まったのかというのがこの内容ですよね。だから、その内容についての返事を私はいた
だきたいわけです、そうならないので。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） それにつきましてはですね、昨年5月だったと思いますけれど

も、第四小学校の方で知事自らが来てですね、クローズド無放流型についての説明をされました。そういうことで、私はその上からも判断をし、そしてまた今回の説明会におきまして、県もさらに丁寧な説明をやったと思っておるところです。そしてまた、区長会のことを上げておりますけれども、区長会の中での副知事の説明会は、大変慎重に、声一つ出ない中で、しんみりとした中で副知事のお話を聞いておられました。そして、その中で区長さん方の思いも、私にも伝わってまいりましたけれども、これまでの区長会とそれぞれ会う度に、たいぎゃではっきりしないかという励ましも、激励もいただいたところがございます。そういうことで、私も、そしてまたその後の全員協議会の中でも、皆様方のご理解をいただいての説明をしての判断であったと、私は思っております。ただ、区長さん方の一部の方のことを私が受け取ったわけではございません。全体の雰囲気として、私が受け取り、そしてまた容認という姿勢をとったわけでございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 全体としての雰囲気を受け取りて言われても、全体の雰囲気この関係地域住民が、これがまさしく代表としてのですよ、坂下区長全体の代表としてのこれは抗議なんですよ。だから、それはちょっとおかしいんじゃないですか。おかしいですよ、これは。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） これは私がですね、町長としての活動の中で総合的に判断した結果でございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 町長はですね、容認の根拠にですね、次のようにも言っておられます。これ以上住民の皆さんに迷惑をかけられないというようなことを言われましたですね。だから、その理由の根拠として容認を賛成したんだというようなことを言われたと思いますけど、そのへんはどうですか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） それはですね、やはり私のはっきりしない限り、地域の方、そしてまた住民の方々に心配をかけるということもございまして、そういうことを申し上げたところでございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 建設予定地は1キロ以内に、米田、大場、胡麻草、こういった区が関係地域住民として住んでいらっしゃる。そういった方たちはですね、できれば撤退してもらいたいと思っているわけですけど、そういう人たちがですね、迷惑に思うととかいうことはおかしかっじゃなかつたですか。時間が経てば迷惑がかかってしまふとかね、そういう言い方はおかしかっじゃなかつたですか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 時間が経てばですね、そういうことは消えてしまうという質問だ

ったと思いますけれども、私はそうは思いません。やはり地元の方が心配されるのが、まず第一だと思っております。それを払拭するためには、あらゆる手を尽くして、安心できるような構造にしたいという県の考えもございますので、そういうことで申し上げたところでございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） この間からなんべんも同じような質問をずうっと繰り返すので、私も忸怩たる思いがするんですけど、この抗議文をどういうように処理したかということで、このやつはどげんしたっちゃ避けられん問題があるものですから、あえて今質問をしているわけですけども、町長はですね、区長会の雰囲気、雰囲気ということで容認の形をですね、雰囲気がそうだったというようなことで言っておられます。その雰囲気でいうのが、私はわからんとですよ。どういう、何が、そういう雰囲気になっとるかということがですね。それをちょっと説明してください。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 私が雰囲気としてとったのはですね、真剣に説明を聞いておられると。その中でも、一つの声もなくですね、最後まで真剣に聞いておられたということ、を雰囲気というふうに表示したところでございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 最後まで話を真剣に聞けば、それが雰囲気ですか。ちょっと違うでしょう。みんな地域の住民の人たちは、おかしか、おかしかで、県の説明はおかしか、おかしかで言うてから言いよつとですよ。それがあなた、そういう言い方で言われたっちゃ、そら納得いかんですよ。こら関係地域住民がおらすばってんが、そげんかこつでわかったという者な、どけおんなはっですか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 地元の方に対してはですね、大変心配をされておるとは思いますけれども、町としてはですね、全体的に判断をしたところでございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 結局、この問題は、町長はこの抗議文をですね、聞き置いたというだけですね。その坂下の区長が、代表区長がですね、こういう抗議文を出した。それに対して、じゃあ今、その返事というか、その返事はなら具体的にしとんなはるですか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） そのときはですね、端的に言いますと、撤回はできませんということ、を申し上げたと思います。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 端的に撤回でけんけんがら、だから堪忍よねということですね。そういうことですね。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 3月30日の坂井区長をはじめ、区長さん方の対応は、町長、私、そして住民課長、審議員で行わせていただきました。冒頭、抗議文の内容については、議員も先ほど住民課長の方から読み上げさせてもらったとおりで、ご承知置きかと思えますけれども、その後、懇談もいたしまして、様々な問題も出されました。先ほど来、お話がっておりますように、いわゆる想定外のこともどうなるんだというふうなことも、ある区長さんから出されましたので、私の方から県の方に、そういったときの状況、そして今起こっている東北地方での状況なども、いわゆるお知らせをしていたきたいというふうなことも、県の方にお伝えをしている状況でもあります。単に町長がお預かりして、それで終わったということではございません。諸々の問題について、県の方に着実にお伝えをしているところでございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 行政懇談会ですね、次ですけど、行政懇談会で県が説明した産廃の建設計画について出された質問・疑問というのは、広報なんかにこの度紹介をされましたですね。この質問・疑問、そういうものに対する回答というのは、今後、どういうふうになるつもりですか。もうしないですか。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 先ほど2番議員の質問の中でもお答えをしておりますけれども、このなんかにおきまして、質問事項等々の掲載をいたしました。紙面上の部分でお答えを、県のそのときの懇談会においてのお答えを掲載することができませんでした。これは紙面上のことでございます。そういう声もお聞きしておりますので、いずれの形にしても、お知らせはしていく必要があるんじゃないかなと思っておりますし、そのような取扱いをしていきたいと思っております。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） だから、どういう方法でされるかという質問を同時にしたつもりなんだけど。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 方法について、まだ執行部内で検討しておりませんので、いずれの方にしても、言っぱなしはできませんでしょうという話でございますので、そのあたりはご理解をしていただきたいと思いますと思っております。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） いずれにしても、この総括の説明というのは、今後どの時点かを使ってやるということですね。はい、わかりました。次にですね、行政懇談会の最終日にですね、私どもの坂下地区の住民代表から出されました質問状があるわけですけど、それについて執行部は知っておられますか。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 私はその文面自体を確実に見たことはございませんけれども、一応そういう文面で坂井区長の方から県の方に質問があったというふうなことを聞いておるところでございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） はい、わかりました。じゃあこの1番目、抗議文については、このへんで終わります。あとはですね、この3番目に移ります。町長、先ほどから言われておりますクローズド無放流の施設構造の変更がなされておるのに、それを知事も今から懇切丁寧に説明をしまいと、住民の方が納得するように説明をしまいと、言ったにも関わらずですね、それがろくろく説明がされないのに、町長は早々ともう賛成という見解を寄せられたわけですけど、そこのところがですね、ちょっと引っかけられます。ひたすらに県々というばかりでございますけど、県の言うことはですね、すべて正しいと理解しておられるのでしょうか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 大変この厳しい質問でございますけれども、専門的には私としてはわからないという失礼でございますけれども、やはり専門的なことは専門的な立場でですね、説明をしていただくことが、より地域住民の方々にわかりやすい説明ではないかと思っておりますので、そのことにつきましては、私の方からは控えさせていただきます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 県はですね、二重人格をもってるんですよ。事業団という性格とですね、県職という性格と両方もおるわけですよ。今、副町長がにたっと笑いよんなはるばるが、そういうものなんですよ。だから、ちょっとそこのところの説明をですね、やっていただかんといかんのじゃないかと思えます。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 今、唐杉議員の方から、県の方は二重人格をもっているんじゃないかというふうなお尋ねでございました。私の方から答えていいのかどうかわかりませんが、私は今回のその公共関与型の産業廃棄物処分場につきまして、いわゆる県が事業団との関係ということだと思っております。県と事業団というのは、表裏一体の関係だというふうに認識をしておりますし、二重人格をもっているというのはどういうことかなというふうに素朴な疑問をもつところでございます。県の言うことがすべて正しくないんじゃないか、じゃあ一体どこをよりどころにすればよろしいんですか。私は、県の専門的な技術者、そしてそれに対する様々な疑問等々をですね、説明会等々でぶつけていただきたいと、それが問題の糸口を解決する道筋になるんじゃないかなと、そのように感じております。ちょっと余分になりましたけれども、そんなふうに思っております。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 二重人格という言い方は、先ほど、今、副町長も言われたとおりでございまして、二重人格の性格をもっておるがゆえに、産廃の処分場の問題が正確には伝わってこないんだというような説明を私は思ってるわけです。だから、そういうことは後でいろいろ話をすればいいじゃないかというようなことを言われましてもですね、私はそれはちょっと合わないと思ってるものですから、だからちょっと賛成はしかねます。だから、そこをちょっと返事をしてください。ちょっとおかしかです、そら。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 私は賛成をしかねるというふうなことですけれども、私の今言ったことに対して理解しないということなんでしょうか。そのようなことだと思うんですけれども、それは私と唐杉議員が思いが違うからじゃないでしょうか。それしかないと思いますよ、私は。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 見解の相違というような意味でそう言われたんだと思いますけど、見解の相違、見解の相違と言われましても、実際のところはそういった事実関係がね、横たわっておるわけで、それは公共関与のそういった設備そのものですね、そういう意味合いを強くもってるものですから、だから私は今申し上げているわけですね。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 先ほど町長の方から答弁がございましたように、いわゆる施設内の構造、遮水シートのいろんな問題等々については、ごくごく専門家集団で答えるべきところが、私はあると思うんですね。事業主体が県ですから、当然、県に責任があると思います。そして、今、唐杉議員がおっしゃったような諸々の問題ですね、これを是非ぶつけていただきたい。それを県も待っているんじゃないでしょうか。そういう機会を是非つくって、そして討論していただければと。そしたら、先ほど町長が最後にご答弁がありましたように、建設的な意見になっていくんじゃないだろうか、私はそのように感じます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） そうというような声も言葉もあるですよという意味ではですね、そらわからんじゃないですよ。ただ、私たちというか、坂下住民のですね、このいろんな問題を心配するにですね、それだけの問題で片が付くようなことではないんじゃないかというふうに思っておりますのでね、だからちょっとそれじゃ当たらんんじゃないかと、私はずっと前から思ってるわけです。だから、そらあんたが一番詳しくしゃけんがら、まちっと言うべきところに出て言えばよかろうもんとかいうようなことかもしれませんけどですね、私はやっぱりそういうやつも含めたところでね、ちゃんとやっぱり議論はすべきじゃないかなと思っております。要するにそういうことなんですけ

ど、理解してもらえますかね。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） すべての問題等々について、大いに議論を重ねるべきだと私は思います。そういう機会を是非、共々ですね、つくっていききたいなと、そのように感じております。やはりいろんな今、住民の皆様方からお声を聞きますと、その不安というのがあるわけですね。不安はどこから生じるのかという部分をしっかり見る必要があると思います。それは、その産廃施設というものがどういうものか、そういう情報をきちっと仕入れる、このことが一番原点にあるんじゃないかなと思います。そのことが横に置かれて、そしていろんなところでお話がされて、こんなにふくらんでいきますので、ありのままの情報をありのままに伝えると、これが私は一番大切な基本中の基本だと思うんですね。だから、そういう意味におきましての、先ほど来、唐杉議員がおっしゃったような、まちづくり懇談会があったことなども返してほしいと。そら返しましょう、返すように県の方にも、県もチェックしておりますので、そのへんできちっと整理をしながら物事を進めていくというのが非常に肝要なことだと感じておりますし、そのようにしていきたいと思っております。どうかご理解をしていただきたいと思います。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） そげん言われると、ちょっと何も言われんごつなっじゃなかですか。ただね、やっぱりそういう意味を含めたところで、住民の皆さんがね、どれだけこの問題を真剣に考えておるかというようなことだけはね、やっぱり理解をしていただかんといかんと思うとですよ。問題はですね、そういうことが起きた場合に、どうこうというようなことは、これは一番わかっているのは住民なんです。住民の皆さんなんです。その住民の皆さんが考えとること、それをやっぱり正確に伝える、そういうのが私の役割でもあるわけです。だから、そのへんをですね、ちゃんと私も今から把握する、把握していくつもりでおりますので、その線に沿ってですね、これから頑張っていくつもりなんです。今後はそういう事情もありますので、よろしく願いをしたいと。願いをするという言い方はおかしいですが、願いをしたいというふうに思っとるわけです。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 唐杉議員にはですね、大変このご心配をかけておりますし、そしてまた、地域の皆様方には大変ご心配をかけているところでございます。そしてまた、一つでもですね、心配が削除できるような形に、私としても一生懸命皆さん方の声を聞きながら努力してまいりたいと思っておりますので、是非、唐杉議員におかれましては、ご理解いただき、そしてまた地域のことにつきましても、十分ご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 先ほど来ね、町長は産廃のこの問題について、かなり、お

おこんかこつまで考えとんなはっとかというようなのがあるんですよ。それはどういうことかというですね、やっぱり我々住民の気持ちをですね、ある程度は斟酌してというか、どういう形で斟酌するかというのは、そらまたその次の問題であるのはあるんですが、少しは例えばこれからいろいろ話を県とやっていこうとする。そのときにですね、どういう形でそれを片付けようとするのか、その点についてですね、少しは我々の気持ちもね、わかってもらえるような形になってるかなというような気持ちがあるものから、だから今ちょっとそういうことを今申し上げてるわけですけどですね。

先ほどですね、町長は、今後ですね、安全性に向けてですね、十分全力を傾けてやっていくんだけど、そのへんについては私自身の考え方をですね、反映させてくれというようなことを言われたと思うんですけど、そのへんについてはどうですか。そういうふうなことを言われましたですけどね、どやんですか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 地域住民の方々の安全性をという、担保になるかと思えますけれども、そのことにつきましてはですね、まず第一に地域の住民の方々の思いを地域づくりに活かすような形にしていきたいと思います。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 私はそういう理解はしなかったです。これからの安全の問題、安全な環境をつくる上で、今後は大事な問題だから、このへんについては十分唐杉の意見を耳にしながら、副町長がにたっと笑いよるけんがら、どうもそうじゃなかごたる。だけんね、そういうようなことで言われたと私は理解しとるわけです。そうじゃないとですかね。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 冒頭に壇上で町長がこの件についてはお答えをしていると思いますが、議員、そのことを振り返って、先ほどの町長答弁を繰り返しますと、議員におかれましてはという部分で、最後の方で件がございました。今後、具体的な安全対策に関する約束事を決めていく中で、様々な角度から是非建設的なご意見をいただきたいというふうなことでお話をされたと思います。いろんな意見が唐杉議員の、今議員活動なさっている中で、住民の皆さんからいろんな部分でお聞きになられるでしょう。そういった安全対策についても、是非是非ご意見を頂戴したいと。それを私どもは県にお伝えしていくんだというふうなことで、町長は答弁をされたというふうに私は理解しておりますし、唐杉議員の諸々の意見も当然その中に入りますけれども、そういった総合的な部分で唐杉議員が把握している部分を是非出していただきたいということで町長がお話された、そのように思っております。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） ちょっとわかりにくかばってんが、要するに私が今気にしているのはですね、いわゆる環境保安協定とかね、そういうふうに関係入っていった場

合のことなんです。それは我々はまだね、我々の中でも、まだそれはどうこうというところまで、まだいていないです。いませんけれども、どっちみち県がいろいろやっていく上ではですね、そこまでどうも入っていくような感じがしとるものですから、だからそれは大事なことだよなというふうな理解を今もつとるわけですね。そこで、私が言ってることを確認をしたいと思つとるわけですよ。それについては、十分唐杉の意見を反映させながら、町としてそのへんを考えてやっていきたいというように言われるということでもいいですかね。つまり環境基本法をどういうようになりゅうするかということです。そういうことなんです。どうですか。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 唐杉さん個人という部分じゃなくて、それはそういったご意見があるということですね、お伝えをしていくということですよ。唐杉議員のいわゆる指摘事項が、県がはいいいですよというふうには、どうするかというのは、県が判断することでございますので、そういったご意見はきちと私の方からお伝えします。これは責任をもってお伝えをしていきたいと、そのように考えております。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） それで十分でございます。まあそういうことで、大体考え方としてはわかりました。

それで、今後はそういう問題については、十分住民の皆さんの意見を反映させながらやっていくんだというようなふうにも理解をされますので、これは私の一存でこれを決めるわけには、まったくそれはいかないわけですけれども、そのへんについてはですね、よく一般質問の場所ではありますけれども、よく理解をしたつもりでございます。

それからですね、今度は安全の担保というところで、ちょっと話が横に飛びましたですけれども、町長は自分で容認の表明をされたということは、町長は公の人として容認をしているわけじゃないですよ。と思うんですけれども、どうですか。

議長（本田眞二君） 答弁の途中でありますが、暫時休憩します。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時10分

議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の途中でありましたので、これを続行します。答弁からです。町長。

町長（上田数吉君） 今、質問者が言われましたのは、町長は公人か、それとも私的かということと、私は受け取ったわけでございますけれども、この場は公の場でございます。申すまでもなく、公人として私は議会に出席をしているということでございます。そしてまた、唐杉議員も常に公の場として参加をされておるとのことであると、私は認識しております。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 公の場とか、私の場とかというのは、私が言ってるのは、町長は専門家じゃないですよ。専門家じゃないので、専門家じゃない者が、なぜそういう言い方です。産廃反対とか賛成とかいうようなことが言えるのかということですよ。それをちょっと確認したいわけですね。だから、もし公の立場じゃないならですね、ああいう言い方で認めるといふか、それはできないはずですよ、本来は。そこです、私がちょっと聞いているのは。だから、公じゃなくて、個の立場じゃないのか。もし、公の立場であればですね、いわゆる町長がやっておられるのは、いわゆる環境審議会というものがですね、当然、その審議機関として機能せないかんし、その機能せないかんやつがそっちのけになって、そして今、機能した形になっともものですから、それはちょっとおかしいんじゃないのというふうになるわけですね。そういうことです。だから、公じゃないんですかね。公ですかね。今、公というならば、公というならちょっとおかしくなってしまうとですよ。どうですか、そのへん。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 私はあくまでもですね、町政を預る者として、公の立場であると私は判断をしておるところでございます。そういうことで、私自ら地域の方々の意向を聞いたということは大変失礼になりますけれども、伺った上で、活動の中での感じたことを申し上げるところでございますし、そしてあくまでも私は公の立場、町政を預る者としての立場で言っているわけでございますので、あくまでも公ということでございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 町長、環境審議会とか条例がありますよね。その条例をどういうふうに位置付けておられますか。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 条例と申しますか、私はですね、あっちからの諮問機関であると私は認識をしております。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 諮問機関だから、あれは要綱ですよ。要綱だから、それを、だからおかしいって言うわけですよ。要綱ならばね、そういう要綱としての扱い方があるはずですよ、と私は申し上げてるわけです。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 私はですね、条例でなく、あくまでも諮問機関であると、要綱というものは諮問機関であると認識をしております。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） いいです。どうせそのへんは後でまたあれすることになると思いますから、それはもうそれでいいです。もう省略というか、します。それから、いわゆる産業廃棄物審議会というのは、今後、諮問されるつもりですか。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） この件につきましては、前回の議会のときも、町長が申し上げられたと思います。設置条例に基づいて、そういう必要が出てきたときには諮問をされるというふうなことで申し述べられたと思います。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） そのとおりなんですけれども、しかしそのとおりではあるんですが、ちょっとこれもいいのかな。なら、また、その次の質問に変わります。町長は兼ねてから言っておられるように、専門家ではないと。だから、あえて個人的に容認の表明をただけだと、私は今も思っとるわけです。だから、産廃審議会があって、その産廃審議会が機能しなければですね、正式には容認はできないはずだというふうに、私はなると思っていますので、そのへんについてちょっと確認をしたかったわけですね。だから、そのへんをちょっともう少しはっきりしてもらいたいと思います。それで、あとはこの問題をどう考えるか。まあいいか。じゃあ一応そういうことで、もう結構です。あと、その問題をどういうふうに扱うかということについて、ちょっともう少しあれせにゃいかんと思うわけですけど、今さっき私が申し上げたことはですね、これは私個人の部類に浴する面もありましてですね、関係地域住民の方の皆さんの意見もよく聞きながらですね、今後どういうふうにしていくかというやつにも入ってくると思いますので、あくまでも個人的な意見としてですね、ご理解をしていただかなん部分があると思いますので、その点をお含みをいただきたいというふうに思います。それで、安全というものはなぜ我々がそういう大事な問題だと考えておるかということですね、ちょっともう少し申し上げておきます。我々は、3.2ヘクタールの予定地にですね、深さが5メートルと仮にしましてもですね、15万トンぐらいはですね、そこに地下水があるというふうに思われるわけです。これは私が勝手に思っていることですけど、これは県がどういうふうに言っているかは、またちょっと別個ですよ。だから、そういうふうなですね、地下水がそこまである。そういった問題をですね、県が絶対漏れないというふうなので、今言ってるわけですけど、それはちょっと私はおかしいというふうに思っております、その件をですね、県は今のところはもう遮水工で締めるので、絶対大丈夫だということに言っておるわけですね。それは絶対漏れんということを前提にして処分場を造ると言っとるわけですけど、これは住民懇談会の資料の別紙3から4にかけて書いてございますけど、万一漏れたときはですね、どういうふうにするかということに対しては何も答えが出ておりません。それで、建設課長にちょっと尋ねるんですが、こういう設備を造ったとしましてですね、遮水工は何年もてばいいというふうに考えておられますかね。すみません。住民課長です。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） 今のご質問のことでございますけれども、私たちとしまして、その技術的なところの部分がはっきりと申し上げられる立場ではございませんので、

そのへんに関しましては、やはり県の方に伝えて、そういった回答あたりをしてもらおうという立場でございます。以上でございます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） このメンテナンスがですね、非常にこれから大きな問題になってくるんですけれども、このメンテについてですね、5年、10年、町長は今のところトラブルがないからというようなことで言っておられますけど、そのくらいのことじゃ済まんわけですよ。それはもうご承知と承知だと思いますけど、これはもう言葉の綾で言われたのかもしれないけど、そんなことじゃ済まんわけです。だから、そういうような状況を踏まえた場合にですね、これはもうちょっと詳しく調べんといかんはずじゃないかというふうに、私は思うわけです。それで、この地下水のこの問題については、この間からも県に何回となく言っておりますけどですね、十分検討をしてもらわんといいんアイテムではあります。それで、ちょっとここで安全なのかということ、ちょっと確認を取りたいということでございます。供用が終わってですね、5年、15年、50年というようにですね、遮水工がその後に漏れたという場合にですね、このメンテナンスをどうやってやるのかということですよ。だから、それについて、町長はどういうように考えておられるんですかね。

議長（本田眞二君） 町長。

町長（上田数吉君） 遮水材のトラブル等もですね、今まで聞いた範囲内ではあっていないということを私はお聞きしておりますので、先ほど申し上げたところでございますけれども、やはりこの材質につきましてはメーカー等の違いもあるかと思っておりますので、そのへんをメーカーにはっきりした上で使用材の選別をしていただければと、私の方からも県に伝えてまいりたいと思っております。その中ではいろいろ・・・的な解説がしてあると思っておりますので、それを十分理解をしていただくように、そしてまた私たちにも理解をしていただくように説明をしていただきたいと思います、私は思っております。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 町長、よく今のところはトラブルがあってないので安全だと思ってしまうような、そういうような道筋で再三言われております。だから、それは本当言うと、おかしな話なのでですね、そのへんもちょっと付け加えて話をしたかったわけです。それで、遮水工は一体何年もてばいいのかというようなことにも関連してまいります。次の代までですね、地域住民の安全を守る責務というのは、県とか町長とか、そういうことじゃなくて、地域住民なんですよ、本当は。町長でもないんですよ、私は思うんですけど。だから、そこところはね、よくご理解をいただきたいというふうに思うわけです。それから、クローズドシステムについて質問いたします。クローズドシステムというのは、日本語でいいますと、閉鎖循環型ということになるわけですけど、除去した有害物はですね、処分場に戻す、いっぺん除去した有害物をですね、処分場に戻すという驚くべき説明を受けておりますけど、これは住民課長もそういうふうに聞いて

ておられますかね。そのへんをちょっと確認します。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） 私が聞いておりますことに関しては、すべての物を、残渣物とか、そういった物を、そこで発生した物をすべて戻すということではなくて、物によって、例えば中間処理場に持っていったりとか、あるいは遮断型の方に持っていったりとか、そういうことをされるというふうに聞いておりますので、すべてがすべて処分場に戻されるということではないというふうに聞いております。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 私はそういうふうに聞かんでですね、結局、いろんな有害物なんていうのは、分析値がありましてね、その分析値の基準値を下回った分についてはですね、そのまま元に戻すというような、そういうような見解があつとるんですね。と思います。あつとるて断言してしまうとでけんけん、そういうふうにあつとると思います。だから、ちょっとそのへんについてですね、私はもう非常に疑問を抱いております。疑問視しております。だから、これはですね、いろんな有害物というのは、いっぺん沈殿させて回収して、あるいはカーボンなんかで吸着させて、そして吸着させた後というのはね、みんな元に戻すという理屈で県が言いよとするならばですね、木村課長の言うように、そういうことであるならばですよ、これは非常に大きな問題を発生させるわけです。ですから、そののところを、住民課長はそうじゃないと、そういうふうに聞いとらんやったとかいうなら、それでも結構だと思いますけどですね、私はそういうふう聞いたので、ちょっとそののきにきを確認をしたかったということです。

それから、今度は浸出水が今、当初、放流のときはですね、150トンで処理すると言っておりましたけど、今150トンじゃなくて、80トンになっておりますね。それは住民課長、知つとるですかね。

議長（本田眞二君） 住民課長。

住民課長（木村浩二君） これまでの説明の中においては、そういう形でお答えを県の方からされていると思っております。ただ、それが技術的にどうなのかとか、そういったところに関しましては、私の立場ではちょっと具体的にご説明することはできません。以上です。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） そういうふうに、私は聞いておるんですけども、もしそういうことがあるとしますとですね、これは今まで150トンで洗い出すものはね、半分の80トンで洗うとなると、安定化はかなり長くかかるんですよ。安定化というのはやっぱり住民にとって非常に大事な問題で、なるべく短い期間のうちに安定化をしなければならんという、そういう必要性がですね、そこでもう失われてしまうわけですから、そらもう大きな問題になります。ですから、そのところはもういっぺんようと確認をせにゃいかんというふうに思つとるわけですけど、木村課長もそのへんをよく頭に入れ

とっていただきたいと思います。それからですね、この安定化というのは、洗い出すのはもう水が新たに洗い出した水がきれいになつとるなら、それでももう終わりだというように、そういうように法上ではなつとると思うんですよね。ところが、実際はそうじゃなくてですね、洗い出されなくても、その物が良ければ、もうそれでいいという理屈が成り立つわけです。ですから、そういう意味ではちょっとそれも違うなというように思っております。それから、安定化が進まないとですね、県事業団はですね、安定化がもう何十年か先に、何年かというのは彼らも説明をようでけんですけども、そういった安定化ができてしまうと、もう後はどういうように使っても結構ですというように言っておるわけですけども、そういうことではとてもじゃないけど、安定化というのは極められないというように思っております。それから、次にですね、産廃の受入体制についてもですね、ちょっと説明をしておかなくちゃいかんと思います。これは受入ベースのことについては大いに問題がありまして、先日から問題になっておるスラッジですね、某社のスラッジ、これが不法投棄で持ち込まれている。このスラッジこそいい加減なものはないわけです。本来ならば、持ち込まれるものがですね、どういうものかと、有害か無害かを確認しなければならんわけですけど、今のところはわかりやすく言うそうですね、数字でわかりやすく言いますと、10あるとします、そのスラッジがですね。そのうちですね、1つだけを分析してね、あとの9つは1がよかけんで、あとの9つはもう全部OKだというように処理されているというのが今の性善説に基づく産廃の処分のやり方です。これでは絶対許されないわけですね。今、この間からありましたけれども、そういう問題が全然解決できないままに、今やられようとしておるわけです。だから、この受入体制の問題というのは、性善説じゃ絶対なくて、性悪説で処理せにゃいかんわけですけど、そこに受け入れる側の住民、あるいは受け入れる側の事業団ですね、そういったものだけではですね、これはもう安全はもう絶対補償されないというように思います。そこは問題点です。大きな問題です。生活環境の維持とかですね、そういった問題というのは、次の代の地域住民の安全を守る責務が県や知事にもまして、地域住民の責務にあるということをごすね、十分に私どもは理解をしなくちゃいかんと思うわけですけども、それを忘れないでいただきたいというふうに思います。次に、もう産廃について、いろいろ安全ベースのことで申し上げますと、本当きりが無いぐらいたくさんありますので、このへんについては、もうちょっと省略というか、そういうふうにしたと思いますけれども、あとは認知症の話にちょっと入ってまいります。今、認知症は在宅で何人ほどおるかということで、非常に大きな数字が出ましてですね、180人ぐらい認知症、そういうふうな話を聞いたんですけど、68名ですか。68名が認知症、今のところは。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 数値的にですね、大まかな県の方で把握した、大体全国的な数値が、65歳の割合に対して、熊本県では5%いるということで、認知症の場合、軽

度から高度までありますので、その推計として5%ということです。それとあと一つ、60何名というのは、要介護1、2から介護度5までの中です。月報等で、治療中とされている方が60何名ということで、確認できているのが67、全体的に認知症は増えているということで、推計として5%程度、これからますます増えるということで、一応180の推計ということを出しておるところです。それから、あと1点で、認知症についての数値につきましては、逆に今度は情報で認定するときの審査関係です。主治医の意見書の中で2以上の場合が一応認知症という形で判断できる場合がありますが、それになるとまた400という数値が出てきますので、非常に認知症の推計については、もう一人一人のですね、レセプトとか、お医者さんにかかってない方も含めると把握ができてない状況ですので、あくまでも標準の推計での180ということで数値は今、今日申し上げているところです。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 俺のメモでは、さっき在宅で140人ぐらい今おるといふうに聞いたつばってん、それでよかですか。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 180の5%の推計ということですね、3,546の5%ということで、そして180で今度は施設入所している方が約40名弱おられますので、そういう点も含めると、在宅が140という形になってきます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 将来の予測ですけど、このへんについてはどういうように、執行部、含めて観測されておられますかね。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 一応国の水準では、約、今の208万人から300万人増えるということで、今後南関町におきましてもですね、熊本県では約、2015年には5.9%、約1%ぐらいは伸びるという推計がなされていますので、そういう点の推計でいきますと、今後南関町におきましても、約1%伸びて、約4%弱はですね、認知症患者が増えるのかなと、今推計をしているところです。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 認知症で対応できる施設というのは、今のところ、どこぐらいあつとですか。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 今の質問で、南関町においてはですね、結局、57床がありますので、それだけの対応ということと、今ちょっと県に申請をしている分等で、グループホーム等が2ユニットありますので、それで18床増えるということで、完成されればですね、まだ今のところ、まだ内定等がある状況で、まだ勝手なことはいえませんが、今の状況はそういう状況であります。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） これはショートステイの施設とか何とかも入っとる。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） それに南関の特別養護老人ホームを30床加えればですね、それだけプラスアルファになってくるかと思えますけれども。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 今、延寿荘のショートステイの能力は大体3人ぐらいですか。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） ショートステイは3床です。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 今ですね、介護保険料は取られとるけれども、認知症でショートステイはさせたいんだけど、お金がないという方もですね、おられるようなんですけど、そのへんについては把握はできておりますかね。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） そうというのは非常に少なくてですね、その数については把握しておりません。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 少ないという意味がよくわからんですけど、どういう意味ですか、少ないというのは。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 今のところ、包括支援センターを含めてですね、相談件数がまだその点は少なくてですね、まだ全体的なものについては把握ができてないということです。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） はい、わかりました。隣の和水町ではですね、ショートステイに補助金を出しとるていう、ちょっと話を聞きましたですけど、課長はそれは掴んどのなはるですか。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） そのところは、ちょっと私はまだ掴んでおりません。すみませんが。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 介護保険料が取られて、実際、ショートステイさせたいけど、経済的な要因が、それをやっぱり和水町は、よく私も調べてはいないですが、そういうのがあるために、その補助を出しておるんだというふうにちょっと聞いてはおるわけですけども、そのへんはできればですね、そのへんもちょっとよく把握をしていた

だきたいというふうに思うわけですけど、あとはですね、今57床あると言われて、その後、18床、2ユニットがでくっですね。そうすると、75床ぐらいになるわけですけど、今、南関町ではそれだけ75人も入る人がおらずですかね。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 一応、そこは見込みができるかと推計はしるところです。

それと、あと一つは、そういう形で公募した中で、社会福祉法人等がですね、入所も見込まれるということで希望等がありますので、そういう点と併せてですね、特老とか待機者等が、現在、南関町の特老では77名という現在、待機者がおられますので、若干経費等にかかるかと思えますけれども、そういう形で見通しは一応入居はされるんじゃないかという見通しはしているところです。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） ちょっと問題の、質問の趣旨がずっと離れていくみたいなき感じもしないではないんですけど、議長、ちょっと許してもらわるとですかね、時間がちょっとあるけんが、よかですか。もう今、グループホームの方にちょっと入っていきたいと思うんだけど、それがもうでけんなら、もうやめます。

議長（本田眞二君） いや、認知症対策なら、時間内ならよかですよ。グループホームも認知症対策になりますからいいですよ。

10番議員（唐杉純夫君） はいはい。ならちょっともう少し質問を続けてまいります。

今、介護保険料というのは強制的に取られておる、それは言いましたですね。あと、今後の問題としてですね、小規模多機能の設備を、これは今何人、25人で言いなはったかな。20人か、今度申請してある分は。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 25床ですね。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） その25床が入ってくる、その中でちょっと多すぎはせんだろうかというような感じがちょっとするわけですけど、そやんこつはなかですかね。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） 先ほど、福祉課長の方からですね、小規模多機能施設の宿泊というか、定員というところで25床とお答えしたと思うんですけども、登録の利用者の方がですね、25人登録ということで、宿泊というのは、そのうち通い、宿泊という部分がございます、泊はですね、10名、連続して使える、利用できるのは10名程度ということで私は思っておりますので、実質的には一緒ですので、ちょっと訂正をさせていただきたい。それと、今後的にどうであろうかという部分でございますけれども、先ほど法人の方、そして町の待機者の状況等々を考えますとですね、やはり法人の方で私はプレゼンテーションをした側でございますので、そのへんも確かにチェックをいたしました。当然、待機されている方がこの施設に入りたいという方が当然いらっしゃる

ということでお聞きしておりますので、グループホームに関しましては、すぐ埋まるんじゃないかなという期待をもっておりますし、小規模多機能に関しましてはですね、非常にこの住み慣れた地域で本当街中でのあまり施設じみたところがないような施設の対応になりますので、その部分ですね、一定額の利用料金等も必要でございますので、なかなか登録数まですぐさまいかないんじゃないかなと、そういう部分は危惧はしておりますけれども、しかし小規模多機能施設というのはですね、居宅介護施設というのは確かに必要な施設でございますし、お隣の大牟田市ではですね、中学校単位に1カ所はですね、もう設置をしているということでございます。そして、今回の小規模多機能施設とは県の方からですね、是非そういった施設を造ってほしいというお話いただきましたので、今回公募させていただいたと、公募しまして、プレゼンテーションをして、そして予算化して、今回補正にも計上しているところでございます。ご理解いただきたいと思えます。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 私は、先ほどちょっと満床になるかどうかというような確認を、違った言葉で表現したと思えますけど、満床になる見込みがあると言われたので、もう私はあとは質問のしょうのなかごつなつたんですけど、ちょっとそのへんをね、危惧してるんですよ。だから、県は県でお金を出すだけだから、それはそれでいいのかもしれないけど、町は町でそれをやっぱりクリアせんといかんわけですもんね。だから、そのところがちょっと大丈夫なのかなという心配をしておるわけです。そのへんについては、福祉課長、どんかふうに思とんなはつとですかね。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） その点につきましてはですね、1つの施設につきましてが最高で限度額3,000万円、それ以上、施設設置にはかかるということで、いろんな建設計画から建設費、すべて今後の運営方針等をプレゼンテーションでお聞きしながらですね、今現在の経営状況等も勘案してですね、そちらは大丈夫だと判断しております。

議長（本田眞二君） 質問者に申し上げます。残り時間を考慮してお願いします。10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 何かね、この間からちょっといろいろ聞いて回りよつたら、今、ホームページで紹介してあるのはですね、俺は聞いとらんやったという者も結構おらっしゃるごたつとばつてんが、そのへんについては執行部の見解はどぎゃんですか。もう間違いなくそら言うとするというようなことでよかったですか。そのへんをちょっと聞きます。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） その点につきましてもですね、まず町内のそういう法人等の関係者には一応連絡をした、そしてさらにですね、ホームページに掲載したということで、これはちょっと私の方はそういうことでですね、聞き漏らしがあったという話はち

よっと聞いておりません。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） ちょっとそこが微妙なところですね、実際はそうじゃなかったというようなのが何軒かおらっしゃるとです。だけん、これは課長、直接、自分で調べとんなはっですか。

議長（本田眞二君） 福祉課長。

福祉課長（高橋 稔君） 福祉介護保険の担当者等も一応確認はしておりますので、その点の事業所等に連絡をした上で、それにさらにホームページも掲載したということですね、それはもう確認はしております。

議長（本田眞二君） 最後の質問になると思います。まとめてください。

10番議員（唐杉純夫君） あとは、今、グループホームについてですけど、グループホームは以前ね、よその市町から南関町に入ってきたものは、住所変更せんならば入れられんというようなのを聞いたことがあるんですけど、そのへんの事実関係は今どげんなつとでしょうか。

議長（本田眞二君） 副町長。

副町長（堀 幹也君） ご承知と思いますけれども、平成18年の4月に介護保険法が大幅に改正されました。そこで地域密着型サービスが始まったわけなんですけれども、そこで以前のグループホームの部分でも地域密着型のグループホームということで、現在はですね、町内の籍を有する者しか入居できない。それ以前の方も確かいらっしゃいます。町内に2カ所ございますけれども、1つの施設では18年以前に入所された方々がいらっしゃいますので、住所地特例ということで、今後はですね、一切その地域密着型のグループホームでございますので、町外の方は入居できません。これは介護保険法に違反をしますので、できないということになると思います。当然、住所地を南関町に持って来られれば、また別な話になりますけれども、そのままの状態では入所できないというふうなことでございます。

以上です。

議長（本田眞二君） はい。以上で、10番議員の一般質問は終了しました。

続いて、5番議員の質問の時間ではありますが、暫時休憩します。

休憩 午後2時51分

再開 午後2時59分

議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、5番議員の質問を許します。5番議員。

5番議員（田口 浩君） こんにちは。5番議員の田口でございます。私は、3点ほど質問させていただきます。まず最初に、関外目下原地区の道路改良についてござい

す。これは田町下原線と申します。ここがですね、下原地区の町道の道幅が狭く、セキアヒルズに行く車の往来が多いために、事故が心配されております。それで、この側溝に蓋をしていただいたら、少しは良くなるんじゃないかなと思ってお尋ねしたいと思います。それから、第2番目に、休耕地の利用についてどう思っておられるか。これは今、各地域で休耕地、休耕地が非常に増えております。それで、新聞ですとか、報道の方で見ますと、町や市で借り上げて、それを法人なんか貸し付けているという報道がなされておりますので、この件を町がどのように考えておられるか。それから、3番目に、交通弱者対策といたしまして、南関町の高齢化が33%増となっております。それで、宅配サービスですとか、交通支援を今度どのように取り組んでいかれるかをお尋ねいたします。以上、あとは自席にて質問させていただきます。

議長（本田眞二君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました5番、田口議員の質問にお答えいたします。まず、質問事項1番として、関外目下原地区の道路改良についての質問でございます。として、下原地区の町道の幅員が狭く、セキアヒルズへの車の往来が多いため、事故への心配をされている。側溝に蓋をしたら少しは広くなると思うが、行政の考え方をということでございます。このことにつきましては、地域の皆様方も思いは同じかと思えますけれども、この道路側溝は現在は用水路としても利用されております。この用水路である以上は、管理がまず第一と思っておるところでございます。そのこともありまして、十分用水係、そしてまた行政と打合せながら検討してまいりたいと思っております。2番目といたしまして、休耕地の利用をどう思っているかという質問でございます。これにつきましては、ただ今質問者からも申し上げられましたように、休耕地の利用はどういうことかということでございますけれども、各地域で休耕地、休耕地域利用で法人に貸付けがっている自治体が報道されているが、町はどのように考えているかという質問でございます。町内農地の活用については、農家の高齢化、兼業化、さらには農産物の価格の低迷等により、農業生産就業人口は減少し、農地は遊休化し、不作地の増加の傾向にあると思っております。このような中、町内の担い手農家、さらには認定農業者は高齢化し、兼業農家の所有する優良農地を賃貸借し、規模拡大を図っています。また、集落単位で作物単位、大豆、水稻等で集落営農組合や機械利用組合、農作業受託組合を立ち上げて、遊休地、不作地の解消に対処しているところでございます。5番議員の質問の法人への貸付けを行っている自治体、本町におきましても農業経営基本構想において、他産業、企業の農業化算入については明記しておりますが、現在、法人による農地の賃貸借はなく、法人の構成員が借りて、マンジロウカボチャや青果用及び焼酎をヒゴマンジロウの材料や他産業の丸美屋との栽培契約し、黒大豆、甘納豆、あんこ材料が栽培され、遊休農地、不作地の解消が図られているところでございます。このことにつきましては、担当課長から詳しくご説明を申し上げます。さらには、3番の交通弱者の対策として、南関町の高齢化が33%強となっているが、宅配サービス、ま

た交通支援を今後どのように取り組んでいかれるかというお尋ねでございますけれども、このことにつきましては担当課長より説明を申し上げます。そしてまた、質問事項の1番、2番につきましても、担当課長より詳しく説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（本田眞二君） 建設課長。

建設課長（堀 賢司君） まず、第1番目の関外目下原地区の道路改良につきまして、ご質問にお答えします。田町下原線、ちょっと思い描いていただきたいと思いますけど、南関タクシーがあります。それからですね、松風トンネルを通りまして、下原地区の集落、それから大牟田市との県境までの道路ですね、を田町下原線といいます。この道路につきましてはですね、松風トンネルの幅員の問題、それからトンネルを大牟田側に抜けたところの崖崩れの問題、それからトンネル先のカーブの問題、それからカーブがちょっと2カ所ぐらい変則的なカーブがあります。そこには境田議員の質問もあったんですけど、中央ラインもないと、危険性があるというふうなことも把握しております。それから、集落を抜けての大牟田市と南関町の境、橋があります。この橋の幅員も狭い状況であります。それから、ご質問の集落内のいわゆる用水路に蓋がないということで危険性があるというふうな状況の問題がある道路でございます。基本的には、全面的に道路改良を行う必要もあると思います。しかしながらですね、この道路の性格を考えてみますと、まず大牟田市との県境に架かっている橋の問題、これもちょっと老朽化しているという部分もあります。それから、大牟田市の四箇の集落の問題、道幅が狭くですね、車も離合できないというふうな状況があります。この道路の改良につきましては、大牟田市と一体的な形でですね、改良を考えいかなければならないということで考えているところです。先週、大牟田市の土木の方に私は行ってきました。直接、道路の関係で行ったわけじゃございません。墨摺川の改修を平成18年度からやっております、最終部門となってですね、まだ改良が進んでおりません。地元からも早く改良してほしいというような要望がありましたものですから、大牟田市の方にですね、その旨を伝えて、今後の改良計画を協議してきたところです。その中で、大牟田市の四箇の部分の改良について、今後計画はあるのかという部分をお尋ねしてきました。大牟田市としてはですね、今後の改良予定はないというふうな答えを得ておりますので、全面的な改修、南関町だけ道路改修しても、大牟田市と一体となった道路改修しなければならないものと思っております。ただ、私が先ほど言いましたトンネルの出口、それから変則カーブのところの改良、それから道路側溝の蓋、U字溝の蓋についてはですね、地元区長からも要望がっておりますので、できるだけ早急な形の中で取組みを行いたいと思っております。ちなみに、昨年、道路改良の要望を区長さんからいただいたのが122件ほどいただいております。この中で実際出来たのが60数件です。できるだけ危険度の高い、緊急度の高い道路整備からですね、私たちは手を掛けております。限られた予算の中で住民の皆さんの期待に応えられるような道路整備を心掛けておりますけど、予算を見なが

らですね、適切な形でやっておりますけど、昨年の積み残しの改良の工事等を考えてですね、計画的な形の中の施工をやっていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

議長（本田眞二君） 経済課長。

経済課長（雪野栄二君） ただ今、5番議員の質問につきましては、町長の答弁のとおりでございます。1点だけ、この賃借に係る貸借り、自治体が絡んだ貸借りについて、1点だけご説明を申し上げます。この事業は国の事業でございます。農地保有合理化促進事業といいます。南関町及びJA玉名及び熊本県の農業公社がこの事業を対応できません。ただし、この事業の場合、先ほど町長が答弁されましたように、法人への貸付け、売却等はありません。認定農業者及び担い手農家に対する売買、貸付け等はっております。といいますのは、この事業で売り手の農家から、まず熊本県の農業公社が買い上げます。その土地について農業委員会の決裁後、承認後にですね、今後は希望する農家に売却という形になります。その売却代金も認定農業者でありますと、1年間は県が立て替えると。担い手農家でありますならば、3カ月は立て替えます。そして、ここに関わります所得税とか譲渡税については減免になります。こういう形で担い手、認定農業者に対しては、売買、貸付けが行われていますが、法人、他企業といいますか、はっきり言いますが、最近、建設業の方々がいろんな農業をされていますが、ここあたりについては一切貸付け、売却はあっておりません。

以上でございます。

議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 5番議員、田口議員の交通弱者対策はという質問にお答えいたしますけれども、議員のご質問のとおり、南関町におけます高齢化率は今後も伸び続けるということが考えられますけれども、やはりこういった高齢者を対象とした宅配サービスや交通援助が今後もですね、重要性を増すということは当然考えられることであります。町としましては、3月定例会で答弁いたしましたとおり、まちづくり推進プロジェクト会議や、安心して暮らしやすいまちづくり推進協議会、こういった協議会の中でも検討を続けておりますし、町商工会でも宅配サービスを中心とした視察研修あたりも実施されておまして、既に勉強会等、そういったものも始められております。こういった中におきましては、この2つの事業につきましては、これまでもやっぱり説明したとおりですが、事業がまとまり次第スタートしたいという考え方は変わっておりません。それぞれの取組状況につきましては、宅配サービスにつきましては、7月末に町内全域が光回線が開通するということでありますので、インターネットを活用してのサービスも可能となりますけれども、やはり5月にですね、安心して暮らしやすいまちづくり推進協議会の中で、NTTからのデモを受けました。いろんな機材を持って来られてですね、そういった説明を受けたんですけども、やはりその中でも事業全体の費用、そして加入者の費用負担や費用対効果の問題がたくさんございまして、そういっ

たものも含めましてですね、引き続き検討していきたいというふうに考えています。まずはですね、やはり南関町に合ったやり方で、利用される方と商品を提供される方がお互いにですね、費用も比較的安く、安心できる方法でですね、スタートできればというふうに考えています。そのためには、やはり町だけではなく、町商工会や町内各地域のですね、商店の方々からのやはりご意見やご協力が必要になりますので、今後は各商店からのですね、ご意見等も十分伺いながら検討していきたいというふうに考えております。次に、交通支援につきましては、現在運行されております路線バスですね、それと高齢者移送サービス事業、先ほど福祉課の方でもかなり詳しい回答がありましたけれども、そういった事業、それと巡回福祉バスというのがございますので、そういった事業との関係があり、やはりそれぞれの目的、特色を活かすことが必要であるというふうに考えておりますので、そこらへんをですね、活かせるようなタクシー助成という名称ですけれども、そういった事業にできればというふうに考えております。事業内容としましては、乗り合いも可能ということで、やっぱりいろんな選択もできるようにして、高齢者の方などが個人でも安心・安全に利用できる交通手段として、運行時刻に合わせるのではなく、利用者の方の予約によってですね、気軽に利用できる事業であって、他の事業、町の事業ほか様々ありますけれども、そういった事業を補うことができるような事業にしたいというふうに考えております。全体な事業内容につきましては、もう固まりつつありますけれども、今後も町の商工会、あるいは事業者の方々からのご意見をお聞きしまして、まちづくり推進プロジェクト会議、それと安心・安全で暮らしやすいまちづくり推進協議会の中で検討を続けながら、なるべく早い時期にスタートしたいというふうに考えております。以上です。

議長（本田眞二君） 5 番議員。

5 番議員（田口 浩君） 今ご説明していただきましたけれども、建設課長のその下原地区の側溝の問題、蓋の問題ですね、これは皆さんがやっぱり一番心配されておりましたのは、溝の幅が狭くて深さがあるんですね、あそこのU字溝がですね。だから、やっぱり危険を感じておられますので、是非早めにご検討願いたいと思います。

それから、2 番目の休耕地の利用についてというのは、経済課長からさっき説明がありました。一つだけお聞きしたいんですが、ちょっと頭の中に入ってない、忘れちゃったんですが、今何かヤギを、今草だらけですよ。そういうところでヤギを飼えば、何かヤギが一番草を食べる消費が多いらしいですよ。だから、そういうのをまたもし荒地なんかにはですね、そういうのをアピールしたらいいんじゃないかなと思います、その点、いかがでございますか。

議長（本田眞二君） 経済課長。

経済課長（雪野栄二君） ただ今、5 番の質問でございます。この事業は耕畜連携という形で、県の方も推進しております。ヤギもありますけど、実をいうと肥後の赤牛もでございますが、この南関の中山間地の階段状のですね、田んぼにヤギや牛を入れようと

しました。ところが、それで喰い崩して災害の起きるという事例もございましてですね、事実そういう事例も和水町ではあっています。うちもご紹介がりましたが、それについては本町においては、現在、一步下がって検討しているところでございます。申し訳ございません。

議長（本田眞二君） 5 番議員。

5 番議員（田口 浩君） はい。ありがとうございました。これもあまり聞いても意味ないので、次にですね、3 番目の交通弱者についてという、これに移りたいと思います。実は商工会の方で4月の20日、宮崎県都城市の高崎町商工会に課長も同行されましたんですが、あそこで宅配サービスをもうやってるんですね。それを聞きまして、あそこは市からと町からと補助金で賄っているということを知りまして、これじゃうちじゃ丸っきりもう駄目だなと判断いたしまして、それで先日、商工会でそこに行かれたメンバーの方を集めましてね、今後どういう取組みをするかということをお願いしております。それで、また今度はですね、南阿蘇村ですか、あそこが今、宅配をやっておりますので、そちらの方をもう一回検証に行きましてね、それで取り組んでいきたい。これはあくまでも取組みがですね、補助金目当てじゃなくて、受益者負担ですね。その宅配を利用される方は1個につき300円払うと。それで、販売店が200円で、宅配される方が100円と、そういうふうなやつで、今後取り組んでいこうかなと、商工会の方では考えておりますけれども、今、まちづくり推進会の方でもされておりますので、そういうところでまた話し合いながら、今後検討していったらなと思うんですが、課長、その点いかがでございますか。

議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 今、田口議員のお話がありましたとおり、事業主体の問題等もあるかと思いますが、宮崎の失敗の例、補助金に頼りすぎるという例もございまして、南関町におきましては、やはり町がスタートする段階でのこういった支援ができるかなというようなことは十分考えておりますけれども、やはり町が補助すべきところ、やはりそれと事業者の負担、それと受益者の負担、そういったところで、すべての方がやはりこの事業がやっぱり参加してやってよかったなという、そういった事業になるような形の負担をそれぞれ頂きながらできるような事業にできればというふうに考えております。

議長（本田眞二君） 5 番議員。

5 番議員（田口 浩君） これはやっぱり町に頼るんじゃなくて、やっぱり町民みんながそういうことに携わってですね、なるべくより良い生活を送ってもらうために頑張っていかなきゃいけないなと思っております。今後、またご相談しながら、いろいろやっていきたいと思っておりますけれども、今後とも一つよろしくお願ひしたいと思っております。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（本田眞二君） 以上で、5 番議員の一般質問は終了しました。以上で、本日予定

していました一般質問は終了しました。

議長（本田眞二君） 20日は、常任委員会の協議会を予定しておりますので、委員長の指示に従ってください。それから、21日は午前10時に本会議場にご参集ください。

なお、この後、全協を予定しておりますので、控え室の方に執行部並びに議員の皆さんは入室してください。お疲れさまでした。

散会 午後3時23分

6 月 2 1 日 (火)

(第 3 日 目)

平成23年第4回南関町議会定例会（第3号）

平成23年6月21日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について
(南関町一般会計)
- 日程第2 報告第2号 繰越明許費の繰越報告について
(南関町公共下水道事業特別会計)
- 日程第3 議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成22年度南関町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第5 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成22年度南関町老人保健特別会計補正予算(第3号))
- 日程第6 議案第45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成22年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第7 議案第46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成22年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第8 議案第47号 平成23年度南関町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第48号 平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第49号 平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第50号 平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第51号 平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第52号 平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第53号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第15 議員提出議案第4号 議員派遣について

日程第16 議員派遣の件

日程第17 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

平成22年6月議会から継続審査の分

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

日程第18 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

追加日程第1 議案第54号 工事請負契約の締結について

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「総務文教常任委員会」

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 井下忠俊君

2番 境田敏高君

3番 打越潤一君

4番 鶴地仁君

5番 田口浩君

6番 島崎英樹君

7番 大木幹夫君

8番 山口純子君

9番 橋永芳政君

10番 唐杉純夫君

12番 本田眞二君

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

11番 酒見喬君

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町長 上田数吉君 まちづくり推進課長 佐藤安彦君

副町長 堀幹也君 福祉課長 高橋稔君

教 育 長 大 里 耕 守 君 教 育 課 長 大 石 和 幸 君
総 務 課 長 柳 田 陽 一 君 建 設 課 長 堀 賢 司 君
経 済 課 長 雪 野 栄 二 君 住 民 課 長 木 村 浩 二 君
会 計 課 長 北 原 耕 治 君

5 . 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（ 2 名）

議会事務局長 松 本 寛 君 書 記 橋 本 恵 君

開議 午前10時00分

議長（本田眞二君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。ここで総務課長より発言の申し出が
あっておりますので、これを許します。総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 大変申し訳ございませんが、議案の中に謝りがありましたの
でご訂正をお願いいたします。日程の第4、議案第43号、専決処分の件でございま
す。平成22年度南関町一般会計補正予算（第9号）をお開き願いたいと思います。
その中の2ページでございます。下から3段目の欄に、左側に18款繰入金と、既に
皆様には訂正後の予算書をお配りしておるところでございますが、2項の特別会計繰
入金、これに1万6,000円をご記入をお願いいたします。それから、次のページ、3
ページでございます。真ん中ほどの7款土木費の5項の下水道費、この補正額として
20万円、それからその下の6項の浄化槽整備推進事業費、の30万円、それぞれ
ご記入をお願いいたします。元に戻りまして、1ページでございます。第1条歳入
歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,211万4,000円を増額し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ65億3,005万1,000円とするものでございます。
以下、縦横の修正と所要の手続きを以下のページに行っておりますので、よろしくお
願いをいたします。度々の差し替え、あるいは訂正で、誠に申し訳ございません。

議長（本田眞二君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について（南関町一般会計）

議長（本田眞二君） それでは、日程第1、報告第1号、繰越明許費の繰越報告につい
てを議題にします。本案は提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第2 報告第2号 繰越明許費の繰越報告について（南関町公共下水道事業特別会
計）

議長（本田眞二君） 日程第2、報告第2号、繰越明許費の繰越報告についてを議題に
します。本案は提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。以上で報告を終わります。

日程第3 議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議長(本田眞二君) 日程第3、議案第42号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、議案第42号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第4 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成22年度南関町一般会計補正予算(第9号))

議長(本田眞二君) 日程第4、議案第43号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、議案第43号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第5 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成22年度南関町老人保健特別会計補正予算(第3号))

議長(本田眞二君) 日程第5、議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第6 議案第45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成22年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))

議長(本田眞二君) 日程第6、議案第45号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、議案第45号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認す

ることに決定しました。

日程第7 議案第46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成22年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
(第4号))

議長(本田眞二君) 日程第7、議案第46号、専決処分の報告及び承認を求めること
についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、議案第46号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認す
ることに決定しました。

日程第8 議案第47号 平成23年度南関町一般会計補正予算(第1号)について

議長(本田眞二君) 日程第8、議案第47号、平成23年度南関町一般会計補正予算
(第1号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、議案第47号、平成23年度南関町一般会計補正予算(第1号)について

は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 4 8 号 平成 2 3 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
について

議長（本田眞二君） 日程第 9、議案第 4 8 号、平成 2 3 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 8 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 4 8 号、平成 2 3 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 4 9 号 平成 2 3 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議長（本田眞二君） 日程第 1 0、議案第 4 9 号、平成 2 3 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 9 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 4 9 号、平成 2 3 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第

1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号 平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

議長(本田眞二君) 日程第11、議案第50号、平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、議案第50号、平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第51号 平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について

議長(本田眞二君) 日程第12、議案第51号、平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、議案第51号、平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第

1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第52号 平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
(第1号)について

議長(本田眞二君) 日程第13、議案第52号、平成23年度南関町浄化槽整備推進
事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、議案第52号、平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第53号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

議長(本田眞二君) 日程第14、議案第53号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一
部変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、議案第53号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更については、原
案のとおり可決されました。

日程第15 議員提出議案第4号 議員派遣について

議長（本田眞二君） 日程第15、議員提出議案第4号、議員派遣の件についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、議員提出議案第4号、議員派遣の件は、可決されました。

日程第16 議員派遣の件

議長（本田眞二君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題にします。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いを
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は、お手元に配り
しましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第17 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

平成22年6月議会から継続審査の分

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

議長（本田眞二君） 日程第17、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める
陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので報告を求めます。
産業厚生常任委員長、山口純子君。

産業厚生常任委員長（山口純子君） おはようございます。陳情審査報告書をいたしま
す。南関町議会議長、本田眞二様。平成23年6月21日。産業厚生常任委員長、山
口純子。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議

規則第94条の規定により報告します。受理番号、陳情第10号。付託年月日、平成22年6月21日。件名、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情。審査の結果、継続審査。委員会の意見、6月17日、うすま苑、ゴルフ場に臭気改善の聞き取り調査を実施、うすま苑、徳永施設長とゴルフ場、林田社長に確認したが、以前のような臭気の強さは感じないが、まだまだ日によっては臭気が強い日がある。住民課担当者によれば、坪井種鶏場堆肥舎をクローズドに改造し、排出ダクトのフィルターの取り付けも完了したので、陳情者と種鶏場関係者の合同の協議会開催を6月末に計画 중이다。協議の結果、双方の和解成立までは継続審査とした。措置としましては、陳情者と種鶏場関係者合同の協議会開催を住民課に求めました。以上でございます。報告を終わります。

議長（本田眞二君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第10号を採決します。

お諮りします。陳情第10号に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

日程第18 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

議長（本田眞二君） 日程第18、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました請願第1号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

産業厚生常任委員長（山口純子君） 請願書審査報告書。南関町議会議長、本田眞二様。

平成23年6月21日。産業厚生常任委員長、山口純子。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。受理番号、請願第1号。付託年月日、平成22年6月16日。件名、請願第1

号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願。審査の結果、継続審査。委員会の意見、近隣市町の議会動向を待って判断の参考とする。措置、近隣市町の請願書の審査結果の調査。以上であります。

議長（本田眞二君） ただ今の委員長報告の中で、近隣市町の「隣」の字を隣りという字に替えることをここで訂正させていただきます。8番、委員長。

産業厚生常任委員長（山口純子君） すみません。受理番号を平成23年6月16日に訂正をお願いいたします。付託年月日でございます。

議長（本田眞二君） ただ今、産業厚生常任委員長の方から申し出がありまして、付託年月日につきまして、「平成22年」とありましたところを「23年」に訂正願いますとの申し出がありましたので、このことを訂正してください。お願いします。それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（本田眞二君） 起立多数です。

従って、請願第1号については、委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定しました。

議長（本田眞二君） お諮りします。ただ今、町長ほかから議案第54号、工事請負契約の締結についてなど5件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。従って、議案第54号、工事請負契約の締結など5件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

議長（本田眞二君） 配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をいたさせます。

議会事務局長（松本 寛君） [議案書朗読]

議長（本田眞二君） 改めて確認します。配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

追加日程第1 議案第54号 工事請負契約の締結について

議長（本田眞二君） それでは、追加日程第1、議案第54号、工事請負契約の締結についてを議題にします。提出者の説明を求めます。総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 第54号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。今回提案いたします本工事請負契約は、南関町農村広場グラウンド改修工事についてでございます。農村広場グラウンドの全面改修とウォーキングコースの新設でございます。主な工事内容としましては、グラウンドの暗きょ排水の敷設、それから改良クレーによります舗装、そして500メートルのウォーキングコースを新設するものでございます。入札を平成23年5月31日、株式会社原賀工務店など10社による指名競争入札を行い、津留建設株式会社が落札しまして、6月7日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。以下、議案書によりご説明をいたします。工事名、南関町農村広場グラウンド改修工事。工事場所、南関町大字小原地内。工期、議会の議決を得た日の翌日から平成24年2月29日まで。契約金額、1億1,130万円。契約の相手方、南関町大字関町1236番地、津留建設株式会社、代表取締役 津留勝也。契約の方法、指名競争入札でございます。以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） この契約に対しての予定単価、落札率、それから入札の順位及びその入札順位の単価、それをそれぞれお示してください。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） まず、予定価格が1億1,323万3,000円、落札価格が1億1,130万円、落札率が98.29%。それから、入札の順番につきましては、ちょっと資料がございませんので、ご返事できません。

議長（本田眞二君） 10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） 入札の順位、これを資料を示してください。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 休憩をいいですか。

議長（本田眞二君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時31分

議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。答弁の途中でありましたので、これを続行します。総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 1番目が津留建設で、税抜きです、1億600万円、2番目が良田建設で1億700万円、3番目が原賀工務店で1億730万円、それから4番目が2つあります、中川組で1億750万円、同じく池田建設でございます。それから、6番目が2つです、未広建設とマルコ建設で1億800万円、それから8番目が熊野組で1億860万円、それから9番目が大昭建設で1億900万円、それから最後に三山建設で1億920万円と、以上のようになっております。

議長（本田眞二君） 最後の質問になりますので、精査してお願いします。10番議員。

10番議員（唐杉純夫君） これで自主財源、南関町の自主財源はいくらなっとりますか。

議長（本田眞二君） 総務課長。

総務課長（柳田陽一君） 自主財源、一般財源、1,450万2,000円でございます。

議長（本田眞二君） それでは、ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、追加日程第1、議案第54号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

議長（本田眞二君） 追加日程第2、閉会中の継続審査の件を議題にします。

産業厚生常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第10号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の審査申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する
請願

議長（本田眞二君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。産業厚生常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の請願第1号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「総務文教常任委員会」

議長（本田眞二君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務文教常任委員会委員長から、目下、委員会において調査の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の調査申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

議長（本田眞二君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで、本会議に付議されました案件はすべて終了しました。お諮りします。会議規則第45条の規定によって、議決事件の字句の整理を議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。従って、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。これをもちまして、平成23年第4回南関町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時38分

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 23 年 第 4 回 定 例 会

平成 23 年 9 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 本 田 眞 二

編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 松 本 寛

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1041

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316

電 話 (0968) 53-1111